

て之を逮捕すること及び囑託状を發したる官憲の處分に依り之を監獄に引致することの命令を包含す

出頭又は同行の囑託状の中には被告人の其所に出頭す可き官憲、出頭の場所、日及び時を指示す

出頭囑託状に因る出頭の期間は第一八三條に定むる所を除く外三日とす、裁判官は急速の理由に基き出頭する爲の精確に必要な時を被告人に許容し期間を短縮することを得

第二六五條

(囑託状の無効)

左の場合は囑託状は無効なり

一、若し之を發したる官憲の點に付き絶対の不確實存するとき、若し如何なる方法に依りても被告人の人物確定せざるとき若しくは被告人の出頭す可き場所又は時の點に付き絶対の不確實存するとき

二、若し之を發したる日附又は司法官の署名を缺如するとき

然りと雖も無効囑託状の結果として勾留囑託状を規定又は許可する場合に於ける眞の被告人逮捕せられたるとき若しくは同被告人其所に出頭すべき官憲に出頭したるときは無効を快復す

囑託状の無効を生ぜざる不規則は執行又は送達を擔任したる官憲又は吏員に可能なきときは其責務の履行を免除せず

第二六六條

(囑託状の執行)

出頭囑託状は之を被告人に送達す

同行、逮捕及び勾留の囑託状は他の原因に因り既に拘禁せられたる被告人に送達することを要せざるときは司法警察又は公力の官吏又は吏員囑託状の謄本を被告人に交付し且執行の簡單なる調査を作成し以て之を執行す、若し便宜の搜索を盡くしたる後被告人存らざるときは其爲したる精査を表示し調査を作成す、總ての場合に於て調査は之を囑託状を發したる官憲に移送す

第二六七條

(囑託状執行時間の制限)

囑託又は命令を發したる官憲若しくは執行す可き地の豫審裁判官又は治安判事の書面の許可無くして司法警察又は公力の官吏及び吏員は之を執行する爲日没一時間後及び日出前一時間先に住居又は之に接続する圍繞地に進入することを得ず

去りながら勾留又は逮捕の囑託又は命令を執行することを要し若し被告人の執行を遁れんと欲すること又は遅延は執行の爲重大なる困難を惹起し得ること又は罪體の全部又は一部散亂せんことを疑ふの理由確立するときは夜間と雖も無條件に前述の場所に於て執行を爲すことを得

第二六八條



(潛伏)

勾留の囑託若くは勾留逮捕又は收監の命令の執行を任意に脱逸する者は潛伏者なり

潛伏者の資格は無罪放免の判決宣告せられ又は勾留の囑託又は命令取消され若くは其爲に前述の命令又は囑託の發せられたる罪消滅し若くは其執行の爲收監の命令の發せられたる刑消滅する迄永續す

潛伏に法律上の特定の効果を附するときは其效果の實現すべき所と異なる刑事訴訟手續に關しても亦其效果實現す

逃走者は總ての效果に付き潛伏者に等し

第三款 未決監守に就て

第二六九條

(豫審裁判官又は治安判事の命ずる出獄)

豫審中且訊問後其管轄の罪に付き訴訟手續を爲す豫審裁判官又は治安判事は被告人の負擔に於て十分なる徴憑を缺如するに至り若くは法律が勾留の囑託を許可せざること判然するときは職權を以てしても直に其出獄を命ず

出獄は檢察官又は被告人之を請求することを得

若し十分なる徴憑の缺如するに因り出獄を命ずると雖も仍ほ嫌疑の理由殘留するときは第二八二條

に示す義務の一又は多數を被告人に課することを得

總ての場合に於て裁判官は命令を以て處分し之に對し檢察官は控訴を提起することを得若し治安判事其命令を發したるときは豫審裁判官其他の場合に於ては豫審部其控訴に付き斷定す

第二七〇條

(檢察官の命ずる出獄)

檢察官勾留を命じたりしとき若し前條第一項の豫見する條件集積するときは檢察官亦直に出獄を命ずることを要す此場合に於ては尙同條第三項の規定を適用す

第二七一條

(未決監守の經過)

未決監守の期間は總ての效力に付き司法官憲の囑託又は命令の結果若くは第二三五條第二三六條及び第二五八條に記載する行爲の一の故に被告人の逮捕され來れる日より開始す  
被告人若し他の罪に因り拘禁せらるるときは新なる罪に關する前述の經過は勾留の囑託又は命令の送達の日より開始す但先の罪に因る被告人の處刑の場合に於ては勾留の囑託又は命令の送達は其罪に因る刑を償却せし日より非されば刑法典第一三七條に示す效力を生ずること能はず

第二七二條

(未決監守の存續に關する處分)



正式豫審中其訴訟手續を爲す罪に基く未決監守の存続四個月を超過したるときは豫審裁判官は仍未だ豫審の終結するに至らざる理由を直に地方裁判所長に報告することを要す所長は之を必要と認むるときは記録を取調べ訴訟手續を促進する爲又は其場合なるときは遅延の答責を確認する爲便宜の處分を與ふ豫審部の委任したる評定官は部長に報告を爲し部長は同様に處分す前述の處分を爲したる所長は豫審の續行を監視す

略式豫審中其訴訟手續を爲す罪に基く未決監守の存続が檢察官より公判へ召喚するの決定に付き又は無罪放免の判決に付き請求を爲したることなく四十日を超過したるときは該檢察官は豫審裁判官の正式豫審の訴訟手續を爲す爲之に記録を移送することを要し且遅延に至れる理由を宣明し直に檢察長に報告を爲すことを要す檢察長は遅延に付き答責ありや否やを調査す

治安判事の管轄の訴訟手續中其手續を爲す罪に基く未決監守の存続が三十日を超過したるときは治安判事は公判への召喚の決定を發せざりし理由を宣明し直に之を地方裁判所檢察事に報告することを要す地方裁判所檢察記録を調査し若し之を必要と認め且遅延の答責を確認する場合に非ざるときは訴訟手續を促進する爲便宜の處分を與ふ嗣後豫審の續行を監視し之を檢察長に報告す

第二九八條第二項の豫見する條件集積するときは檢察長は同條の正文に依り處分す

第二七三條

(公判移付後の勾留囑託狀)

出獄の命令後公判に移付する判決又は之に召喚する決定に次ぎ第二五四條の豫見する場合に於て被告人若し逃走を爲し又は爲さんとするに至るときは各自の管轄に従ひ審判す可き治安判事又は合議團長(= Presidente del collegio) 勾留囑託狀を發することを要す

第二七四條

(未決監守の費用)

被告人未決監守を受けたる所以の罪に因り拘禁刑に處刑せらるるときは監獄に於ける給養費を其負擔に付す

未決監守若し所科の刑の期間を超過するときは超過期間に關する費用を控除す  
徴收に付ては處刑の執行に因る入監に基く費用に付き設けたる規範に従ふ

第二七五條

(拘禁刑處刑後出獄の禁止)

上訴を准す拘禁刑に處刑する判決を以て被拘禁被告人の出獄を命ずることを得ず  
然りと雖も裁判官の宣告する刑未決監守の效力に因り全部償却したるものに關するときは直に被告人を出獄せしむ

第二七六條

(拘禁者の釋放に對する一般條件)



若し他の罪に因り拘禁を繼續す可きとき又は其者を他の官憲に引渡す可きときは拘禁者の釋放の處分を爲すことを得ず

司法官憲の處分に因り拘禁せられてある者は各自の管轄に従ひ檢察官又は治安判事の發したる書面の署名したる且官の印章を押用したる命令無くして之を釋放することを得ず

第四款 保釋に就て(原文假自由 = *Libertà provvisoria*)

第二七七條

(保釋を承認又は禁止する場合)

未決監守の狀態に在る被告人には保釋を與ふることを得

第二五三條の豫見する場合には保釋を認容せず

第二七八條

(保釋を與ふることを得る時期)

保釋は上告の公判を除く外前條の規範に依り豫審の總ての程度又は公判の總ての審級に於て之を與ふることを得

第二七九條

(保釋に關する管轄)

治安判事の管轄の訴訟手續に於ては豫審の手續を爲し又は召喚を決定したる治安判事保釋の要求

に付き斷定す、地方裁判所の管轄に付き豫審中は豫審裁判官斷定し、第一審又は控訴の公判準備行為進行中又は辯論中は各自の管轄に従ひ地方裁判所又は控訴院斷定す、重罪法院管轄の訴訟手續に於て豫審中は豫審裁判官、公判準備行為進行中は豫審部又辯論中は重罪法院斷定す、豫審が豫審部に移送せられたるときは該部斷定す、若し要求が辯論の最終の決論中に提起せられたるときは治安判事、地方裁判所又は(重罪)法院の判決を以て處分す

保釋に關する處分は公判を落着する判決を以て與ふる場合を除く外命令を以て之を與ふ

第二八〇條

(保釋命令上訴の權能)

檢察官及び被告人は辯論前治安判事又は豫審裁判官より發し保釋に付き決定する命令に對し控訴することを得、控訴に付ては場合を分ち豫審裁判官又は豫審部之を審判す

檢察官及び被告人は豫審部の命令に對し又は控訴審に於て豫審裁判官の發したる命令に對し上告を提起することを得

檢察官及び被告人は公判準備行為の時代に於て及び辯論中發したる保釋に付ての命令を上訴することを得、此場合に於ては第二〇〇條の規定を遵守す

第二八一條

(保釋を與ふる檢察官の權能)



地方裁判所又は重罪法院の管轄の訴訟手続中略式豫審の間は檢察官は召喚の請求前理由を附したる決定を以て保釋を與ふることを得被告人の要求を却下する檢察官の處分に對しては異議を准さず

其餘に於ては適用し得る限後數條の規定を遵守す

略式豫審が正式豫審に變形したるときは效力を有することを繼續す但第二九二條に定むる所に付ては此限に在らず

第二八二條

(保證又は擔保に服從)

第二八四條第二項の規定する所を除く外裁判官は保釋を與ふる命令又は其他の嗣後の命令を以て被告人を保證又は擔保に服從せしむることを得

總ての場合に於て裁判官は前述の命令を以て被告人に一定の場所に住居することを禁止することを得若くは罪を犯したる地又は告發者告訴者又は罪の被害者又は其近親の誰か又は被告人自身の住居を有する地より遠き特定の市町村に居住する義務を課することを得此規定は他の命令を以て之を取消し又は變更することを得

保證又は擔保に關する命令及び他の義務を課し變更し又は取消す命令は保釋を與ふる命令に續くものと雖も檢察官は第二八〇條の規範に於て上訴することを得

第二八三條

(保證及び擔保の目的及び本質)

保證及び擔保は被告人が前條に示す義務を履行し司法官憲の命令に服從し且判決の執行に歸順することを安全にする爲之を付課す

保證は金錢に依り又は本國家の證券又は本國家の保證したる證券に依り定額を科料金庫に寄託すること若くは記載金額の二倍を擔保するに適當なる不動産抵當を登記することに存す

擔保は被告人が適當且連帶の一人又は多人の保證人の共同を以て第二九二條の豫見する場合に裁判官の定むる金額を支拂ふことを引受くることの義務に存す

第二八四條

(保證又は擔保の多寡・之を提供すること能はざる者の處分)

保證又は擔保の多寡は被告人に對し所課の義務の違反に有效なる防衛を構成し得る方法に之を定むることを要す

裁判官若し被告人の保證又は擔保を提供することの不可能を確認し且同様に便益を與へ得ることを認むるときは其被告人の業務及び出頭の場所よりの其住居の距離を斟酌し被告人に命令の中に示したる司法警察官署に定期に出頭するの義務を設く此處分に付ては前述の官署に即時の通知を與へ其官署は其遵守を監視し且裁判官に總ての違反の報告を爲すものとす



第二八五條

(保證及び保證人の適否に付ての斷定・領收の調書)

裁判官は保釋を與ふるに先ち命令を以て保證及び保證人の適否に付き斷定す  
保證又は擔保は保釋を與へ又は保證又は保證人の適當なるを認むる命令の中に特に示定したる書  
記の作成する調書を以て之を領收す

保證人は右の調書中に送達の爲の自己の住居を申立て又は選定することを要す

第二八六條

(擔保の終熄又は減少の場合に於ける處分)

訴訟手續の進行中若し擔保に關する保障力の終熄を來し又は減少を生ずるときは保釋を與へたる  
官憲被告人に失權の制裁に於て十日の期間内に新なる一人又は多人の保證人を提出するの勸告と共  
に被告人が此處置を爲すことなく期間を逸すれば逮捕の手續を爲すべき警告を送達せしむ  
新なる擔保を提出するに至る迄既に提出したる所を存續す

第二八七條

(義務服従の調書)

第二八五條の分項に記載する調書を以て又は之に次ぐものを以て被告人は法律の規範に依り課せ  
られたる義務を負擔することを要す

第二八四條第二項の豫見する場合に於ては被告人は同一の形式を以て該所に豫見する義務を負擔  
す

第二八八條

(釋放の條件)

保證又は擔保を提供する義務を負ふ被告人は其保證提供せられ且前數條の豫見する總ての法式を  
履行するに先ち釋放せらるることを得す

第二八九條

(保證人への送達)

司法官憲の前へ出頭する爲の被告人の召喚は亦之を保證人へ送達す

第二九〇條

(釋放者逃走の虞ある場合の保證人の責務)

保證人若し被告人逃走を爲さんと認むる理由確立したるときは保釋を與へたる司法官憲に直に警  
告することを要す而して若し此警告の結果逃走の到達する前被告人逮捕せられたるときは擔保の爲  
定めたる金額支拂の義務を免除せらる

裁判官若し保證人の虚偽を確言したることを認むるときは科料金庫の利益に千乃至五千リラの  
金額支拂に處罰する命令を言渡し其(保證人の義務は仍ほ存續す



(保證人變更の請求)

保證人正當の理由に因り最早其義務を履行すること能はざるときは自己の推舉し且減少せざる保障を提供する者に變更せられんことを裁判官に請求する権能を有す而して裁判官其者を適當と認むるときは命令を以て變更の處分を爲すことを得此事は先の保證人に止た將來に付てのみ義務を免除す

第二九二條

(特典の取消及び之に關する處分)

保釋の命令を以て又は之に次ぐ處分を以て自己に課せられたる義務に違反する被告人に對し裁判官は特典取消の命令を言渡し且勾留囑託狀を發す  
若し保釋を承認せられたる被告人逃走を爲し又は爲さんとする事と判明するときは裁判官總ての時期に於て同一の方法に處分す  
若し保證又は擔保提供せられたるときは前述の命令を以て亦保證金又は擔保の爲定めたる金額の支拂に處する言渡を爲し且其料料金庫への歸屬を命す  
裁判官の命令は執當財産の收用に付き執行名義としての效力を有す  
處刑者刑の賠償の爲出頭せざるときは保證又は擔保の點に付きての前述の處分は處刑の判決を言

渡したる裁判官の命令を以て執行附帶訴訟に付き定めたる形式を以て之を行ふ

第二九三條

(保證金支拂處罰の取消)

保證金又は擔保の爲定めたる金額の支拂の處罰は之を被告人及び保證人に送達す若し送達より十日の經過期間内に専ら不可抗力の原因のみに基き被告人其義務を履行するの不可能に在りしことを表示するときは前述の所罰は之を取消す右の證據は同一の期間内に保證人より亦之を提供することを得

若し前述の期間内に證據を提供せず又は期待し得るものと認められざるときは裁判所は命令の執行を宣告す

第二九四條

(保證金の還付及び保證人の解放)

被告人第二八三條に示す總ての義務に服従したる後は處刑せられたると無罪放免せられたるとを分つことなく保證金を返還し且保證人を解放す

然りと雖も處刑の場合に在りては保證金の額より本法典第二七四條及び第六二七條及び刑法典第一八九條の正文に依り所處者の負擔する金額を控除す



## 第二章

### 正式豫審に就て

#### 第一節

#### 通則

##### 第二九五條

(正式豫審の場合)

重罪法院及び地方裁判所の管轄の犯罪に付ては法律の別段に規定する所を除く外正式豫審を以て手續す

##### 第二九六條

(豫審裁判官の活動及び委任)

正式豫審は檢察官の請求に依り豫審裁判官之を履行す  
其居住する市町村外に於て執行す可き行爲に付き豫審裁判官は之を其地の治安判事に委任するこ

とを得治安判事は特別に委任せられたる行爲の進展に因り眞實の確認に對し必要又は有用を等うする行爲は自己の發案を以てしても亦其手續を爲す權能を有す但絕對急迫に非ざる鑑定を除外す  
又他の地方裁判所の管轄區劃に於て執行す可き行爲に付ては之を其地の豫審裁判官又は治安判事に請求す前項に設くる權能は亦其裁判官に歸屬す正式豫審を行ふ豫審裁判官は緊急又は其他の重大なる理由に因り自身右の行爲の手續を爲すことを得其場合に於ては遲滯無く其地の豫審裁判官に其告知を與ふることを要す

##### 第二九七條

(豫審部より委任せられたる評定官 *Conseillers* の權限)

控訴院側の豫審部豫審の權利を帶有するときは豫審裁判官の職を其組織員の一に授け受任者は其現住する市町村外に於て履行す可き行爲に付き他の控訴院の管轄地に於ても亦其地の豫審裁判官又は治安判事に之を委任することを得前條第二項に記載する權能は亦其裁判官に歸屬す  
豫審部より委任せられたる評定官は法律の別段に規定する所を除く外豫審裁判官の總ての權限を有す

##### 第二九八條

(豫審に付き檢察長の監督)

控訴院側檢察長は豫審の速に履行せらるること及び豫審裁判官及び豫審部の法律の設くる形式及



び期間を遵守することを監督す  
豫審を開き一年を超え仍ほ未だ終結せざる場合に於ては總て検事長遲滯の理由を示し之を司法大臣に通知す

第二九九條

(豫審裁判官の責務)

豫審裁判官は蒐集したる資料の基礎に依り及び豫審の進展に於て眞實の確認の爲必要を等うする行爲の總てを且夫れのみを速に履行する義務を有す其他罪より生じたる損害にして其罪又は情狀に付ての公判の爲若くは民事當事者の組成あるとき必要なるものを確認することを要す  
豫審存続中豫審裁判官若し職權を以て手續を爲す可き他の罪の認識を得るときは進行中の豫審を停止することなく書類及び之に關する通知を地方裁判所檢事に移送す

第三〇〇條

(犯行者との對審に於て告發者告訴者又は被害者の意見を聽く豫審裁判官の權能)

豫審裁判官は囑託狀を發するに先ち犯行者として指示せられたる者との對審に於て告發者告訴者又は被害者の意見を聽くことを得

第三〇一條

(附加刑又は保安處分の假適用)

裁判官は被告人訊問後又は其不可能なるとき囑託狀發行後豫審の總ての程度に於て職權を以てしても理由を附したる決定を以て法律の許容する場合に於ける附加刑の假適用の處分を行ふ其決定は執行の爲直に之を檢事局に通知す

保安處分の假適用に付ては同一の規定を遵守す右は被告人訊問又は囑託狀發行の前と雖も亦之を命ずることを得之に異議の權能無し

第三〇二條

(豫審行爲の調書)

書記の作成する調書の中には豫審裁判官の質問取調べられ又は訊問せられたる者の答辯其者の自發の申立を採收し又裁判官が筆書の註解に用ふることを容したる權能に付き記入す  
質問は若し必要あるときは裁判官より口授し答辯は裁判官より口授す但裁判官の許可を以て其旨を調書に記入したる上取調べられ又は訊問せらるる者より之を口授することを得

第三〇三條

(正式豫審に於ける檢察官の權能)

檢察官は訴訟手續の總ての程度に於て請求を爲し豫審行爲に立會ひ又其目撃を執ることを得  
豫審裁判官は檢察官の立會を請求する行爲の手續を爲すに先ち事務を遲滯せしむることなく適當なる時期に書記を介し之を告知す



他の豫審裁判官に請求又は委任するときには検事長又は地方裁判所検事は其地の検事局の司法官に代表せしむることを得

檢察官は豫審行爲に立會ふ間に申請注意及び留保を爲すことを得其事は若し必要あるときは與へたる處分の指示と共に之を調書に記入す

第三〇四條

(辯護人の任命)

裁判官は被告人の出頭したる訴訟手續の行爲の初に於て之に辯護人を選任することを勧告し又は被告人若し之を選任せざるときは職權を以て之を任命す其外拘禁又は收監せられ居らざるときは之に第一七一條の規範に依り送達の爲の住居を申立て又は選定することを勧告す

第三〇五條

(私當事者の覺書及び申請・辯護人に囑託狀の謄本)

第一四五條の規範に依り提出したる申請書及び覺書は被告人民事科料義務者民事擔當人民事當事者及び各自の辯護人に裁判官の處分を獲るの權利を與ふることなし但法律の別段に規定する場合は此限に在らず

第三〇六條

被告人の辯護人は送達又は執行したる囑託狀の謄本を得る權利を有す

(罪の被害者の權能)

豫審の總ての時期に於て罪の被害者は民事當事者を組成せざるときと雖も仍ほ覺書を提出し證據資料を指示し且眞實確認の精査を提供することを得

此權能の行使は前述の者に訴訟手續中他の何等の權利をも附與せず

第三〇七條

(祕密の義務)

司法官其検事局に屬する者亦同じ書記裁判所祕書検事局鑑定人通事及び其他の私當事者及び證人外の者豫審行爲を履行し又は履行することに共同し又は其履行に立會ふときは該行爲及び其結果に關する一切に付き祕密の義務を負ふ

第三〇八條

(證據組織の制限)

證據に關し民法の設くる制限は刑事訴訟手續に於ては之を遵守せず但人の身分に關するものは例外とす

第二節

司法上の檢證及び實驗に就て



第三〇九條  
（司法上檢證一般）

豫審裁判官は人場所及び物の檢證を以て罪の殘したる痕跡及び其他の物的結果を確認す  
若し罪が痕跡又は其他の物的結果を殘さず又は夫等が湮滅し又は或様式に於て抹殺又は散亂し、變  
化又は移轉したるときは裁判官は現狀を記述し且可能なる限度に其等の存在せしことを證明す、湮滅  
又は變化の場合に於ては其様式、時期及び原因を確認す

前述の確認の爲には裁判官は若し之を便宜と認むれば司法警察官をも利用し人相圖、圖形及び撮影  
及び其他の技術事務を履行することを得

人の識別の爲有用なる印刷圖、人相圖、指紋等及び其他の標識は其場合なるときは至急之を管轄警察  
官署に送付し、該官署は便宜の搜索を執行して遲滯無く其結果を豫審裁判官に通知す

第三一〇條

（身體檢證に關する規範）

豫審裁判官は可能なる限人の節操を尊敬することに注意し之を有用と認むるときは被告人の身體  
檢證の手續を爲すことを得、重大且根據有る嫌疑又は絶對必要の場合に於て常に前述の限界を以て別  
人の身體檢證の手續を爲すことを得

身體檢證は裁判官自身又は其任命したる鑑定人を介し之を執行することを得、此終の場合に於ては

裁判官は事務の立會を回避することを得

檢證に服する者其要求を爲し目的とする人物速に見出し得られ且裁判官其選擇に賛同するときは  
被檢證者の信任する者之に立會ふことを得、裁判官は關係者に之に屬する權能を告知することを要  
す

第三一一條

（現場檢證中の裁判官の強制權能）

豫審裁判官は現場檢證の手續中調書を終結するに先ち或者の立去らざるの處分を爲すことを得、違  
背者は裁判官の命令を以て之を公力吏の場所に引致且留置す

第三一二條

（司法上實驗）

或事實が特定の様式に到達せしか又は到達し得たりしかを確認する爲裁判官は情狀の之を容す限  
一切の公然を除去することに注意し以て實驗の手續を爲す權能を有す

實驗は命令を以て處分し且可能なる限到來せしことを斷定又は認定する條件に事實を再現するこ  
とに存立す

國民又は宗教又は死者に對する敬虔の感情又は公德を害し又は公の秩序を危険に曝す可き實驗は  
之を禁止す



第三一三條

(司法上の檢證及び實驗に於ける證人及び鑑定人)  
人場所又は物の識別を定むる爲又は事實の形態を證明する爲檢證又は實驗の行爲に採用せられたる證人及び鑑定人は無効の制裁に於て宣誓を供す

第三節

鑑定人及び専門商議員に就て || *Consulenti tecnici*

第三一四條

(鑑定の手續を爲す裁判官の權能)

特定の科學又は技術の格別の智識を要求する精査必要なるときは裁判官は鑑定處分を爲すことを得

罪の常習性又は職業性罪を犯す性癖被告人の性質及び人格及び一般に病理的原因に關せざる心的性質を定むる爲には鑑定を承認せず

鑑定は職權に依り命令を以て處分す若し職權に依り處分せざるときは檢察官又は之に利害關係を有する私當事者は豫審裁判官に其申請を爲すことを得

總ての場合に於て鑑定人は適當と思料する者の中又取分け専門家の資格を獲たる者の中より職權を以て裁判官之を選択且任命す鑑定人の事務の提供は義務のものとする

裁判官其必要を認むるときは同時又は順次に多數の鑑定人を任命することを得

命令は鑑定事務を開始を與ふるに先ち之を檢事局に通知す但緊急の場合に在りては此手續は鑑定執行を停止せず

第三一五條

(鑑定人の無資格及び除斥)

左の者は無効の制裁に於て鑑定人の事務を提供することを不得す

- 一 二十一歳に満たざる者、法律上又は裁判上の禁治產の狀態に在る者及び精神病に罹れる者
- 二、證人として採用することを得ず及び證言を回避する權能を有する者及び同一の訴訟手續中證人として供述すること又は通事の事務を提供することに召喚せられたる者
- 三、刑事處罰の爲官職を禁止せられ若しくは職業又は技術の施行を禁止又は停止せられたる者及び拘禁保安處分又は監視附自由に服してありし又はある者

第三一六條

(鑑定の準備行爲)

鑑定人は裁判官の定むる日及び場所に出頭するやう之を召喚す緊急の場合に於ては召喚は司法官



又は司法警察吏を介し口頭を以て亦之を爲すことを得  
鑑定人の出頭を得て裁判官は之に第一四二條の正文に依る諭告を爲し又之に秘密を保つ可き責務  
を告知し其爲左の措辭を以て之に宣誓を爲さしむ

『神の御前に人の前に誓を立てて引受けし其責任に與りて卿等の委せし精査をば眞實を知らするよ  
り外の目的は無く善且誠を以て扱ふことを又卿等の前に果し又は行はれん總ての行爲の秘を保つこ  
とを爰に宣誓す』

後逕に裁判官は鑑定人に概要を質し且機宜と認むる質問を提起す鑑定人には豫審の總ての程度に  
於て新なる質問を提起することを得

調査の性質又は困難に因り鑑定人直に之を果すこと能はざるの觀あるときは裁判官は書面を以て  
報告を提出するの期間を設く此期間は三月間を越ゆることを得ず亦延長することを得ず但地方裁判  
所檢察事の通告を受けたる控訴院側檢察長の請求に付き豫審部其延長を絶對必要と確認するときは此  
限に在らず鑑定人若し豫定の期間内に報告を提出せざるときは其他を問はず裁判官之を交替し且第  
三二一條の規定を適用す

前數規定に示す行爲に付き裁判官は調書を作成せしむ

第三一七條

(鑑定に於ける裁判官の指揮權)

裁判官は鑑定を指揮し又若し之を便宜と認むるときは之に立會ひ總ての場合に於て便宜と思料す  
る處置を以て鑑定人の精査を可能と爲す處分を行ひ且必要あるときは事務の速に取扱はるるや否や  
を確認す

調査の對象を形成する物件の可能なる程保存せらるる爲及び事務の誠意及び秘密の保全せらるる  
爲必要な處分を施し裁判官は其事務の公立又は私立の實驗所又は學會にて施行せらるることを命  
ずることを得

必要と認むるときは裁判官は鑑定人が被告人の訊問又は證人の取調に立會ふの處分を爲すことを  
得又豫審書類の認識を取るを許可することを得

鑑定人若し第三一二條に示す實驗の一を必要と認むるときは裁判官は同條の規定に従ひ處分する  
ことを得

第三一八條

(精神病學上の鑑定に關する規範)

精神病學上の鑑定を命ずる裁判官は保安處分を適用する爲法律の其確認を規定する毎に常に鑑定  
人に被告人の社會上危險なる人物なるやを質すものとす

精神病學上の鑑定は左の如く之を執行す

第一、若し未決監守又は拘禁保安處分に服する被告人に關するときは可能ならば其現在する場所に



於て又然らざれば公立別して司法上の精神病院に於てす

二、若し司法感化院に庇隠せられたる未成年者に關するときは可能ならば同感化院に於て又然らざれば公立別して司法上の精神病院に於てす

三、其他の場合に於ては裁判官の示定したる場所に於てす、裁判官は便宜と認むるときは亦事務の全部又は一部の公立精神病院又は大學の臨床精神學科に於て履行せらるる處分を爲すことを得

第三一九條

(書類の虚偽鑑定に關する規範・被告人の文書)

書類の虚偽の犯罪(文書偽造變造)に因る訴訟手續に於て裁判官は若し官吏の許又は公役負擔者の許に存在せば比較の文書の提出を命ず

私文書は若し其真正に付き疑無きときは比較の文書として之を承認することを得

比較の文書若し私人の許に存し證人として供述することを回避する權能を有する者に非ざるときは裁判官は必要に應じ搜索及び押收の手續を行ふ

比較の文書は裁判官及び書記の署名を以て之に與書す

書類の虚偽の犯罪に因り手續する場合の外と雖も裁判官は必要に應じ被告人の自身の手に成れる又は其口授を書せる筆跡を提出することを命ずることを得被告人若し拒絶し又は偽計を用ひるときは之を調書に記載す

第三二〇條

(鑑定の履行)

鑑定人の意見は裁判官之を接受し且之を調書に騰寫す若し書面にて意見を提出したるときは裁判官之を接受し自己の署名を以て之に與書し且之を調書に添附す

鑑定(書)は三日内に裁判官の注意に於て之を書記課に寄託す而して寄託は裁判官の豫定する期間内に該書記課に於て鑑定及び之に添附したる書類の認識及び謄本を得るの權能を有することの警告と共に其告知を當事者の辯護人に送達す

第三二一條

(鑑定人に對する懲戒制裁)

裁判官の與へたる規定を遵守せず又は其職務の履行に怠慢なる鑑定人は之を交換することを要す希望せば自己を辯解する爲出頭す可く鑑定人を召喚したる後交換の處分を遲滯することなく裁判官は鑑定人を科料金庫の利益に二百乃至三千リールの金額の支拂に處罰するの命令を言渡す

第三二二條

(虚偽鑑定犯罪に對する訴訟手續)

鑑定人刑法典第三七三條の豫見する所爲の一を犯すときは適用することを得る限第三五九條の規定を遵守す



第三二三條

私當事者は其利益を有するときは裁判官の第三二〇條の規範に依り定めたる期間の満了より三日内に其辯護人を介し且自己の費用に於て適當と認むる者の中を選擇し専門商議員を選任する権能を有す

此選任は失權の制裁に於て同一の期間内に書面の申立を夫夫書記課(裁判所又は祕書課(検事局)に提出して豫審裁判官及び檢察官に其告知を與ふ

前述の権能を利用せんと欲する當事者若し多數なるときは合計二専門商議員より多數の立會を受くることを得ず但利害の抵觸存るときは之を例外とす若し利害の抵觸存在又は突發するときは共通の利害を有する當事者の各班二専門商議員より多數の立會を受くることを得ず裁判官は必要に應じ職權を以てしても此規定を遵守せしむることを命令を以て處分す

第三一五條に示す條件に在る者は之を専門商議員に選任することを得ず若し斯の如き者一人選任せられたるときは裁判官當事者に二日の期間内に之を交換する勸告を送達せしめ交換するに至らず之を経過すれば裁判官決定を以て當事者の一専門商議員に立會はしむる權利の喪失を宣告す

第三二四條

(専門商議員の権能)

専門商議員は當事者の費用に於て鑑定及び鑑定報告を取調べ且謄本を得るの権能を有す其外鑑定の対象たる人又は物の取調を承認せられんことを裁判官に請求することを得裁判官若し申請を全部又は一部採用す可きものと認むるときは命令を發し之を以て取調が所定の方法及び時期に其面前又は書記若くは其指名したる鑑定人の面前に行はるることに處分す

如何なる場合に在りても斯の如き處分の執行の爲豫審の終結を遲滯することを不得す

第三二五條

(専門商議員の觀察の問題に於ける辯護人の権能)

利害關係當事者の辯護人は各該専門商議員の夫等に提出したる觀察を裁判所の書記課に寄託する権能を有す此権能は失權の制裁に於て少くも辯論前五日に之を行使することを要す

辯護人は寄託の調書に署名す

第四節

通譯に就て

第三二六條



裁判官は外國語若くは容易に理解し難き方言に於ける文書を解釋する爲一通譯を選任す

申立又は供述を爲さんことを欲し又は要する者若し伊太利語を識らざるときは裁判官一通譯を選任す、申立又は供述は書面を以て之を爲すことを得此場合に於ては通譯の施行したる翻譯と共に之を調書に挿入す

解釋することに關する國語又は方言を裁判官自身識るときと雖も仍ほ通譯を選任することを要す

第三二七條

(通譯の召喚)

通譯の事務の提供は義務のものなり、通譯の無資格及び除斥  
選任は召喚に關する決定の送達に依り之を通譯に通知す、緊急の場合に於ては通譯は裁判官口頭を以て、裁判所附屬吏 || Officiale giudiziario 又は司法警察吏を介し之を召喚することを得

第三二八條

(通譯の無資格及び除斥)

左の者は無効の制裁に於て通譯の事務を提供することを得ず  
一、二十一歳に満たざる者、法律上又は裁判上の禁治産の状態に在る者及び精神病に罹れる者  
二、證人として採用することを得ず及び證言を回避する権能を有する者及び同一の訴訟手續中證

人として供述すること又は鑑定人の事務を提供することに召喚せられたる者

三、刑事處罰の爲官職を禁止せられ若くは職業又は技術の施行を禁止又は停止せられたる者及び拘禁保安處分又は監視附自由に服してありし又はある者

第三二九條

(通譯の採用)

通譯の出頭を得て裁判官は之に第一四二條の正文に依る諭告を爲し又之に其事務の行爲に付き秘密を保つ可き責務を告知し、其爲左の措辭を以て之に宣誓を爲さしむ

『神の御前に人の前に誓を立てて引受けし其責任に與りて卿等の事務に眞實を知らするより外の目的は無く善且誠を以て履行することを、又卿等を介し又は卿等の前に行はれん總ての行爲の祕を保つことを爰に宣誓す』

後逕に裁判官は通譯に概要を質し且之に其事務を提供することを勸告す

第三三〇條

(筆書翻譯の期間・懲戒制裁)

長時間の勞務を要する文書の翻譯に付ては通譯に筆書の翻譯を提出する爲の期間を定むることを得又正當なる原因に基きて之を延長することを得  
前述の期間内に翻譯を提出せざる通譯は之を交換す、希望せば自己を辯解する爲出頭す可く通譯を



召喚したる後交換の處分を遅滞することなく裁判官は通譯を料料金庫の利益に百乃至千円の金額の支拂に所罰するの命令を發す

第三三一條

(虚偽通譯犯罪に對する訴訟手續)

通譯刑法典第三七三條の豫見する所爲の一を犯すときは適用することを得る限第三五九條の規定を遵守す

第五節

搜索に就て

第三三二條 (搜索の場合及び形式) 或者が身體に罪に關聯する物を隠匿することを疑ふ理由確立するときは裁判官身體搜索を處分す、斯の如き物が特定の場所に存在すること若くは其所に於て被告人又は其他の被疑者又は逃走者の逮捕を執行し得ることを疑ふ理由確立するときは家宅搜索を處分す

搜索は決定を以て之を處分す、裁判官は自身又必要に應じ公力の立會を以て其手續を爲すことを得、且同様の決定を以て亦之を司法警察官に委任することを得

第三三三條 (家宅搜索の時間) 住居又は之に接續する圍繞地に於ける搜索は日没一時間後及び日出前一時間先に之を開始することを得ず

但緊急の場合に於ては裁判官は書面を以て夜の時間に於ても亦搜索の行はるることを處分することを得

第三三四條

(搜索に於ける裁判官の責務及び權能) 被告人及び家宅搜索を執行する場所に住居し又は之を占有する者には事務を開始する行爲に於て裁判官の決定の謄本を其所に立會ふこと又は其所に在る者をして自己を代表せしむることの口頭の勸告と共に交付す、謄本は若し前示の者に交付すること能はざるときは配偶者又は使用人、門番又は其所に若し在らば隣人に訴訟行爲に證人たる資格を有する限之を交付し且勸告を爲すものとす

若し前述の手續を履行すること能はざるときは調書に之が記載を爲す

裁判官家宅搜索の手續を爲すに當り罪に關聯する物を隠匿すべしと認むるときは口頭を以てして居合はせ又は來合はせたる者を搜索することを命ずる權能を有す



其他或者が事務を完了するに先ち立去らざることを命ずることを得且公力吏をして之を監視せしむることを得違反者は裁判官の命令に依り力を以て之を其場に留置し又は引返さしむ

第三三五條

提出勸告・身體搜索に於ける斟酌  
特定の物を詮索するとき裁判官は身體搜索の手續を爲すに先ち其者に之が提出を勸告することを得若し物が提出せられたるときは他の理由に因り其手續を有用と認むるときを除く外は搜索を爲さず

女子の身體に付ての搜索は其事が可能にして且事務の遲滯又は妨害を將來せざるときは他の女子をして之を執行せしむ

總ての場合に於て身體搜索は別々に且可能なる範圍に於て人の羞耻心を尊重する方法に依り之を執行す

第三三六條

搜索は總て事務履行後直に調書を作成す  
搜索に於て發見したる物は第三四四條及び第三四五條に記載する所を遵守し以て之を押收に付す

第六節

刑事訴訟手續に於ける押收に就て

第三三七條

押收に關する手續  
豫審の進行中裁判官は決定を以て罪に關聯する物の押收を職權を以てしても處分することを得押收は裁判官自身且必要に應じ公力の立會を以て手續を爲すことを得尙同一の決定を以て之を司法警察官に委任することを得

第三三八條

郵便又は電信の官署に於ける押收  
裁判官は郵便又は電信の官署に於て信書、小包、信書、小包、價格(Valori, 價格表記?)又は其他の通信の物體にして縦し異なる氏名の下に又は異なる人を介して爲すも被告人より發送し又は之に宛てたりと認むる理由あるもの又は總て罪の關係を有すべきものの押收を處分することを得  
司法警察官押送の手續を爲すときは該官は押收したる通信の物體を之を開披することなく亦其他の方法を以て其内容の認識を得ることなく裁判官に移交することを要す



第三三九條

(電話官署に進入)

裁判官は通話を移送、中斷又は阻止し又は其認識を獲る爲公衆用電話の官署又は建物に進入することを得、亦決定を以て之を司法警察に委任することを得

第三四〇條

(銀行又は其他の施設の許の押收)

裁判官は罪に關聯すと認むるときは被告人に屬せず又は其名義に記入せられざるものと雖も銀行又は其他の公又は私の施設の許にて證券、有價證券、交互計算の寄託金及び其他の寄託物の押收の手續を爲すことを得、其保護預に含まるるもの亦同じ

裁判官は押收す可き物を詮索する爲又は眞實を發見するに有用なる他の情狀を確認する爲銀行又は施設の通信及び總ての書類及び證據物を取調ぶる權能を有す、拒絶の場合に於ては通信及び其他の必要なる限のもの、の搜索及び押收の手續を爲す

前項の豫見する行爲は委任に依りても司法警察の官吏又は吏員は決して之を履行することを得

す

第三四一條

(辯護人及び専門商議員の許の押收)

辯護人及び専門商議員の許に於て其事務の履行の爲交付を受けたる圖又は證據物の押收の手續を爲すことを得ず、但其圖又は證據物が罪體の一部を爲すときは此限に在らず

第三四二條

(官吏及び其他の者よりの提出の責務)

官吏及び雇吏、公役負擔者及び第三五一條に示す者は其職務、負擔職業又は技術の故に因り其許に存する書類又は證據物を、若し其命令あるときは原本にても、及び其他の總ての物を其請求を爲したる司法官憲に直に交付することを要す、但政治又は軍事の祕密若しくは職務又は職業の祕密に關することを縦し理由を附せずとも書面に依り申立つるものは此限に在らず

申立が政治又は軍事の祕密に關係し手續を爲す官憲之を根據ありと認めざるときは第三五二條第三項の規範に依り處分す

申立が職務又は職業の祕密に關係し手續を爲す官憲之を根據ありと認めざるときは押收を命ずることを得

第三四三條

(押收證據物の模造)

裁判官は押收の書類又は證據物の模造を抽出せしめ原本を還付することを得、又原本の押收を維持するときは之を寄託に付したる者に無償にて公正模造を交付することを書記に許可することを得



官吏は裁判官より原本又は模造に依り之に還付せられたる證據物の模造抄本又は證明書を送付することを得但其模造抄本又は證明書に存在の押收の記入を爲すことを要す

總ての場合に於て其許に押收を執行せられし人又は廳署は行はれたる押收の證明書を獲る權利を有す

若し押收したる證據物が分離すること能はざる書冊又は帳簿の一部を爲し且裁判官其模造の抽出せしむべきを認めざる時は書冊又は帳簿の全部を司法寄託所に殘留す書記は裁判官の許可を以て書冊又は帳簿の押收を受けざる部分の模造抄本又は證明書を模造抄本又は證明書の中に一部の押收の記載を爲したる上之を請求する利害關係者に送交す

前項の豫見する場合に寄託者又は所持者に無償にて押收調書の公正謄本を交付す

第三四四條

押收物は書記の保管に付す

裁判官若し其書記課に於ける保管を不可能又は不適當と認むるときは其方法を特定し且第一五九條に示す者に非ざる他の保管者を指名したる上保管の別所に行はるることを命ずることを得交付の書類中に於て裁判官は保管者に物を保存し且司法官憲の請求ある毎に之を提出する義務及び保管の責務違背者に對する刑法典所科の刑を警告す其外保管者に保證を課することを得行ひたる交付與へ

たる警告及び課したる保證は之を調書に記載す保證は別個の調書を以て書記之を領收す

第三四五條

押收物は豫審官署の印章及び裁判官及び書記の署名を以て之を保障す

裁判官は證據物の模造を抽出せしめ又變質することある可く又は保管の困難なる押收物の寫眞又は其他の複製を行はしめ之を書類に合一し而して物に付ては前條を遵守して處分し證據物の原本を書記課に保管せしむ

變質することある可き物に關しては裁判官場合を分ち之が讓渡又は破壊を命ず

第三四六條

(印章の轉置及び再押捺)

印章轉置の手續を爲す必要あるときは裁判官は書記の立會を以て先づ其識別及び現状を檢査す印章轉置の必要なる行爲履行後裁判官の面前に於て書記押收物に更に捺印す裁判官及び書記は印章の側に日附及び其署名を加ふ

本節の豫見せざる所に就ては第六二二條以下の規範を遵守す

第三四七條

豫審後の押收命令



罪に關聯する物の押收の全部又は一部豫審進行中に執行すること可能に非ざりしときは其可能となれるや否や公判の總ての審級に於て直に長院長及び所長の謂又は治安判事職權を以てしても押收を命ず、處刑の判決確定と爲れば其可能の現はるる總ての場合に於て、刑を償却し又は其他に其消滅したるに拘らず、執行を管轄する裁判官職權を以てしても前述の物の押收を命ず、適用可能なる限前數條に設くる規範を遵守し又押收物の還付に付ては第六二二條以下の規定を適用す

### 第七節

#### 證人に就て

#### 第三四八條

其爲に審理を爲し且眞實の確認に有用なりと認むる事實を審問し證人を取調ぶることを要す

總ての者は證言する資格を有す但裁判官其信用力を評價す法律の明白に示す場合を除く外何人と雖も供述することの義務を遁るることを得ず

同一の罪又は牽連する罪の被告人は放免せられしと處刑せられしとを分たす無効の制裁に於て證人として之を採用することを得ず但所爲を犯さざりしに困り公判に於て無罪放免を言渡されたりし

ときは此限に在らず

#### 第三四九條

#### (證人取調の原則)

裁判官は暗示性又は其他の方法の答辯の自發及び眞摯を害す可き一切の質問を避くることを要す  
證人は特定の事實に付き之を訊問することを要す

裁判官は證人に自身の鑑識を言明することを要求す可らず亦許可す可らず但其鑑識が事實の供述と分離すること可能に非ざるときは此限に在らず

證人は訴訟に於て論議する事實を繞り世間に流傳する風説の供述を爲す可らず

同じく被告人又は其他の者の品性に付き供述す可らず但特に被告人に關し且罪の關係に於ける其者の人格を形容すること及び其社會上危險なりとする人物の資格を確認又は除外することに適當なる事實に付ては此限に在らず被告人の所爲を罪を犯されたる者の所爲又は道義上の資格の關係に於て評價することを要するとき其罪を犯されたる者の人格を評定するの用を爲す事實に付ては同様の除外を爲すに價す

裁判官は司法警察の官吏又は吏員に之に情報を供したる者の氏名を表示することを強制することを得ず又無効の制裁に於て前述の官吏又は吏員より氏名を表現すべしと認めざる者より獲たる情報を收受することを得ず



第三五〇條

(近親者證言回避の權利)

被告人又は同罪の共同被告の一人の近親は證言することを回避することを得  
然りと雖も告發者、告訴者又は民事當事者なるとき又は罪が被告人又は共同被告の一人の他の近親  
の損害に於て犯され而して別様にては罪又は其情狀の證據を獲得又は完備する能はざるときは回避  
することを得ず  
裁判官は若し其場合なるときは調書に警告の記載を爲したる上前述の者に證言を回避する權能を  
警告することを要す

第三五一條

(業務上秘密の特定の證言回避の權利)

無効の制裁に於て固有の教職又は職務又は固有の業務の故に因り之に委任し又は其認識に達した  
ことに付き左の者に供述を強制することを得ず  
一、カトリック教又は本國家に於て承認したる宗教の牧師  
二、代言人、代訴人、専門商議員及び公證人  
三、法律が其官憲に報道する義務を課する場合を除く外、醫師、外科醫、藥劑師、産婆及び其他の衛生の  
業務を施行する總ての者

若し手續中の官憲が此等の者の供述を免るる爲爲したる申立を根據有りと認めざるときは他を問  
はず證言取調の手續を行ふ

第三五二條 (業務上秘密の特定の證言回避の權利及び取調の禁止)

官吏、雇吏及び公役負擔者は無効の制裁に於て其職務の故に因り認識し而して秘密を保つべき事實  
を供述することを之に強制することを得ず

右の者は無効の制裁に於て若し漏洩せば本國家の安全又は同じく本國家の國內又は國際の政治の  
利益を害す可き本國家の政治又は軍事の秘密又は其他の情報に付き之を訊問すべからず

若し手續中の官憲前述の或者の爲せる申立を根據有りと認めざるときは之を控訴院側檢事長に報  
告し檢事長は之を司法大臣に通報す、斯の如き場合に於て刑法典第三七二條の犯罪に付ては司法大臣  
の許可無くしては手續を爲さず

第三五三條

(證人の召喚)

裁判官は證人取調の爲左の事項を包含する召喚の決定を發す

- 一、證人の概要
- 二、出頭の日、時及び場所及び證人の其前に出頭すべき官憲



三、若し出頭せざるとき證人の受く可き制裁の指示を官憲

第三五四條

證人の口頭召喚及び自發出頭

緊急の場合に於ては證人は裁判所附屬吏又は司法警察吏を介し口頭を以ても之を召喚することを得

其外證人は豫審中自發に出頭することを得若し裁判官之が取調を爲すときは調書に自發出頭の旨を記載す

第三五五條

往來守護 GalvacoLotu 授與の禁止

如何なる場合に在りても證人又は其他の者に往來守護を授與することを得ず

第三五六條

特定の證人採用に關する規範

他の法律の規定を除く外若し王子、君牧師 Cardinal 又は國家の大官を證人として聽取することを要するときは裁判官は適當なる協定を經其供述を受くる爲書記と共に證人の指定したる場所に出張す若し他の裁判官に取調を請求するときは請求書の中に取調を爲す可き事實を詳述し而して前述の形式を遵守して其手続を行ふ

若し外國に在る王國外交官又は外交使節負擔者を其本國家の領域外に駐在する間に證人として聽取することを要するときは司法大臣を介し取調の請求を其地の領事官憲に移交し領事官憲本條第一項に示す方法に依り取調の手続を行ふ

然れども重罪法院又は地方裁判所の管轄の犯罪に對する訴訟手續に於て裁判官若し取調又は對質の行爲を執行する爲又は其他の必要の爲前に掲ぐる者の孰かの出頭を缺く可らざるものと認むるときは適當なる敬禮を守り通常の形式を以て其手続を行ふ何れの場合に於ても前述の者は之に屬する特別の取扱を拋棄することを得

伊太利國の許に信任せられたる法王廳 Santa Sede の外交官若しくは伊太利國又は法王廳に信任せられたる外國の外交官の供述を受くるに付ては國際の協定又は慣例を遵守す

證言の準備行爲・未來の名譽に依る證人の宣誓

各證人は分離して之を取調ぶ裁判官は之に眞實より外の何も一切眞實を語るの義務を警告し且之に虚偽の犯人に對し設けたる刑に想到せしむ次で之に其概要略歴等を訊問し又其私當事者との間に有する親族又は利害の或連絡及び其他其信用を評價するの用を爲す情狀に立入り夫れより其取調の手続を行ふ

證人は法律の別段に規定するを除く外豫審に於ては宣誓せず然れども裁判官は疾病又は其他の重

手續を行ふ

證人は法律の別段に規定するを除く外豫審に於ては宣誓せず然れども裁判官は疾病又は其他の重

手續を行ふ



大なる支障に因り公判に出頭すること能はざるを豫見したるときは其必要を認めたる證人の供述を宣誓を以て受けることを要す、此場合に於て證人は第四四九條の措辭に依り宣誓す

調書に總てを記載す

第三五八條

(出頭せざる證人)

正式に召喚せられたる證人にして正當なる支障に因り出頭せざる者は其所在の個所に於て委任又は請求の方法に依りても之を取調ぶることを得

證人若し其不參を辯明する所無く出頭せず又は辯明より正當支障の存在を歸結せざるときは裁判官は第一四四條の規範に依り處分す

第三五九條

(抗拒、虚偽又は隠蔽の證人)

證人若し正當の理由無く供述することを拒絶し又は虚偽を是認し又は眞實を否認し若くは取調べられたる事實に付き知る所の全部又は一部を隠蔽せりと認むる理由確立するときは裁判官は改めて之に其危険を冒す刑事答責に付き警告を與へ且同日又は直後の日呼出のある迄假勾留に留置することを命ずることを得、裁判官若し斯の如き方法に處分することを支持せず若くは呼出されたる證人拒絶、虚偽又は隠蔽を固執するときは裁判官は職權を以てしても勾留囑託狀を發し且調書を作成せしむ、

調書は關係刑事訴訟手續の爲之を檢事局に移送す

勾留囑託狀發せられず又は調書作成せられざりしとするも檢察官は公訴を實行することを得

豫審終結前證人若し其事務を提供したる刑事訴訟手續に於て虚偽を撤回し且眞實を表明するときは裁判官は檢察官の意見を聽き被告人の罰す可らざるに因る免訴を宣告する判決を言渡す

第八節

認知及び對質に就て

第三六〇條

(人の認知)

或人の認知の手續を爲す必要起るときは裁判官は認知すべき者の敘述を爲す爲之を施行すべき者を招致す、然る後若し曾て斯る取調の爲他の官憲より召喚せられしことありや、若し其爲手續を爲す事實に引續きて認知すべき者を指示せられしことありや、若し寫眞又は其他の方法に依り複製したる肖像を見しことありや、又若し認知を豫想するに適したる他の條件在りや否を質問す、被訊問者の申立は無效の制裁に於て之を調書に記載す



之に次ぎて裁判官認知の対象たる者と多少の似寄を有する他の二人又はより多數人を出頭せしむ  
認知の対象たる者は認知の爲招致せられし者の見たることありし所と可能なる限同一の條件に依り  
出現することを要す、認知せらるべき者其座所を選定したる後認知を施行すべき者を内に入らしめ而  
して裁判官之に出頭者の中に於て確に本人と認知する者のあるかを申立つることを勧め肯定の場合  
には之を指示することを勸む、答詞は無効の制裁に於て之を調書に記載す

若し認知の爲招致せられたる者認知せらるべき者の直接面前なるに因り眞實に反する威嚇又は其  
他の影響を受く可しと認むる理由あるときは裁判官は調書に其旨を記載したる上其行爲が認知せら  
るる者を認知の爲招致せられたる者の見ることを得ざるやう履行せらる可く處分することを得、此處  
分は之を辯論に適用せず

第三六一條

(物の認知)

或物の認知の前に裁判官は其敘述を爲す爲且其敘述が果して其以前且直接の認識詳言せば他の方  
法に依りて有したる知覺に相當するかを申立てしむる爲之を施行すべき者を招致す、無効の制裁に於  
て一切を調書に記載す

然る後裁判官は適用可能なる限前條に設くる原則を遵守し認知の手續を行ふ

第三六二條

(認知の爲召喚せられたる人又は認知すべき人又は物の多數)

一人又は一物の認知を施行する爲多數の者召喚せらるるときは認知を施行したる者と仍ほ之を施  
行すべき者との間の總ての聯絡を防止することに注意し分離したる行爲を以て手續を行ふ

若し同一人が多數の人又は多數の物の認知を施行すべきときは裁判官は一切の認知の爲認知すべ  
き人又は物を他の人又は他の物の間に存置すべく處分す

第三六三條

(證人の施行する認知)

證人の資格を有する者人又は物を認知すべきときは裁判官は前數條に示す申立及び認知の取調の  
前に無効の制裁に於て證人に第四四九條の措辭に依り宣誓を爲さしむ

宣誓を爲したること及び前數條に規定する其他のことに付ては無効の制裁に於て調書に之が記載  
を爲すことを要す

第三六四條

(對質)

對質は専ら既に取調べ又は訊問したる者の間に重要な事實又は情狀に付き不一致の存するとき  
のみに之を認容す

調書の中には裁判官の發したる質問、對質に附せられたる者の爲したる申立及び對質中到來したる



其他のものの記載を爲し行爲に干與したる者の取りたる態度に關し裁判官の將來したる印象に付ては之が表示を爲すことなし

### 第九節

#### 被告人の訊問に就て

##### 第三六五條

(裁判官の義務・被告人の出頭)

裁判官は法律の設くる期間内に又期間設けられざるときは遅滞無く被告人の訊問の手續を行ふ若し被告人勾留の状態に在るときは其者は他に先立つの權を有す  
勾留の状態に在る被告人は逃走又は暴行の危険を豫防する爲之を警戒する必要存るに非ざれば自由なる身體に於て之を裁判所に出頭せしむ

##### 第三六六條

(訊問の準備)

訊問の手續を爲すに先ち裁判官は被告人に自己の概要を示すことを拒絶し又は虚偽に之を示す者の受くる危険ある結果を警告したる上之に其概要を申立つることを勧告す

夫れより之に既に信任辯護人を選任したりや又は之を欲するやを質し其事無く未だ選任せざりしときは職權を以て一辯護人を選任し又必要あるときは第一七一條第一項に規定する勧告を與ふ

調書の中に於て裁判官は被告人を識別する爲爲したる詮索の表示及び其人物の敘述を人相書及び特別の奥書と共に訊問に關する記載の先に置かしむることを得

##### 第三六七條

(本案に付て訊問)

裁判官は被告人に明瞭且正確なる言動に依り之に歸したる事實を證明し之に對して存在する證據の資料を知らしめ且豫審に妨害を生ずべからざるときは其根源を告知す

夫れより被告人に其辯明を爲すこと及び自己に有利なる證據を指示することを勧告す被告人若し答辯を拒絶するときは調書に之を記載し而して豫審の他の手續を行ふ

##### 第三六八條

(訊問の成果)

裁判官は眞實の確認に導くことを得可き限訊問中被告人の表現したる一切の事實及び一切の情狀に付き調査することを要す

### 第一〇節



正式豫審の終結に就て

第三六九條

豫審完了せば豫審裁判官若し罪が重罪法院の管轄なるときは記録を控訴院側検事長に傳達し其他の總ての場合に於ては之を地方裁判所検事に傳達す

検事長及び地方裁判所検事は豫審裁判官に其論告書を提出す

第三七〇條

(續行豫審の請求)

檢察官若し豫審を繼續すべきものと認むるときは其特有の公訴狀と共に記録を豫審裁判官に還付し豫審裁判官は遅滞無く請求の精査を遂げ改めて記録を檢察官に送付す

第三七一條

檢察官が豫審の終結せんことを求むる論告書は抄本に依り之を私當事者に送達し左の事項を包含す

一、被告人の概要又は其識別の爲價值ある其他のもの及び若し其場合なるときは他の私當事者の

概要

二、關係法條の指示と共に事實、罪名、加重情狀及び保安處分の適用を將來すべきことの宣示

三、意見

訴訟の書類及び證據物は之を書記課に寄託す、押收物を書記課に寄託せざるとき裁判官之を保管の

存する場所に存置することを命ずることを得

辯護人は總ての物の目撃を取り、書類及び證據物の模造を抽出し且書記の注意に依り該辯護人に送

達せしめらるべき告知より五日内に機宜と認むる申請書及び覺書を提出する權能を有す

豫審裁判官は辯護人の要求に依り且正當なる原因に基き止た一回のみ且絶対に缺く可らずと其認

むる時間の爲期間を延長することを得

期間經過せば豫審裁判官は後數條に示す様式に依り十五日内に處分することを要す

第三七三條

(通常裁判所の管轄に付き豫審裁判官と檢察官との間の異論)

豫審裁判官は若し事實の審理の通常司法官憲に屬することを認め而して檢察官之に反し書類を他

の官憲に移送することを請求したるときは命令を以て書類を檢察官に還付するの處分を爲し檢察官



は他を問はず本案に依り其確定の論告を提出する義務を有す但辯論に於て管轄の問題を提起する權能は之を失はず

第三七四條

(公判に移す判決)

豫審裁判官若し事實の通常司法官憲管轄の罪を構成すること及び之を公判に移すに付き被告人の負擔に於ける十分の證據存することを認知するときは裁判上の免除を授與すべきものと認むるときを除く外判決を以て被告人を管轄權ある重罪法院、地方裁判所又は治安判事の前に移すことを命ず  
若し以前に處置せざりしときは同一の判決を以て第三〇一條に記載する處分を施すことを得若くは之を變更し又は之を取消すことを得

第三七五條

(公判に移す場合に被告人の身體の自由に関する處分)

法律の勾留囑託狀を許可せざる所の罪に因り公判に移すの判決を以て裁判官は拘禁せられ又は他の自由の束縛を受けたる被告人の釋放を命ず  
被告人若し手續中の罪に因り未だ拘禁せられず其犯罪法律の勾留囑託狀を課するものに關するときは裁判官は公判に移すの判決を以て被告人の勾留を命ず、勾留囑託狀が隨意のものなるか又は第二五九條の正文に依り停止したる者に係るときは裁判官は勾留を命ずることを得

保釋を授與せられたる者に係るときは豫審裁判官は勾留を命ずる權能を有す

勾留に關係する公判に移すの判決の所定の執行に付ては豫審裁判官勾留囑託狀を發す

若し逃走の疑存らざるときは豫審裁判官は勾留囑託狀を執行せしむるに先ち被告人に二十四時間内に監獄に留置せしむる命令を送達せしむることを得

第三七六條

(公判移付及び無罪放免の條件)

若し被告人が歸責の對象を構成する事實に付き訊問せられしことなく若くは事實が無効力に残留せし囑託狀の中に宣示せられてあらざりしときは公判に移すことを命ずることを得ず亦證據不十分に因る免訴を宣告することを得ず

此規定は無効の制裁に於て之を遵守す

第三七七條

(豫審中實現したる無効の恢復)

正式豫審進行中の無効は若し第三七二條に示す期間の経過より五日内に豫審裁判官の書記の接受する書面の且理由を附したる申立を以て論斷せらるるに至らざるときは效力を恢復す

第三七八條

(無罪放免の判決)



若し事實の存在せざるとき、若し被告人の之を犯さざりしとき、若し歸責す可らざる者又は事實が罪を構成せざるに因り又は其他の理由に因り罰す可らざる者に關するときは、若し罪の消滅したるとき、若し公訴の提起せられ得可らざるとき、若し公訴の續行す可らざるときは、豫審裁判官は判決を以て主文に原因を宣明したる上、免訴を宣告す。裁判官は事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしことの證據の存在する場合に於ても、亦事實の存在すること又は被告人の之を犯せしことの證據の全く缺如する場合に於ても、事實の存在せざるに因る又は被告人の之を犯さざりしに因る免訴を宣告する判決を言渡す。

若し被告人を公判に移す爲十分の證據擧がらざるときは、裁判官は判決を以て證據不十分に因る免訴を宣告す。

若し罪を犯したる者知れざるときは、裁判官は其原因に基く免訴を宣告する判決を言渡す。

第三七九條

(裁判上宥恕の授與)

豫審の結果被告人を公判に移すを許可せらる可きとき、裁判官若し刑法典第一六九條の正文に依り裁判上宥恕を授與すべきものと認むるときは、主文に原因を宣示したる上、免訴を宣告する判決を言渡す。

第三八〇條

(書類の虚偽を確認する無罪放免の判決の處分)

免訴の宣告に拘らず、或書類又は或證據物の虚偽を確認するときは、之を判決の中に宣告することを要し、而して第四八〇條及び第四八一條の規定を遵守す。

第三八一條

(無罪放免者の身體の自由に關する處分)

總ての無罪放免の場合に於て、若し放免者拘禁せられ又は自由を束縛せられてあるときは、裁判官判決を以て其釋放を命ず。

同じく既に假に適用せられ而して無罪放免の結果取消さる可き附加刑及び保安處分の終熄を命じ、且刑法典の規範に依り保安處分を適用す。

第三八二條

(被告人無罪放免の場合に告訴者の費用及び損害の處罰)

被害者の告訴に依り手續を爲す罪に關するときは、無罪放免の判決を以て告訴者を國家の前納したる費用に處罰す。但裁判上宥恕の授與に因り又は告訴提起後偶發したる罪の消滅の他の原因に基き、無罪放免を言渡したるときは、此限に在らず。

其外其要求を爲したるときは、裁判官告訴者を被告人の利益に、又若し告訴者民事當事者を組成したるときは、召喚せられ又は參加したる民事擔當人の利益にも、亦費用の辨償に處罰す。正當なる理由競合



するときは此費用は全部又は一部之を相殺することを得、證據の不十分なるに因り又は告訴提起後偶發したる罪の消滅の原因に基く無罪放免の場合には費用の處罰を言渡さず、若し重過失あり其要求を爲したるときは裁判官は外に告訴人を被告人及び民事擔當人に損害を賠償することに處罰することを得

若し罪が取下に因り消滅したるときは第一四條の規定を適用す

第三八三條

(無罪放免被告人の民事要求を解決する刑事裁判官の專屬管轄)

前條に記載したる費用の償還及び損害の賠償の爲の要求に付ては専ら刑事裁判官のみ無罪放免の判決を以て處罰すべき管轄とす

第三八四條

(豫審判決の形式上要件)

豫審裁判官の判決は左の事項を包含す

一、被告人の概要又は其識別の爲價值ある其他の一身上の指示及び民事當事者、民事科料義務者及び民事擔當人の概要

二、關係法條の指示と共に事實、罪名、加重情狀及び保安處分の適用を將來す可きことの宣示

三、檢察官の請求及び當事者の提起したる申請の指示

四、斷定の事實上及び法律上の理由の摘要表示

五、主文

六、言渡の年月及び日の指示

七、之を言渡したる裁判官及び書記の署名

第三八五條

(豫審判決の無効及び訂正)

判決は若し事實及び罪名の宣示を缺くとき、若し理由を缺き又は其矛盾するるとき、若し主文が根本の要件を缺くか又は其不十分なるときは無効なり、若し之を言渡したる裁判官の署名を缺くときは同じく無効なり、絶對の不可能に因り該裁判官署名せざるときは代換の原因の記載と共に地方裁判所長之に署名す、若し豫審部判決を言渡したるとき裁判官の或者の支障の場合には第四七四條第二項の規範に依り處分す

公判に移すの判決に關するときは前述の無効及び第三七六條の豫見する無効は最初の辯論開始手續完了後直に提起することに依り止た公判に於てのみ之を申立つることを得

若し無効の制裁に於て必要と爲したるに非ざる他の要件を缺くときは判決を言渡したる裁判官職權を以てしても第一四九條の規範に依り事物の錯誤の訂正の爲設けたる形式を以て處置す

第三八六條



(公判に移す判決の移送)

公判に移す判決は第一五一條の期間に寄託を爲したる日より二日以内に之を管轄裁判所の書記課に移送す。前述の判決と共に訴訟手續の書類及び他所に之を保管する必要在らざるときは押収したる物を移送す。

第三八七條

(無罪放免の豫審判決の上訴)

検事長及び地方裁判所検事は豫審裁判官の免訴を宣告したる判決に對し控訴することを得。控訴に付ては豫審部之を斷定す。

検事長は豫審部の第一審又は控訴審に於て免訴を宣告したる判決に對し上告(原文破毀の爲上訴)することを得。

被告人は若し法律の懲役刑又は一層重き刑を設くる犯罪に關し證據の不十分なるに因り又は裁判上有恕の授與に因り免訴を宣告せられたりしときは豫審裁判官の判決に對しては豫審部に控訴することを得。又豫審部の判決に對しては上告することを得。

第三八八條

(豫審部に豫審を移送する場合の處分)

豫審が豫審部に移送せられたるときは地方裁判所検事を検事長に又豫審裁判官を場合を分ち委任

評定官及び豫審部に換へ本節の規定を適用す。管轄に付ての斷定及び豫審に付ての最終斷定は豫審部に專屬す。

第三章

略式豫審に就て

第三八九條

(略式豫審を以て手續する場合)

重罪法院又は地方裁判所の管轄の罪に付き地方裁判所検事は被告人が現行犯に於て襲撃せられ又は保安處分に因り逮捕拘禁又は收監せられたる間に罪を犯し且直行公判に於て手續を爲すこと能はざるときは略式豫審を以て手續することを要す。

其外地方裁判所検事は被告人が訊問中罪を犯したることを自白し且嗣後の豫審行爲を必要と思料せざるときは正式豫審を發議せられしときと雖も略式豫審を以て手續することを要す。此必要に依り豫審裁判官又は豫審部の委任評定官は自白あるや否や直に書類を検事局に移送することを要す。



終に證據の明白と思料せらるる總ての場合に於て有期拘禁刑又はより少く重き刑を以て罰す可き重罪法院又は地方裁判所の管轄の罪に付ては同一の様式に依り手續することを要す  
治安判事は其管轄の罪に付き直行公判に於て又は決定を以て手續せざるときは略式豫審を以て手續す

第三九〇條

(辯護人の選任)

略式豫審を以てする訴訟手續に於て信任の一辯護人を選任せざりし被告人の爲に職權を以てする選任は訊問中又は必要なるときは其前と雖も檢察官より之を行ふ

第三九一條

(地方裁判所檢事の略式豫審)

重罪法院又は地方裁判所の管轄の略式豫審中地方裁判所檢事は法律の別段に規定するを除く外且其包容又は持續に照し略式豫審の格式と相容れずと見えざるときは正式豫審に於て豫審裁判官の管轄する總ての行爲を履行す爾らざる場合に於ては正式豫審を手續する爲直に書類を裁判官に移送することを要す

地方裁判所檢事若し鑑定人の立會を必要と認め又容易且短き調査に關するときは召喚の請求前豫行の宣誓を以て委任する爲之を選任す

鑑定を必要とする他の總ての場合に於ては正式豫審を手續する爲書類を裁判官に移送す

正式豫審に於て其手續の規定ある場合に於ては地方裁判所檢事宣誓を以てする證人を採用す

第三九二條

(略式豫審の形式移審及び變形)

略式豫審に在りては適用可能なる限正式豫審に付き設けたる規範を遵守す

地方裁判所檢事は其所在の市町村外に於て履行すべき各行爲に付き其地の地方裁判所檢事、治安判事又は司法警察官に請求することを得、此場合に於て第二九六條第二項の豫見する權能は請求せられたる司法官又は司法警察官に屬す

檢察長は第二八九條の豫見する場合を除く外略式豫審を自己に移審することを得又其外書類を豫審部に差戻すことを得

地方裁判所檢事略式豫審を完了し若し重罪法院管轄の罪に關するときは記録を檢察長に移送す

第三九三條

(檢察官の發する勾留、同行及び出頭の命令書)

法律の之を規定し又は之を許可するときは地方裁判所檢事又は檢察長は勾留囑託狀に付き設くる規範に従ひ且第二五九條の豫見する權能を以て勾留囑託狀の代りに勾留命令狀を發す

被告人訊問の爲勾留命令狀を發せざるとき地方裁判所檢事又は檢察長は關係囑託狀に付き設くる



規範に従ひ囑託状の代りに出頭又は同行の命令状を發す、出頭又は同行の命令状は第二六一條末項に示す條件競合するときは之を勾留の命令状に変更することを得

彼及び此の命令状は裁判官を地方裁判所検事又は検事長に又書記課を秘書課に換へ第二六四條に設くる法式を以て之を與ふ、第二六〇條及び第二六五條の規定を適用す、命令状は第二六六條の規範に依り之を執行す

第三九四條

(正式豫審に變形の場合に於ける略式豫審の書類の有效)

第二七二條第二項の豫見する場合及び其他略式豫審を正式豫審に變形する總ての場合に於て前者の進行中に成就したる書類は有効に残留す

第三九五條

(無罪放免の請求及び豫審裁判官の判決)

地方裁判所検事又は検事長若し多數被告人中止た一人のみに付きても免訴を認むるときは機宜の請求と共に書類を場合を分ち豫審裁判官又は豫審部に移送す、豫審裁判官又は豫審部若し此請求を應諾するときは免訴を宣告する判決を言渡し、其他命令を以て總ての被告人に對し正式の途に依り豫審を繼續することを處置す

豫審裁判官及び豫審部の判決には場合を分ち第三七八條以下の原則を適用す

地方裁判所検事の請求に付き言渡したる免訴を宣告したる判決に對し第三八七條に示す権能は検事長及び被告人に屬す

若し被告人が歸責の対象を構成する事實に付き訊問せられしことなく若くは事實が無効力に残留せし勾留出頭又は同行の命令状の中に宣示せられてあらざりしときは證據不十分に因る免訴の判決は無効の制裁に於て之を言渡すことを得ず

第三九六條

(公判に召喚の請求)

検事長又は地方裁判所検事若し被告人に對し公判に於て手續を爲すべきものと認むるときは管轄の(重罪)法院又は地方裁判所の長に召喚の決定を請求す

請求書には左の事項を包含す

一、被告人の概要又は其識別の爲價值ある其他の一身上の指示及び民事當事者、民事科料義務者及び民事擔當人の概要

二、關係法條の指示と共に事實、罪名、加重情狀及び保安處分の適用を將來す可きことの宣示

三、公判に召喚する決定を發することの爲(重罪)法院又は地方裁判所の長に宛てたる要求

四、請求の日附及び署名

若し被告人が事實に付き訊問せられしことなく若くは事實が無効力に残留せし勾留命令状の中に



宣示せられてあらざりしときは無効の制裁に於て公判に召喚する請求を爲すことを得ず

第三九七條

(公判に召喚の請求に次ぐ處分)

請求は召喚の決定と共に第四〇五條及び第四〇八條の正文に依り之を被告人に送達す  
檢事長又は地方裁判所檢事若し第三七五條第二項の豫見する條件を使用するときは召喚の請求と  
同時に被告人の勾留命令狀を發す、同條第三項及び末項の豫見する權能檢事長及び地方裁判所檢事に  
屬す

請求書は重罪法院の管轄の罪に關するときは之を控訴院の書記課に寄託す、若し地方裁判所の管轄  
の罪に關するときは地方裁判所の書記課に寄託す、請求書と共に訴訟手續の書類及び他所に之を保管  
する必要在らざるときは押收物を移送す

第三九八條

(略式豫審訴訟手續中治安判事の權限)

治安判事の管轄の略式豫審を以てする訴訟手續に於て必要な調査は其司法警察官の效用を求む  
ることを認めざるときは該治安判事之を執行す

總ての場合に於て同訴訟手續中治安判事は被告人に對する囑託狀を送付し、犯人として示されたる  
者との對審に於て告發者、告訴者又は被害者の意見を聽き且正式豫審を以てする訴訟手續に於て法律

の豫審裁判官に屬せしむる一切の豫審行爲を履行することを得

行爲を完了したる後免訴と認むるときは治安判事第三七八條以下の規範に依り判決を言渡し其他  
に於ては公判に召喚する決定を發す

若し被告人が事實に付き訊問せられしことなく若くは事實が無効力に殘留せし囑託狀の中に宣示  
せられてあらざりしときは無効の制裁に於て治安判事は證據不十分に因る免訴の判決を言渡しこと  
を得ず

第三九九條

(治安判事の言渡したる無罪放免の豫審判決の上訴)

地方裁判所檢事は治安判事の免訴を宣告したる判決に對し控訴することを得、控訴に付ては豫審部  
判決を以て之を斷定し其判決は地方裁判所檢事又は控訴院側檢事長の方面よりの上告を准す

被告人は第三八七條末項に示す場合に於て治安判事の判決に對し豫審裁判官に控訴することを得、  
豫審裁判官の判決は治安判事の判決を改正したるときは地方裁判所檢事又は控訴院側檢事長の方面  
より又之を是認したるときは被告人の方面よりの上告を准す

第四〇〇條

(附加刑又は保安處分の假適用に付ての處分)

略式豫審の總ての程度に於て檢事長又は地方裁判所檢事若し第三〇一條の示す處分の孰れかを適



用す可きものと認むるときは同條の規範に依り處分する爲豫審裁判官に之を請求す  
治安判事は職權を以て處分す

第四〇一條

(略式豫審訴訟手続中に實現したる無効の快復)

略式豫審を以てする訴訟手続進行中の無効は若し召喚の決定の送達の日より五日の期間に公判に付ての管轄裁判所の書記の接受する書面の且理由を附したる申立を以て論斷せられざるときは(效力を快復す

第四章

豫審の再開に就て

第四〇二條

(再開の場合)

豫審中無罪放免せられし者は罪の消滅の原因介入せざりしと假定し其負擔たる新證據偶發すると

きは之を同一の所爲に付き訴訟手続に付することを得

證據不十分に因り免訴を宣告せられしとき斯の如き方法に依り無罪放免せられし者は罪の消滅の原因介入せざりしと假定し其利益たる新證據を擧げたる上豫審の再開を要求する權利を有す

證人の新なる供述、罪を犯したる者の(前言)取消又は新なる申立、専門の新なる確認、裁判官の取調に付することを得ざりし所及び既に取調べたる證據を完全と爲し又は眞實の確認の爲新なる方法を供給する所の書類又は證據物は之を新證據と看做す

第四〇三條

(再開の要求)

檢察官は無罪放免の判決を言渡したる裁判官に書面の請求を以て豫審の再開を發議す

無罪放免者は前述の裁判官に理由を示し且新證據を提出し書面の申請を以て豫審の再開を要求す  
治安判事は前條第一項に序列する場合に於て自己の管轄の罪に付き職權を以て處分することを  
得

第四〇四條

(再開に次ぐ處分)

無罪放免者は法律上の一切の効果に對し豫め命令せられたる時より又檢察官方面よりの再開請求の場合に於ては請求の時より再び之を被告人と看做す



再開を命ずるに先ち裁判官は無罪放免者を訊問することを得又檢察官再開を請求したるとき法律之を認容すれば無罪放免者の逃走し又は逃走せんとしたるとき常に勾留囑託狀を發することを得、治安判事其管轄の罪に付き職權を以て豫審再開の處分を爲さんと欲するときは亦同様に行ふことを得

裁判官は命令を以て要求の應諾、不受理又は却下を宣告することを處分す

要求を不受理又は却下と宣告する命令は檢察官又は無罪放免者の新なる資料の上に立つ嗣後の要求を提起する權利を妨ぐることなし

再開の豫審には治安判事の管轄の訴訟手續に關するものを除く外正式豫審の通常の規範を適用す、被告人は再開の申請を専ら其者のみ提起したりしときと雖も之を公判に移すことを得

### 第三編

#### 公判に就て

(本編に原文止た長 *prejudice* のみあるは恐く裁判長の謂なり)

#### 第一章

#### 公判の準備行為に就て

##### 第四〇五條

(重罪法院長の行為)

重罪法院の管轄の訴訟手續に於ては書記公判に移すの判決又は此に召喚するの請求を到達後即時控訴院長に提出す、院長は檢察官の意見を聴き拘禁被告人複數存在するときは直に單に一公判の爲にも必要なる總巡回區域の重罪法院召集の決定を發す、其他の場合に於ては各巡回區域に於ける總開期



に對し多數公判を定むることを得

各辯論に付ての召喚の決定は開期の開始後速に重罪法院長之を發す、決定書は第四〇七條の法式に依り作成し第四〇八條の正文に依り理由を省き公判に移すの判決と共に又は檢察官の請求と共に之を送達す

出頭の期間は十五日を降ることを得ず但第一八三條に規定する所は此限に在らず

第四〇六條

(地方裁判所 || Tribunal 又は治安判事の前への召喚)

地方裁判所の前への召喚は公判に移すの判決又は此に召喚するの請求の書記課に到達後遲滯無く決定を以て所長之を命す

治安判事は職權を以て召喚決定を發す

辯論の法廷は被告人拘禁せられたるときは最も近く且拘禁せられざる被告人に關する他の總ての公判の上に絶對の優先を以て之を定むることを要す

地方裁判所長は檢察官の意見を聽き法廷の事件目錄に公判を記入せしむ、治安判事は職權を以て處分す

第四〇七條

(地方裁判所の前への召喚決定の要件)

地方裁判所の前への召喚決定(書)には左の事項を包含す

- 一、 被告人を識別するに適當なる概要又は其他の指示及び其他の當事者の概要
  - 二、 出頭の場所、日及び時及び出頭せずば缺席の儘裁判せらる可きことの被告人への警告
  - 三、 若し被告人之を有せざるときは辯護人の選任
  - 四、 出頭期間持續中當事者の辯護人は押收したる物の存在する場所に於て其觀覽を取り、書記課に於て書類及び證據物を取調べ且其所に於て模造を抽出する權能を有することの警告
  - 五、 辯護の爲證據を提出するに有用なる期間の指示
  - 六、 日附及び所長及び書記の署名
- 出頭の期間は八日を降ることを得ず但第一八三條に規定する所は此限に在らず

第四〇八條

(地方裁判所の前への召喚決定の送達)

召喚の決定は理由を省き公判に移すの判決と共に又は檢察官の請求と共に總ての私當事者に之を送達す

民事當事者は若し其手續を爲す事件を通知せられたるときは證人の資格に於ても亦出頭の爲之を召喚す、其外證人として罪の被害者、告訴者又は告發者を召喚す、此召喚は民事當事者を組成する權利を妨ぐることなし



## 第四〇九條

(治安判事の前の召喚決定の要件)

第四〇七條に規定する形式に従ひ治安判事の發する公判への召喚決定書の中には關係法條の指示と共に事實、罪名、加重情狀及び保安處分の適用を將來す可きことの宣示を添附す、其外決定書は法律が辯護人の立會を規定するとき若し被告人之を有せざるときは其選任を包含することを要す、法律が辯護人の參加を必要とせざるときは當事者に宛て、第四〇七條第四號の警告を爲すことを要す

## 第四〇八條の規定を遵守す

治安判事は其外被告人の負擔なると負擔に非ざるとを分たず眞實の確認に有用と思料する證人を召喚決定書の中に指示す

出頭の期間は五日より少かることを得ず但第一八三條に規定する所は此限に在らず

## 第四一〇條

(辯護人の加入及び其權能)

書記は遲滞無く辯護人に辯論に付き定めたる日の告知を送達せしむ

出頭期間持續中押收したる物は書記課に於ける寄託に残留す但押收したる物に付き裁判長又は治安判事の新なる處置ある迄其保管を設けたる場所に殘留することを定むる權能は此限に在らず

## 第四一一條

(先發の無効に因る召喚決定の取消)

若し第四〇一條に設くる期間に略式豫審進行中の無効定まりたるときは(裁判長又は治安判事は其存在を認めれば之を宣告し且召喚決定を無効とする命令を言渡し、(裁判長は其外無効の書類を更新又は訂正する爲其書類を檢察官に移送す、治安判事は職權を以て處分す、第一八九條の規定を遵守す

## 第四一二條

(召喚決定の無効)

召喚決定書は若し之を以て公判に移すの判決又は檢察官の請求を送達せざりしとき若くは前數條に設くる規範の不遵守に因り被告人の人物に付き、罪名に付き、歸責を斷定する事實に付き又は書類を發し又は其前に出頭すべき官憲に付き絶對の不確實存在するときは無効なり、其他第四〇八條に示す者の召喚、出頭に付ての期間、被告人の辯護人の選任に關する規定若くは第四一〇條の規定に違反せしときは無効なり

## 第四一三條

(審理の併合)

若し牽連したる訴訟手續に關するとき若くは多數の被告人に歸したる同一の罪に因り公判に移すの多數の判決言渡され又は多數の召喚決定請求又は發行せられ而して訴訟手續が總て確定せらるる程度にあるときは裁判長又は治安判事は訴訟手續の速度に利する爲辯論に先ち職權を以てしても審



理の併合を命ずることを得

其他裁判長又は治安判事之を相當と認むる總ての場合に於て著しき遲滯を生ぜざる可きときは檢察官及び其他の當事者の意見を聽き審理の併合を命ずることを得  
處分は命令を以て之を與ふ

第四一四條

(審理の分離)

若し公判に移すの裁判若くは召喚の請求又は決定が多數の被告人に歸したる一罪又は一人又は多數の被告人に歸したる數罪を對象として有するときは専ら辯論中に於てのみ裁判官審理の分離を處置することを得

第四一五條

(證人名簿)

檢察官及び私當事者の採用せしめんと欲する證人の名簿は失權の制裁に於て召喚の爲十分なる時期に且少くも公判前三日に之を書記課に提出す

但治安判事の前なる訴訟手續に於ては私當事者は名簿を差出さざりしときと雖も辯論に定めたる法廷に直接に其證人を出頭せしむることを得但治安判事は之を認容し又は之を拒否する權能を有す

若し證人豫審に於て取調べられざりしときは取調を求められし事實及び情狀は不受理の制裁に於て特に之を名簿に指示することを要す

檢察官及び私當事者は各自の(證人名簿)に於て豫審中宣誓を経又は經ず裁判官又は檢察官の採用したる證人及び司法官憲の請求に因り司法警察官の採用したる證人の召喚を求め若くは單に辯論中其者等の供述の朗讀を與へられんことを求むることを得

第四一六條

(證據物の取寄・鑑定人の召喚)

前條第一項に示す期間内に檢察官及び其他の當事者は證據物を取寄することを要求することを得  
檢察官は説明を與ふる爲豫審中に選任したる鑑定人を召喚することを得同一の權能は私當事者に屬す但如何なる場合に於ても専門商議員の召喚を認容せず  
治安判事は職權を以てしても處分することを得

第四一七條

(新鑑定)

第四一五條第一項に示す期間内に檢察官及び私當事者は(裁判)長又は治安判事が以前に取調の對象を形成せざりし所の確認の爲一鑑定人を選任することを求むることを得若し(裁判)長又は治安判事此要求を應諾することを認むるときは一鑑定人を選任し且之に宣誓を爲さしむ此鑑定人は辯論に於て



其所見を披露することを認容せらる  
（裁判長又は治安判事以前取調べざりし問題に付き鑑定人の所見を有用と認むるときは前示の方法に依り法廷に於て報告する爲之に宣誓を爲さしめたる上職権を以て之を選任することを得豫審中選任したる鑑定人に新なる問題を提出することを認むるときは法廷に於て報告する爲其旨を之に通告す

本條前數規定に記載する處分は命令を以て之を發す

前述の場合に於て私當事者は辯論中召喚無しと雖も鑑定人の結論に付き其觀察を披露する爲各自に對し一専門商議員を鑑定人と専門商議員との間に於ける一切の争論の絶對禁止を以て出頭せしむることを得第三一五條に示す條件に在る者は之を認容せず又若し利害關係當事者多數なるときは第三二三條第三項の規定を遵守することを要す

第四一八條

（未來の名譽に依る證人の取調）

第三五七條第二項の豫見する情狀に在りては裁判長又は治安判事は辯論の開始前と雖も第四五四條に設くる形式を以て證人を取調ぶることを得

（費用の豫納）

第四一九條

（費用の豫納）

無償救護を認容せられざる私當事者は其請求に係る通譯及び證人の召喚及び損害に對する費用及び専門商議員の召喚に對する費用を豫納することを要す

第四二〇條

（證人名簿の縮少）

（裁判長又は治安判事は過多の名簿を縮少し且法律の認容せず又は公判の對象に直接適切ならざる證言を淘汰することを要す

處分は職権を以て理由を附したる決定に依り之を行ふ檢察官及び私當事者は書記課に於て其認識を取ることを得

第四二一條

（辯論前の無罪放免）

第一五二條第二項に定むる所の外若し罪を消滅し又は因て公訴を提起するを得ず又は續行するを得ざる原因存在するとき及び若し之を確認する爲辯論の手續を爲すこと必要ならざるときは裁判官は評定室に於て職権を以てしても處分書に原因を宣示したる上無罪放免の判決を言渡す同判決を以て辯論に付き命じたる處分を取消し拘禁せられ又は制限自由に服したる無罪放免者の釋放を處置し且前に假に適用したる附加刑及び保安處分の終熄を命ず

適用可能なる限第三八二條及び第三八三條の規定を遵守す



判決は檢察官の方面よりの上告を准す

第四二二條

(公判準備行為中實證したる無効の快復)

公判準備行為中に檢證したる無効は若し辯論開始手續完了後直に解説せざるときは(效力を)快復す

第二章

第一審の公判に就て

第一節

辯論に就て

第一款 法廷に就て

第四二三條

(辯論の公開・例外)

重罪法院、地方裁判所及び治安判事の前なる辯論中の法廷は無効の制裁に於て公開なり

但裁判長又は治安判事は事件の性質又は人の資格の故に因り公開が國家の安寧、公の秩序又は道義に有害たるべく又は排斥すべき好奇心を挑發すべきとき若くは公衆の方面より辯論の靜肅を攪亂し得る示威を招來すべきときは長又は治安判事は職權を以てしても辯論又は其行為の或ものが戸を閉ぢて(傍聽を禁じて)行はるることを命令を以て處置することを得

(裁判長又は治安判事は流行病又は其他の傳染病の傳播の時期に於て公衆の衛生の爲全部の辯論が戸を閉ぢて行はるる處置を執ることを得

戸を閉ぢて手續することを命じたるときは如何なる理由に因りても參加の責務又は權利を有すると異なる者の法廷室内に入るを認容することを得ず、證人、通譯及び法律の豫見したる場合に於て鑑定人及び専門商議員は法廷室内に於て取扱ふことの必要なることを例外と爲し命令に従ひ且呼出を受けたる時間に對し之を認容す

第四二四條

(閉戸に手續する處分の命令)

辯論又は其行為の或ものが戸を閉ぢて傍聽を禁じて行はるることを定むる命令は公判廷に於て之を發す、處分の理由終熄するときは調書に挿入すべき長又は治安判事の申立を以て取消を行ひ、取消後直に法廷室の戸は再び之を公衆に開披す



第四二五條

(十八歳未満の被告人との辯論)

十八歳未満者の被告人たる辯論の爲には特別の法廷を充當す、此辯論は戸を閉ぢて行はる但裁判長又は治安判事は父母、後見人又は幼者保護協會代表者の法廷参加を讓與することを得、此規定は(裁判長又は治安判事の別様に處置することを認むるを除く外は未成年者と共に十八歳に満ちたる被告人の出頭するときは之を適用せず

第四二六條

(公衆の法廷出入の規範)

對人保安處分に服せし又は服する者遊惰とし、浮浪とし又は身體又は財産に對する犯罪に傾向すとして周知の者精神の不權衡に罹れる者、亂醉者及び總て風儀に反する體裁に服裝したる者は法廷室及び其附近の進入及び留を禁止することを要す、年齢十八歳を降ると思料せらるる者には同様の禁止を相當とす、若し前述の者の孰れかが證人として法廷に参加することを要するときは其在廷を必要とせざるに至らば直に之を退去せしむ、(裁判長又は治安判事は其外秩序、道義又は威信の理由に因り法廷室より在廷を必要と認めざる他の

總ての者の退出することを命ずることを得

又秩序又は衛生の故に因り法廷室への認容を特定の員數に制限することを得

(裁判長又は治安判事は法廷室内に公衆の者の爲特別席を保留することを得ず

本條に記載する處分は口頭を以て且何等の法式無く職權を以て又は檢察官の請求に依り之を與ふ

第四二七條

(拘禁被告人の法廷出席)

逮捕の狀態に在る被告人は若し逃走又は暴行の危險を豫防する爲之を警戒する必要あらざるときは自由なる身體に於て法廷に出席す

若し時期の如何を分たず第四九七條の孰れの情狀も起ることなく之に出席するを拒絶するときは裁判官は出頭したるものとして手續することを命ず、斯る場合に於ては被告人の總ての效果に付き辯護人之を代理す

被告人若し時期の如何を問はず法廷持續中若くは其待期又は休止中に逃亡するときは同様の規定を適用す

第四二八條

(自由被告人の法廷出席)

若し自由なる被告人法廷より退去し又は訊問後或時期に出頭するを忌避するときは辯論を停止又は延期することなく前條第二項の規定を適用す



若し出頭したる被告人訊問を爲すに先ち不在となり且其不在が絶対の必要より決定したるときのみ限り長又は治安判事は辯論を停止又は延期することを要す

第四二九條

(被告人の強制同行を命ずることを得る場合)

若し認知又は對質の手續を爲す必要を生ずるときは長又は治安判事は第四二七條第二項の豫見する場合に於ては公力を以て被告人を法廷に引致することを命ず又前條第一項の豫見する場合に於ては第二七三條の正文に依る勾留囑託狀の發行を除く外被告人に對する同行囑託狀を發することを得

第四三〇條

(辯論開始の手續)

(裁判長又は治安判事は當事者の組成證人鑑定人及び通譯の出頭又は不參の確認を豫行し而して被告事件の朗讀を行はしめ辯論の開始を宣言す

第四三一條

(辯論の停止)

若し辯論を開始したる法廷に於て終了する能はざるときは祝祭日に非ざる翌日に繼續す但裁判長又は治安判事の之に参加したる者に休息を與ふる爲一日より多からず之を延期する必要を認めたるときは此限に在らず、裁判長又は治安判事は口頭を以て機宜の告知を與へ而して書記調書に之が記載

を爲す

(裁判長又は治安判事は止た絶対に必要なる原因のみに基き一又は多數の間隔に依り且祝祭日を除き全延長を算し最長十日を超えざる間辯論を停止することを得

各停止は新開廷の日及び時の指示と共に裁判長又は治安判事之を宣示す此宣示は出頭したる者又は在廷と看做すべき者に對し召喚及び送達に代用す辯論は停止を處置したる法廷に於て完了したる最後の行爲より之を再行す

期間の滿了に於て裁判長又は治安判事若し停止の必要持續し且滿了したる期間に更に十日を加へ延期するも十分に非ずと確認するときは第一三一條第二項の豫見する場合を除く外辯論を延期す

前項に示す停止の處分は裁判長又は治安判事命令を以て之を與ふ

裁判官、陪席員及び檢察官代表者は停止の時期に他の公判に参加することを得

第四三二條

(不特定時期に公判の延期)

法律の明白に之を許可するとき又は絶対の必要を實證するときには院、大審院、控訴院、重罪法院、地方裁判所又は治安判事は命令を以て辯論を延期するの處置を爲すことを得

公判を延期する處分の結果に於ては公判の準備行爲進行中夫々に屬したる總ての權能を裁判官は



又總ての權利を檢察官及び私當事者は利用することを得但既に喪失を實證したる權利を除外す、第四一五條、第四一六條及び第四一七條の豫見する行爲は若し當事者之を更新せざれば新辯論に於て夫々有效として殘存す

第四三三條

(法廷の警戒及び規律)

法廷の警戒及び規律の權限は(裁判)長又は治安判事に屬す、秩序維持の爲定むる所のものは總て直に之を執行することを要す

裁判官法廷に在らざる時期には警戒及び規律の權限は檢察官に屬す

第四三四條

(法廷出席者の義務及び制裁・被告人の退去)

法廷に出席する者は帽を脱し尊敬を以て且無言に在るものとす、兵器又は其他の傷害又は迫害するに適する物を携帶すること、喧囂を爲すこと、威嚇又は挑發し又は公判の禮儀に反するが如き態度を持つること、總て混亂を惹起し若くは方法如何を分たす意見又は感情を表示することを禁す

法廷の警戒權を行使する者の命令に對する違反者は逮捕すべきに非ざるときは辯論の繼續中に出席することの禁止と共に之を其室より放逐す

前述の規定は被告人に亦之を適用す但其退去は其命令ありし法廷に限定す

或時期に於て(裁判)長又は治安判事の命令に因り又は裁判官の不在中檢察官の命令に因り退去せしめられたる被告人は在廷と看做され而して總ての效力に付ては辯護人之を代理す

第四三五條

(法廷所犯の罪・即時公判)

法廷に於て罪を犯すことあるときは(裁判)長又は治安判事又は其不在中檢察官書記をして關係調書を作成せしめ而して現行犯に於ける逮捕の義務又は隨意のものなるときは罪を犯したる者の即時逮捕を命ず、下したる命令及び行ひたる逮捕は之を同調書に記載す

若し法廷所犯の罪の審判が訴訟手續中の裁判所又は下級裁判所の管轄に屬し且被害者の告訴を待て罰す可き罪に非ざるときは檢察官同一法廷に於ける即時公判を請求す、裁判官は第四五八條第二項に規定したる所を除く外進行中の辯論を停止し又は判決言渡の直後に於て又若し必要なるときは被告人に一辯護人を選任し公判を手續す、若し被害者の告訴を待て罰す可き罪に關するときは縦し口頭の申立を以てしても告訴提起せらるれば別個の調書を以て之を接受し同一法廷に於て同一の方法に依り手續す

判決は通常の上訴を准す但地方裁判所が治安判事の管轄の罪又は控訴院又は重罪法院が下級裁判所の管轄の罪を審判したるときは其判決は止た上告のみを准す

第四三六條



(法廷所犯の罪に對し即時手續することを得ざる場合)

法廷所犯の左の罪に對しては前條の規定を適用せず

其性質に據り又は其他の重き理由に基き前に述ぶる個條の規範に依り之を審判すること能はざるもの

最低五年又は最高十年を超ゆる懲役刑を以て又は一層重き刑を以て罰す可きもの

上級又は特別の裁判所の管轄に屬するもの又は訴訟手續の移轉を決す可きもの

請求無くして罰す可らざるもの又は許可無くして訴追す可らざるもの

大審院の法廷に於て犯したるもの

前示の場合に於て裁判官は調書に記載を爲したる上現行犯に於ける逮捕の義務又は隨意のものなるときは逮捕囑託狀を發し通常の形式を以て手續する爲檢事局への書類の移送を命ず其法廷に於て罪を犯したる院又は裁判所は評定室に於て被告人の申立及び事實に現在したる證人の供述を接受する爲直に其一組織員に委任す治安判事の保持したる法定に於て罪を犯したるときは評定室に於て治安判事此申立及び供述を接受す申立及び供述の調書は前條に示す調書と共に之を管轄裁判所側の檢事局に移送す

逮捕したる被告人は管轄裁判所が第二五一條第三項の期間に身體の自由に付き處分するに至るまで拘禁せられて殘留す

第二款 辯論の行爲に就て

第四三七條

(辯論の指揮)

辯論の指揮は(裁判)長又は治安判事に屬す

(裁判)長又は治安判事は朗讀を命じ法律の定むる警告及び諭示を爲し且宣誓を受け、訊問及び取調の手續を爲し、威嚇、中斷及び其他の違法の示威を抑止し、暗示性又は非機宜の質問を禁じ、爭論を指揮且緩和し且第四三三條の之に歸屬する權限を利用し以て求刑又は辯護の支持に於ける一切の過度に對し必要と認むる注意を與ふ

第四三八條

(附帶問題の討議及び斷定)

附帶問題の討議に在りては同一當事者の辯護人の止た一名のみ短く且(裁判)長又は治安判事の豫定したる時間を出づることなく説話することを得、再抗辯を認容せず、(裁判)長又は治安判事は總ての場合に於て問題の對象に直接且單獨に關せざるものの吐露を阻止す、辯護人若し前述の時間の外に其説話を延長するときは(裁判)長又は治安判事は之に決論を爲すことを勸告し而して執拗なる場合には其説話の權能を剝奪す

裁判官の附帶訴訟に付き斷定し又は其他の對象に付き處分する所の命令は無效の制裁に於て法廷



に於ける朗讀の方法に依り公示し且全部を辯論の調書中に挿入す、調書に挿入したる命令の本文は原本の價値を有す

右の命令は第二〇〇條の正文に依り上訴を爲すことを得

第四三九條

(準備問題)

第一八五條に記載する規定の遵守に關する問題、民事當事者の組成、民事擔當人及び民事科料義務者の召喚又は参加に關する問題及び公判に移す判決の無効に關する問題は失權の制裁に於て第四三〇條の正文に依り辯論開始手續第一回の完了後直に之を取扱ひ且斷定す

土地管轄に付て、第四一三條及び第四一四條の規範に依る公判の併合又は分離に付て、證人、鑑定人、通譯又は専門商議員の認容可能に付て、證人、鑑定人又は通譯の出頭缺如に付て、證據物の提出又は請求及び第四二二條に示す無効の例外に付ての問題は失權の制裁に於て辯論開始手續第一回の完了後直に之を提起し且取扱ふ但之を提起する可能性が専ら同一辯論の進行中に突發したるときは此限に在らず

本條第一項及び第二項に示す問題は唯一の討議を以て之を取扱ふ、但(裁判長又は治安判事は辯論に著しき遲滯を將來せざるときは前項に示す問題の之に定めたる順序に従ひ一が他の後に討議せらるること若くは其孰れかの討議の延期せらるることに同意することを得

第四四〇條

(訊問者及び取調)

前條に定むる所を履行し而して發したる處分の結果辯論を續行すべきときは(裁判長又は治安判事訊問及び證據調の手續を行ふ

第四四一條

(被告人の訊問)

(裁判長又は治安判事は無効の制裁に於て若し被告人出廷したるときは被告人又若し然らざるときは認容せられたる其特別代訴人の訊問の手續を行ふ  
最初被告人に其概要(略歴等)を問ひ次で之に其辯疏及び自己の辯護に有用と認むる他のものを指示することを勧誘す、被告人若し答辯することを拒むときは調書に之が記載を爲し而して辯論を續行す

(裁判長又は治安判事は豫審の持續中被告人に付て成りたる訊問調書又は第二二五條に記載する略式證據調の調書の全部又は一部の朗讀を與へたる上其以前に爲したる申立を之と争訟することを得

第四四二條

(共同被告人の分離訊問)

若し被告人多數なるときは(裁判長又は治安判事は辯論の總ての程度に於て他を法廷室より退去せ



しめたる上其一人又は多數を訊問することを得、分離訊問後裁判長又は治安判事は無効の制裁に於て其不在中到達したることに付き簡略に被告人各自を取調ぶることを要す

第四四三條

(被告人の權能)

辯論の進行中被告人は其辯護に關係するに付き機宜と認むる總ての申立を爲す權能を有す(裁判長又は治安判事は一切の囁語を阻止し而して被告人若し執拗なるときは法廷より之を退去せしむ) 被告人は又訊問の持續中又は之に差向けたる間に答ふる前を除く外其辯護人と評議する權能を有す、此權能の行使は決して法廷の停止を許可することを得ず 辯護人及び其他の總ての者には訊問の持續中又は特別の間に其答ふる前被告人に暗示を與ふることを禁ず、此禁示は調書に其記載を爲す、辯論の指揮の爲裁判長又は治安判事の方面よりの懲戒權の行使を妨ぐることなし

第四四四條

(辯論より歸結する新可罰事實)

第四三五條及び第四三六條に規定する所を除く外第四四五條の規定を適用す可きに非ざるときは檢察官又は治安判事は若し辯論中罪として法律の豫見し且之に付ては職權を以て手續することを要し公判に移すの判決の中に又は召喚の請求又は決定の中に宣示したる所と異なる他の或事實を被告人

の負擔に歸結するときは其管轄の限界内に於て法律の規範に依り手續を行ふ

若し拘禁被告人無罪放免せられ且辯論中新に歸結したる罪に對し法律が逮捕囑託狀を課し又は許可するときは檢察官は第二五一條の豫見する效力を以て逮捕命令狀を發することを得、治安判事は其管轄の罪に關するとき若し其場合ならば勾留囑託狀を發す、管轄に非ざるときは逮捕囑託狀を發することを得

第四四五條

(歸責中に争訟せざる併合罪又は加重情狀)

豫審行為より又は辯論中に公判に移すの判決の中に、召喚の請求又は決定の中に記載せざる併合罪又は罪の繼續若くは加重情狀を歸結するときは裁判長は上級裁判所の管轄に屬せざる審理の爲檢察官の請求に依り被告人に、又必要なるときは調書に記載を挿入したる上民事科料義務者及び民事擔當人に之を争訟す、治安判事は職權を以てしても之を處分す 被告人不參なるときは特別委任に依り辯護人之を代理し争訟は同辯護人に依り之を行ひ、辯護人は被告人の權利を行使す、此規定は特別委任の方法に依る代理を許可せざる罪に關するときは之を適用せず

前規定を遵守することなく併合罪に對し繼續罪に對し又は加重情狀に對し言渡したる處刑の判決は正則に争訟したる事實の關係に於ても亦無効なり



前條の豫見する争訟が併合罪又は罪の繼續又は再犯と異なる加重情状を對象として有するときは(裁判長又は治安判事は被告人に辯護を準備する爲五日より多からざる期間を要求し得ることを告知す此期間は延長することを得ざるものとす  
被告人前述の期間を要求したるときは第四三一條の規範に依り(裁判長又は治安判事辯論を停止す此場合に於ては檢察官及び私當事者新證據を提出する権能を有す若し被告人期間を請求せず又は争訟する情状が再犯に係るときは併合罪、罪の繼續及び加重情状は他を問はず歸責及び公判の中に包含せられて殘存す

(被告人と異なる私當事者の訊問)

被告人の訊問後(裁判長又は治安判事民事科料義務者及び民事擔當人の訊問を手續す而して後證人として取調ぶべきに非ざるときは民事當事者の意見を聴取す

(證人取調)

(裁判長又は治安判事は次で最も機宜と認むる順位に依り但私當事者を組成したりとするも罪の被

害者に先位を與へ證人取調の手續を行ふ

證人は無効の制裁に於て一人を他の後に取調ぶ

取調は可能なる限如何なる證人と雖も供述前當事者の何人とも又は其辯護人又は専門商議員とも通ずること他の(證人の)取調に立會ふこと又は法廷室に存する所を見又は聞き又は其他の方法を以て知ること能はざる方法に依り行はるることを要す

各證人の取調を手續するに先ち無効の制裁に於て(裁判長又は治安判事は宣誓を爲さしめ夫れより之に概要略歴等)を質し而して親族又は利害の或羈絆又は其信用を評價するの用を爲す其他の情状を繞りて之を訊問す

(證人の宣誓)

總て證人は告發者、告訴者又は民事當事者の資格を有するるときと雖も前に之を爲さざりしとき又は法律の明に之を免除せざるときは宣誓を爲すことを要す

第一四二條の規定を遵守し(裁判長又は治安判事は取調を受くる爲出頭したる各證人の行爲に於て左の措辭を以て人毎に之に宣誓を爲さしむ

『神の御前に人の前に誓を立てて引受けし其責任に與りて總て眞實を述べ而して眞實より何等他を述べざることを爰に宣誓す』



供述を爲す際十四歳に満たざる者の宣誓を爲すことは之を認容せず但裁判官は之に總て眞實を述べ眞實より何等他を述べざることに付き警告し且法律の犯罪として豫見する所爲を犯したる十四歳未滿者に對し命ずることを得る處分を提示す

第四五〇條

(證人取調に適用す可き規範)

證人取調に付ては第三四八條第三四九條第三五〇條第三五一條及び第三五二條の規定を適用す  
裁判官、検事局の司法官、書記及び祕書は特別裁判權に屬するときと雖も其職務の故に因り訴訟手續の行爲に加入せし者は證人として之を採用することを得ず

第四五一條

(鑑定人及び専門商議員の報告意見及び説明・鑑定人及び通譯の宣誓)

若し豫審中鑑定人又は専門商議員参加したるときは(裁判)長又は治安判事は其含有する一切の過剰の省略を命じたる上證人取調後其報告又は觀察の朗讀を與へしむ何人と雖も(裁判)長又は治安判事の斯の如き對象に付き定むる所に反對する權利を有せず

第四一六條の規範に依り召喚したる鑑定人は前述の朗讀後夫れ々々其意見を聴取す鑑定人は一切の議論の禁止を以て(裁判)長又は治安判事の之に仕向けたる總ての間に答ふることに局限することを要す

第四一七條の規範に依り参加したる鑑定人及び専門商議員は一切の議論の禁止を以て其結論の要領及び之を正當とする根本の理由の表示に局限することを要す

辯論中鑑定人又は通譯宣誓することを要するときは祕密の記載を省きたる第三一六條及び第三二九條に夫れ々々示したる措辭を其措辭とす

第四五二條

(召喚人の出頭缺如)

召喚を命ぜられし證人、鑑定人又は通譯出頭せざるときは裁判官は檢察官及び私當事者の意見を聽き辯論を繼續するに決することを得但之に次で出頭を必要と認むるときは別様に處置することを得

其場合なるときは第一四四條の規定を適用す

専門商議員若し出頭せざるときは總ての場合に於て他を問はず辯論を續行す

第四五三條

(住居に於て證人又は鑑定人を採用することを得る場合)

正當の支障に因り出頭せざる證人又は鑑定人は其所在に於て之を取調ぶることを得  
院又は地方裁判所は組織員の一名に取調を委任することを得又は證人又は鑑定人の在る地の控訴院又は地方裁判所の長に之を取調ぶる裁判官の委任を夫れ々々請求することを得院、地方裁判所又は



治安判事は亦其地の治安判事に委任することを得

此原則は其他第三五六條第一項に示す者の熟れかを取調ぶる必要を生じたるとき亦之を適用す

外國に在る王國外交官又は外交使節負擔者の取調に付ては第三五六條第二項の規定を、又法王廳又は外國の外交官に付ては同條末項の規定を適用す

第四五四條

(住居に於ける取調の規範)

前條に示す取調には裁判官書記及び必要なるときは裁判所附屬吏の立會を以て公衆の面前を避け  
て手續す、檢察官參加する權能を有す、被告人、民事科料義務者、民事擔當人及び民事當事者は選任を必要  
とする夫れ々々の辯護人又は其他の代言人又は代理人をして己を代理せしむることを得、被告人若し  
二人の辯護人を有するときは止た其一人のみ之を代理することを得而して被代換者の同時の參加を  
認容せず(裁判)長又は治安判事は例外として私當事者又は其或者の自身にても參加するを許可するこ  
とを得

無效の制裁に於て取調の日時及び場所は之を檢察官及び辯護人に告知す

委任せられたる裁判官若し證人又は鑑定人の採用したる支障存在せず又は正當に非すと確認する  
ときと雖も同じく取調を手續す但直に之に委任したる官憲に通知し該官憲は且裁判官書記及び其他  
の參加者の出張の費用を證人又は鑑定人の負擔に付したる上第四五二條の規範に依り處分すること

を得、此處分は若し其地に出張したるときは公判を手續する院、地方裁判所又は治安判事より猶豫無く  
之を與ふ

刑法典第三六六條の豫見する場合に在りては受任裁判官調書を作成せしめ而して訴訟手續の爲之  
を檢察官に移送す

第四五五條

(辯論中の鑑定)

若し辯論中に豫審に於て採用せられし鑑定人の註解せざりし所の重要な情狀を歸結するとき若  
くは其鑑定人が其意見を明示せざりし所の問題に付き解明を求むること必要なるときは院、地方裁判  
所又は治安判事は職權を以てしても其召喚の處分を爲す權能を有す

若し被告人の精神状態に付き精査を必要とする重大にして且根據ある徵候を歸結するとき若くは  
裁判官他の確認無くして公判を言渡すこと能はずと認むるとき且一の場合に於ても他の場合に於て  
も同對象に付き以前に取調在らざりしときは院、地方裁判所又は治安判事は命令を以て鑑定人を選定  
することを得

必要なるときは裁判官は鑑定人の意見を聴くことなくして第八八條の正文に依り處分すること  
を得

第四五六條



## (辯論中鑑定の認容に次ぐ處分)

前條第一項の豫見する場合に於ては辯論を停止することを得但延期することを得ず而して私當事者は其權能の行使に因り辯論を停止又は延期するを得ることなく自己の専門商議員を提出する權能を有す辯論停止せらるるときは鑑定人又は専門商議員は書面に依り其意見及び觀察を提出することを要す而も辯論中之を認容せず

前條第二項の豫見する場合に於ては鑑定人は出頭の爲直に召喚せられ而して同辯論中其意見を吐露することを要す若し斯の如き方法に依り處分すること可能に非ず且裁判官鑑定無くして公判を手續すること能はずと認むるときは辯論を延期する命令を言渡し若し其審理を完了するときは適用可能なる限第三一四條以下の規定に従ひ處分する爲書類を豫審裁判官又は豫審部委任組織員に移送することの處分を行ふ鑑定終了せば豫審裁判官又は委任組織員は書類を鑑定を命じたる裁判所の書記課に移送し且第四〇五條以下の正文に依り新辯論に付き處分す治安判事は鑑定を採用に付き自身處分し之を終了せば新辯論を定む

辯論中鑑定人及び専門商議員認容せらるるときは第四五一條に示す制限を遵守す

## 第四五七條

(臨檢 = Ispezione locale • 新證據採取)

院地方裁判所又は治安判事は眞實の確認の爲絶對の必要を生ずれば第四五四條第一項及び第二項

に定むる規範を遵守し以て罪を犯したる場所への自身の進入を職權を以てしても命令を以て處置することを得

辯論の進行中若し新なる證據方法の情報を有し其存在確實なる様式に證明せられ來り且之を採取する必要を認むるときは院地方裁判所又は治安判事は職權を以てしても命令を以て證人を召喚し必要なるときは第四五三條及び第四五四條の正文に依り取調ぶること及び新なる證據物を取寄せ又は承諾することの處置を爲すことを得豫審に於て採取せられ公判に提出せられざる證據方法の關係に於て辯論中眞實の確認の爲必要を生ずるときは同一の様式に依り處置することを得

## 第四五八條

(虚偽の證言、鑑定又は通譯)

證人鑑定人又は通譯若し刑律典第三七二條及び第三七三條の豫見する所爲の孰れかを犯すときは(裁判長又は治安判事は夫れと信ずるときは先づ其所爲に於ける刑事答責の新なる論告を爲し其調書を作成せしめ第四三五條第二項の規定を適用すること能はざるときは之を檢察官に移送す總ての場合に於て同調書に記載を爲したる上犯人の逮捕を命ず第四三六條末項の規定適用可能なり

裁判官若し虚偽に付き公判を適用すること必要に非ずと認むるときは辯論を續行す

裁判官若し虚偽に付き公判を適用すること絶對に必要なりと認め又は第四三六條の豫見したる原因の一に因り直に犯罪を審判すること能はざるときは辯論を延期す



若し證人、鑑定人又は通譯辯論の終結し又は虚偽の故に延期せらるるに先ち虚偽を撤回し且眞實を  
表示するときは裁判官は直に被告人の可罰に非ざるに因る免訴を宣告する判決を言渡す

第四五九條

(證人、鑑定人及び専門商議員の解除)

取調の後(裁判)長又は治安判事は檢察官及び私當事者の意見を聴き而して必要を生ずるときは再び  
之を召喚することの留保を以て證人、鑑定人又は専門商議員を解除することを得、證人には法廷に留ま  
るを禁ずること及び指定を必要とする室に退き新なる命令迄其所に留まることを亦處分することを  
得

第四六〇條

(罪體の提示)

證據物、罪體及び其他心證又は辯疏の用を爲し得る總ての物は其場合には若し之を認識すれば言明  
することの勸告と共に之を當事者及び證人に提示す

提示及び結果たる言明は調書の中に之が記載を行ふ

第四六一條

(辯論に適用す可き正式豫審の規範)

臨檢、司法實驗、搜索、押收、認知、鑑定人、通譯、専門商議員、證人、對質及び證據方法一般に關係し正式豫審に

付き設けたる原則は適用可能なる限且別段に規定せざるときは公判に亦之を遵守す

公判に於ては亦第三〇八條の規定を遵守す

第四六二條

(證言供述の朗讀許可)

證言供述の朗讀を施すことを得る事由左の如し

- 一、豫審中裁判官又は檢察官の接受したる供述にして證人が名簿の中に指示せられ且出頭せずと  
雖も召喚を命ぜられしことあり檢察官及び私當事者之に同意するに因るもの
- 二、豫審中裁判官又は檢察官の接受したる供述にして豫審中爲したる供述と辯論中爲したる供述  
との間に矛盾又は變化を歸結せしむべきとき又は證人の覺書を添附する必要を生じたるとき
- 三、豫審中裁判官又は檢察官の接受したる供述にして之を爲したる證人死亡し、王國に不在し、發見  
不可能となり又は證人が名簿に包含せられずと雖も或原因に基き供述することの無能力となれると  
き
- 四、證人が名簿の中に指示せられたるに因り委任に基き外國に於て供述を接受したるとき

其外第四四條第四項及び第五項に、第三一三條、第三五六條に、第三五七條第二項に、第三六三條及び第  
三六四條に、第三九一條末項に、第四一五條第四項に、第四一八條に及び第四五七條第二項に示す證言供  
述の朗讀を施すことを得



前述の場合を除く外證言供述の朗讀は無效の制裁に於て之を禁止す

第四六三條

(其他の書類又は證據物の朗讀許可)

司法官憲の請求に因り裁判官、檢察官又は司法警察官の履行したる臨檢、司法實驗、搜索、押收、認知及び對質の調書は辯論中之を朗讀することを得

尙司法警察官の發案に依り成就したる前述の書類及び逮捕者の略式訊問の朗讀を許可す但檢察官又は私當事者同官吏の召喚を請求したるときは此限に在らず此場合に在りては無效の制裁に於て朗讀を禁止す然れども官吏到場し矛盾又は變化を歸結せしむべきとき又は覺書に添附する爲には此書類の朗讀を許可す

官吏若し出頭せざるときは當事者の之に同意する條件に於て朗讀を許可す若し之に同意せざるときは院、地方裁判所又は治安判事が出頭の缺如を正當なる支障に因り辯疏せらると認めれば同様に朗讀を許可す此認定及び其根據と成れる理由は朗讀の處置を爲せる命令の中に之を記載す

總ての場合に於て第二二三條に記載する行爲の調書は之を朗讀することを得又同條に示す圖の認識を取ることを得

第四六四條

(朗讀禁止)

公判に於て論議する事實を續り世間に流傳する風説に付ての報道の朗讀は無效の制裁に於て之を禁止す

尙無效の制裁に於て當事者又は證人の德義性一般に付ての報道の朗讀を禁止す但司法記録所の證明書に對し記録に記入せられあらずとするも伊太利又は外國の或裁判所の確定判決に對し及び罪の關係に於て被告人の人格を定むるに付き又は社會上危險なる者の資格を確認又は排斥するに付き適當なる特別の事實を表示する公官憲の報道に對しては之を例外とす被告人の所爲が罪の被害者の所爲又は徳性の關係に依り評價すべきときは害を被りし者の人格を定むるの用を爲す事實に對しては同様の例外の價值ありとす

第四六五條

(被告人の證據物又は申立の朗讀)

被告人に由來する總ての證據物は他人の許より押收し又は他人より提示したるものと雖も職權を以てしても其朗讀を命ずることを得

同一罪又は牽連罪の被告人の訊問書は無罪放免せられたると處刑せられたるとを分たず同じく其朗讀を許可す但斯る者は無罪放免が所爲を犯さざりしに因り公判に於て言渡されしものを除く外無效の制裁に於て證人として之を採用することを得ず

第四六六條



(報告、急報、告發、告訴及び其他の書類の朗讀)

前四條の規定の外(裁判長又は治安判事は職權を以てしても機宜と認むる時期に於て報告、急報、告訴請求、申請、告發及び其他訴訟手續若くは檢察官及び私當事者より提出し且豫め認容せられたる一切の書類又は證據物の朗讀を命ずることを得

尙確定裁判を以て終局したる他の刑事訴訟手續又は既判事項の力を獲たる裁判を以て終局したる民事裁判に關する書類は(裁判長又は治安判事之を適當且有用と認むるときは其朗讀を許可す終に前數條の規範に依り明に禁止せられざる書類又は證據物は總て其朗讀を許可す

第四六七條

(私當事者、證人、鑑定人及び専門商議員に質問)

裁判官、檢察官、私當事者及び辯護人は辯論中(裁判長又は治安判事を介し被告人民事科料義務者民事擔當人、民事當事者、證人、鑑定人及び専門商議員に質問を爲すことを得

右の質問の認容に付き異議を生ずるときは討論の手續無く(裁判長又は治安判事終局に斷定し而して調書に斷定の記載を爲す

第四六八條

(最終討議)

證據の採取を終り民事當事者は損害賠償を要求したるときは其額の特定制をも包含すべき自己の申

立を朗讀す且之を説明することを得次に檢察官其請求を宣明し而して順次被告人民事科料義務者及び民事擔當人の辯護人其辯護を吐露す

同一當事者の各辯護人は被告人の辯護人より再答辯する權利を除く外は止た一次のみ陳述する事を得(被告人若し二辯護人を有するときは其辯護の事物の間に區別ある限二人共に陳述することを得孰れの辯護人と雖も(裁判長又は治安判事の豫め定めたる所を越ゆる時間陳述することを得ず若し辯護人此極限外に其説述を延長するときは(裁判長又は治安判事之に決論することを勸告し而して執拗の場合に於ては其陳述の權能を褫奪す

説述は決して次回の法廷に繼續することを得ず又孰れの辯護人と雖も正規の時間表に従ひ法廷の終迄に二時間を缺くとき(裁判長又は治安判事より勸告せらるれば陳述を拒むことを得ず此場合に於て必要なるときは常に前項の規定を遵守し説述を終了するに必要なる時間法廷を延長す

止た檢察官及び被告人の辯護人のみ再答辯することを得但一回のみに限る若し同一被告人の辯護人兩名なるときは止た一名のみ再答辯することを得再答辯は未だ其以前に討議せられざりし反對論據を辯駁する爲厳正に必要な所の限界内に之を繼續することを要し且如何なる場合に在りても半時間より多く持續することを得ず

被告人及び辯護人は若し之を要求するときは無效の制裁に於て最後の陳述を爲さしむることを要す但専ら辯護の對象に關する簡單なる申立に限る



第四六九條

(新證據採取の爲討議中止)

討議は絶対且明白なる必要の場合に非ざれば新證據採取の爲之を中止することを得ず若し之を實證するときは裁判官は各別に處分の理由を示し且其適用の繼續すべき限界を定めたる上其命令の言渡を行ふ

第四七〇條

(討議の不當延長に對する處分)

辯論中辯護人第四三八條及び第四六八條に示す時間の限界内に己を持すと雖も若くは檢察官冗長、散漫に因り又は其他の様式に於て陳述の權能を濫用し且引續き兩次の異議を用ひざるときは(裁判)長又は治安判事は之を濫用したる者の陳述の權能を褫奪す、此場合及び其他陳述の權能を褫奪せられし總ての場合に在りては前述の權能を褫奪せられし檢察官又は辯護人の決論無しと雖も命令又は判決の議定を手續す

第四七一條

(辯論中に實證したる無効の恢復)

辯論中に實證したる無効は若し利害關係當事者より行爲の完了するに先ち及び其可能に非ざるとき行爲完了後直に調書に挿入する申立を以て之を摘發せざれば其效力を恢復す

第二節

判決に就て

第四七二條

(辯論の終結及び判決の言渡)

辯論は討議の終了と共に終結す

判決は辯論に參與したる所の同一裁判官絶対不能の場合を除く外中斷することなく之を議定し而して主文は直に公開法廷に於て裁判長又は合議團の一裁判官又は治安判事之を朗讀す但第四二三條第三項及び第四二五條第一項の豫見する場合を除く、此場合に於ては戸を閉ぢて朗讀を行ふ、主文の朗讀は辯論に出席せし又は出席せしと看做すべき總ての當事者に對し判決の送達に依り之を代換す、朗讀に出席せざりし者に對し亦同じ

第四七三條

(判決の議定に付ての規範)

判決を議定するに當り(裁判)長は先決問題、其決斷を延期したる附帶問題、歸責に關する事實及び法律の問題、夫より又必要あるときは刑及び保安處分の適用の問題を各別に斷定に付す、總ての裁判官は其



他に付ての問題の如何なりしかを分たず各問題に付き其投票を與ふ  
(裁判長は等級の低き裁判官より又は等級等しければ年齢の少き裁判官より初めて投票を收容し而して最後に自ら投票す、重罪法院の前なる訴訟手續に於ては年齢順に依り年齢低き陪席員 Assessor より初め先づ陪席員投票す)

若し辯論に出席したる裁判官法定數を超過するときは等級の低き者又は年齢の少き者は投票に參與することを得ず但其中の一人法廷の報告者なるときは此限に在らず此場合に於て其者は投票すべき者の中の等級低き者又は年齢少き者の地位を取る  
投票の際二より多き意見表現するときは最も重き刑の爲に投票したる裁判官は多數を生ずるに至る迄等級上最も重き刑に最も近き刑の爲に投票したる者に合一す、他の總ての場合に於て一問題に付き數投票均一なるときは被告人に最も有利なる意見優勝す  
議定は常に祕密なり而して本條第三項に定むる所に付ては之を除く外何人と雖も前數規定の不遵守を無効又は上訴の原因として對抗することを得ず  
主文は裁判長又は治安判事之を書し且署名し而して法廷に於ける朗讀の後記録に合一す

第四七四條

(判決の形式の要件)

判決は左の事項を包含す

一、王の名に於てするの頭書及び之を言渡したる官憲の記載  
二、被告人の概要又は之を識別する價ある限其他の事項民事科料義務者民事擔當人及び民事當事者の概要

三、歸責被告事件の對象を形成する事實及び情狀の宣示

四、判決の基礎と成れる事實上及び法律上の理由の簡明なる表示

五、適用したる法條の指示

六、主文

七、日附及び之を議定したる裁判官及び書記の署名

若し判決公表後突發したる支障に因り孰れかの裁判官之に署名すること能はばざるときは他の裁判官の署名の前に其記載を行ふ若し治安判事の言渡したる判決に係り且其之を署名すること能はざるときは最寄の地方裁判所長代換の原因を記載したる上之に自己の署名を付す

第四七五條

(判決の無効)

判決は左の事由存るときは無効なり

一、第八一條に規定する所を除く外若し被告人の人物十分に指示せられざるとき  
二、若し歸責したる事實の宣示を缺くとき



- 三、若し理由の記載を缺き又は其矛盾するとき
- 四、次條第三號に設くる所を除く外若し主文其根本の要素を缺き又は其不完全なるとき
- 五、前條に規定する所を除く外若し判決に日附又は裁判官又は其或者又は治安判事の署名存せざるとき

第四七六條

(判決の訂正)

左の事由存るときは職權を以てしても第一四九條の規範に依り處分す

- 一、其有形の識別に疑の存せざるときに限り被告人又は其他の者の概要を訂正する必要生ずるとき
- 二、不十分なる理由を充實する必要生ずるとき
- 三、判決の主文法廷に於て朗讀したるものと記録の中に存在するものと相違するとき
- 四、無効の制裁に於て規定せられたるに非ざる要件の缺如の場合に於て

第四七七條

(判決と所争求刑との間の關係)

判決に於て裁判官は罪の認定の土級又は特別の裁判官の管轄に屬せざる限其事實に公判に移すの判決の中請求の中又は召喚の決定の中に宣示したる所と異なる法律上の定義を與へ、一層重きものと雖

も該當する刑を科し且保安處分を適用することを得

若し辯論より事實が前述の書類に宣示する所と相違することを歸結するときは裁判官は第四四五條に見渡す場合を除く外命令を以て書類を檢察官に移送することを處置す

第四七八條

(裁判上有恕に因る放免)

公判の歸結は被告人の處刑を正當とするが如きものたるとき裁判官之に反し刑法典第一六九條の規範に依り裁判上の宥恕を授與することを認むるときは主文に其理由を宣示したる上免訴を宣告する判決を言渡す

第四七九條

(其他の理由に因る放免)

前條の豫見する場合の外若し事實の存在せざるとき若し被告人の之を犯さざりしとき若し事實が罪を構成せざるに因り又は其他の理由に因り歸責す可らざる者又は罰す可らざる者に係るときは裁判官は主文に其理由を宣示したる上無罪 || Assoluzione の判決を言渡す  
裁判官は事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしことの證據の存在する場合に於ても亦事實の存在すること又は被告人の之を犯せしことの證據の全く缺如する場合に於ても均しく事實の存在せざるに因る又は被告人の之を犯さざりしに因る無罪の判決を言渡す



若し處刑の爲に十分なる證據を歸結せざるときは裁判官は證據不十分に因る無罪の判決を言渡す罪の消滅したるとき、公訴の提起す可らざるべかりしとき公訴の續行す可らざるときは裁判官は主文に其理由を宣示したる上免訴を宣告する判決を言渡す  
必要を生ずるときは裁判官は無罪放免者の釋放及び假に適用したる附加刑の終熄を命ず  
前に假に適用せられ而して無罪放免の結果取消すべき保安處分の終熄を判決を以て命じ又裁判官の刑法典の規範に依り命ずることを要すと認むるものを適用す

第四八〇條

(書證の虚偽を確認する判決の處分)

或罪に因り公判に於て言渡されたる處刑又は無罪放免の判決を以て確認したる公書類又は私文書の虚偽は同判決の主文の中に之を宣告することを要す同主文を以て情狀に従ひ全部又は一部の抹殺を又若し其場合なるときは執行すべき方法の規定と共に書證の復舊更新又は改善を命ずることを要す抹殺復舊更新又は改善は訴訟手續に當事者として参加せざりし第三者の利益を害し得るときは之を命ぜす

第四八一條

(書證の虚偽を宣告する判決の執行)

前條の豫見する場合に於て公書類又は私文書の全部又は一部の虚偽を宣告する處刑又は無罪放免

の判決は其當事者又は其判決を言渡したる院又は地方裁判所の長檢察官の請求に依り且其参加を以て及び其調書を作成する書記の立會を以て之を執行す治安判事は職權を以て處分す  
公書類又は私文書の全部の抹殺は同書證の各頁の餘白に判決の附註を用ひ及び書證の法律上何等の效力を有する能はざることの宣明と共に其履行を證明する調書の作成を用ひて之を實現せしむ書證は調書に挿入して存置し又其者が正當の利益を有することを表明したる上之を要求するときは書證の代換として其謄本の一を書證を占有せし者又は寄託に依り有せし者に交付す  
其他の場合に於て一部の抹殺復舊更新又は改善の結果に依り證明を生じたる書證の原文は全部之を調書に挿入す若し書證が公の寄託に存するときは附屬として存置することを要する調書の公正謄本に添へて受寄者に還付す若し書證が私人の占有する所なるときは書記之を調書に附屬して保存し而して正當の利益を有することを表明したる上之を請求するときは前述の者に其書類の謄本を交付す此謄本は法律上總ての效力に對し原本としての價値を有す  
裁判官は調書の中に前二項に設くる所の遵守の爲に必要な處置を與ふ

第四八二條

(無罪放免の場合に於ける費用及び損害の處罰)

無罪放免の場合に於て被害者の告訴を待て罰す可き罪に關するときは國家の豫納したる費用及び被告人又は民事擔當人の利益に於ける費用及び損害賠償に關する所に付ては第三八二條及び第三八



三條の規定を適用す  
若し職權を以て手續を爲す罪に關するときは裁判官は利害關係者其要求を爲すときは民事當事者を被告人及び公判に召喚又は參加したる民事擔當人の利益に於て費用及び損害賠償に處罰することを得此場合に於て亦第三八三條の規定を適用す

第四八三條

(處刑の判決)

第四七八條及び第四七九條の豫見する場合を除く外裁判官は刑を科し又必要なるときは保安處分を適用し以て處刑の判決を言渡す

裁判官同一判決を以て多數の罪に對し處刑を言渡すときは其各個に對し該當する刑を設け之に次ぎ罪及び刑の競合に付ての規範を遵守し適用すべき刑を特定す  
必要なるときは處刑の判決を以て處刑者を常習性又は職業性の犯罪者又は違警罪者又は性癖に因る犯罪者と宣告す

第四八四條

(處刑の效力として判決の公示)

刑法典第三六條の正文に依り處刑の判決を公示すべき場合に於ては裁判官は主文に公示すべき判決の全部に依るか又は抄出に依るかを定め且判決を掲載すべき一新聞紙又は數新聞紙を指定す

第四八五條

(附加刑又は保安處分の假執行)

科したる處刑より公務又は其孰れかの禁止職業又は技術の禁止又は停止若しくは父權又は夫權の喪失又は停止を生ずるとき刑法典第一四〇條の付與する權能を利用せんと思料する裁判官は被告人の公務又は其孰れかの行使若しくは職業又は技術又は父權又は夫權の施行を假に褫奪することを判決を以て命ず

同一の方法に依り裁判官は刑法典第二〇六條の許可する場合に於て保安處分の假執行に付き處分す  
判決は附加刑の假適用及び保安處分の假執行を處置する意思に對しては上訴可能に非ず  
第四八六條

(前一條の豫見する處分の即時執行)

前條の規範に依り裁判官の施したる處分は判決の上訴期間持續中と雖も亦提起したる上訴に拘らず直に之を執行することを要す譯者註見出の前二條は前條の誤なり

第四八七條

(刑の條件附停止及び刑事證明書中處刑不記載に關する處分)

法律が刑の執行の條件附停止の特典を許可するとき裁判官若し之を授與せんと思料せば刑法典第



一六三條第一六四條及び第一六五條の規範に依り處刑の判決を以て處分す  
刑法典第一七五條の豫見する場合に於て裁判官私人の請求に依り交付する刑事證明書の中に處刑の記載を爲さざることの處置を欲するときは同條と一致することに判決を以て處分す

第四八八條

(費用に關する處刑の判決の處置)

處刑の判決を以て訴訟費用の支拂處罰の義務を宣告す但死刑の處罰に關するときは此限に在らず

同一罪又は牽連罪に對する處刑者等は連帶して前述費用支拂の義務を負ふ同一判決に於ける非牽連罪に對する處刑者等は止た處刑を將來したる罪に關する共通費用のみに付き連帶して義務を負ふ處刑者の未決監守中の給養費は第二七四條の正文に依り亦其負擔に付す公判に召喚又は參加したる民事擔當人は若し其答責が判決を以て宣告せられたるときは處刑被告人と連帶して訴訟費用支拂の義務を負ふ裁判官前數規定の規範に依り費用に關して處分せざりしときは第一四九條に示す方法に依り判決を訂正す

第四八九條

(損害に關する處刑の判決の處置)

民事當事者其要求を爲し裁判官其權利ありと認めたるときは民事當事者の利益に處刑の判決を以て被告人又は被告人等を刑法典第一八五條の正文に依り罪の惹起したる(贓物)返還及び損害賠償に處罰す若し民事擔當人公判に召喚せられ又は參加し其答責を認められたるときは亦之に對し連帶に依る右の處罰を言渡す無罪放免の被告人は若し同じく民事擔當人の資格に於て公判に召喚せられしに非ざるときは處刑せられたる共同被告人の所爲に對し民事擔當人として之を處罰することを得ず尙判決は他の裁判所の管轄と定まりたるを除く外可能なるときは損害の清算に付き斷定す若し裁判官書類の状態に依り右の清算に付き斷定すること能はずと認むるときは其理由を示して之を斷定し且他の裁判所の管轄と定まりたるを除く外當事者を第一審の刑事公判を處置したる地の第一審級の管轄民事裁判所の前に移送す若し刑事裁判官損害の清算に付き斷定すること能はずと認むるときは處刑と同一の判決を以て民事當事者に確定清算に繰入れるべき金額を示すことを得る被告人及び民事擔當人は其外民事當事者の支辨したる費用に連帶に依り處罰す其總額は總ての場合に於て刑事判決の中に之を特定す

第四九〇條

(民事義務者に料料の處罰)

刑法典第一九六條及び第一九七條の豫見する場合に於て若し處刑者の支拂不可能を生ずるときは裁判官は民事義務者を處刑者の科せられる料料に等しき金額を支拂ふことに處罰す



損害賠償として判決の公示

刑法典第一八六條の正文に依る處刑の判決の公示は利害關係者の申請に基き裁判官同一判決を以て之を命ず公示は處刑者又は若し其場合なるときは民事擔當人の費用に於て裁判官の示定したる新聞紙に一次又は兩次之を行ふ

裁判官は同一判決を以て義務者に公示を處分する爲の期間を示定す若し公示が所定の期間に行はれざるときは義務者に費用を賠償せしむる權利を以て利害關係者直接に之を處分することを得

第三節

辯論調書に就て

無効の制裁に於て書記は總て辯論の調書を作成す

調書には左の事項を記入す  
一、 法廷に充てたる場所年月日其開始の時及び終結の時同一法廷の停止及び各再開の爲に定めたる時の記載

二、 裁判官及び檢察官代表者の名及び氏

三、 被告人の概要又は之を識別する價ある限其他の事項其他の私當事者の概要代表者及び辯護人の名及び氏

四、 證人鑑定人通譯専門商議員の概要及び證人鑑定人及び通譯の宣誓施行の記載

五、 檢察官及び私當事者の申請及び意見

六、 其他法律の特別に規定する所又は(裁判)長又は治安判事が職權を以て又は某當事者の申請に因りて其記入を命じたる所の記載

右記述の缺如又は不足は若し法律が明に其旨を規定せざるときは無効を生ぜず

(調書へ挿入の要求)

當事者は利害關係を有し且法律に反せざる所の一切の記述を調書に挿入せしむる權利を有す記述は之を嚴正に必要な限界内に包含せしむることを要す

(裁判)長又は治安判事の挿入を拒否又は制限する命令は第二〇〇條及び第四三八條の規範に依り上訴可能なり



(調書の署名)

公判を終り調書は(裁判)長又は治安判事及び書記毎頁の終りに署名し而して之を訴訟記録に合一す此署名は調書に挿入したる各命令に對し亦有價值なり(裁判)長若し支障あるきは等級に於て最も高く又は等級等しければ最も年長けたる裁判官其爲に署名す治安判事の支障の場合に於ては書記の署名を以て十分とす支障及び其原因は署名の前に明白なる記載を爲すことを要す

第四九五條

(調書に録取すべき申立又は供述)

書記は調書に被告人民事科料義務者及び民事擔當人の申立證人鑑定人及び専門商議員の口頭斷定關係ある是認變更又は添附及び其他利益ある一切の資料を録取することを要す(裁判)長又は治安判事は證據の目的に於て根本なりと認むる口頭申立の全部が且其本來及び自然の言廻に於て再現せられんが爲に監督す

總ての場合に於て(裁判)長又は治安判事は調書に其情狀を記載せしめたる上前述の申立又は供述を筆記せしむることを得又は之を爲したる者に之を筆記せしむることを勸告することを得

第四九六條

(速記の使用)

書記は總ての場合に於て速記に依り調書を作成することを得第一審の辯論に於て及び控訴審又は取消後の移送に因るの辯論に於て若し檢察官又は無償救護を認容せられざる私當事者の某理由を附して之を要求するときは(裁判)長又は治安判事は前條に示したる申立又は供述の全部又は一部を常に書記課の適當なる職員の處置する速記と爲すことを命する權能を有す  
要求は證人名簿製造に付き定めたる期間内又は最も後るも辯論開始の手續完了後直に之を提出することを要す而して若し一私當事者より提出するときは規則の定むる賠償の爲必要な金額の寄託の伴ふことを要す去れど若し法廷に立會ふ書記速記に堪能なるときは辯論中と雖も要求を申出づることを得(裁判)長又は治安判事何等の法式無く處分し而して其處分は異議を准さざるものとす要求は決して辯論の停止又は延期の原因たることを得ず  
速記の頁には(裁判)長又は治安判事署名し而して其書せられたる日の翌日中に書記普通文字に之を譯出することを要す速記の頁及び普通文字に書したる頁は之を訴訟記録に合一し而して總ての效果に付き單一の原本と看做さる但若し其間相違するときは速記の原本を證と爲す書記若し絶対に支障あるときは宣誓を爲したる通譯に譯出を委託す

第四節

特別裁判に就て



第一款 缺席裁判に就て

第四九七條

(正當支障に因る被告人の出廷缺如)

拘禁せられし者にてても被告人法廷に出頭せず且不參が正當支障に因る出廷の絶對不可能に由來すること證明せらるるときは院地方裁判所又は治安判事は第八八條に規定する所を除く外情狀に従ひ職權を以てしても辯論を停止又は延期し且若し必要なときは處分を被告人に送達することを定む

此規定は正當支障ある被告人其不參に於て辯論の行はるることを要求し又は之に同意し且裁判官其自身の出廷を必要と認めざる時には之を適用せず  
正當支障の證據は總ての場合に於て裁判官自由に之を評定す其評定は嗣後の討議の對象をも亦上訴の理由をも形成することを得ず

若し多數被告人中の某正當支障あり且第二項の豫見する場合競合せざるときは裁判官は審判の明瞭且絶對の必要に因り辯論の延期を認めざる限は審判の分離を命じ且他の被告人に對し直に辯論を手續す

被告人が第一二五條第二項の豫見する場合に於て辯護人に法廷に於て自己を代表する爲の特別委任を爲したるときは被告人に關しても亦特別代理人に關しても出頭の絶對不可能の證明せられざる

限は前規定を適用せず

第四九八條

(缺席宣告)

若し被告人法廷に出頭せず且不參が正當支障に因る出廷の絶對不可能に由來すること證明せられざるときは(裁判)長又は治安判事は召喚決定送達報告の朗讀を施さしむ

院地方裁判所又は治安判事は檢察官及び辯護人の意見を聴き若し送達の合法に執行せられ且期間の遵守せられたることの結果を得たるときは被告人其不參に於て辯論の行はるることを要求し又は之に同意したることを除く外其他命令を以て同被告人を缺席裁判に依り手續することを定む若し缺席にて手續すること能はざるときは裁判官は命令を言渡し之を以て辯論を延期し且無効を確認したる書類の更新を處置す

判決の公表後到達したる正當支障の證據は缺席裁判を無効と爲すことなし

第四九九條

(缺席裁判の形式)

第一審及び控訴審に於ける缺席裁判は通常の形式を以て之を行ふ

此裁判及び其他被告人の不參に於て手續する總ての場合に在りては同被告人の訊問及び其他訴訟手續中に其爲したる總ての申立の(書類)朗讀を施さしむ



一切の效果に付き辯護人被告人を代理す

第五〇〇條

(缺席裁判に對する上訴)

缺席に於て手續したるときは抄本を以て判決を被告人に送達し而して對席に於て言渡したる判決に付き設けたる總ての上訴を准す但第一九九條第三項及び第二一〇條に定むる所は此限に在らず

第五〇一條

(缺席被告人の出廷)

若し缺席被告人辯論の進行中最終討議の始まる前出廷するときは調書に其記載を爲し而して缺席(裁判)を宣告したる命令は當然取消と爲る(裁判)長又は治安判事被告人に其不在中到來せし所を簡單に通告し而して其訊問を行ふ

總ての場合に於て辯論は缺席被告人出廷前完了せし最後の行爲より之を續行し而して前の缺席に繋屬する原因に基きては之を停止又は延期することを得ず

此規定は被告人中の某出頭して他の缺席するとき若くは全部缺席し及び全部又は某等同時に又は順次に出頭するとき亦之を適用す

如何なる場合に在りても最終辯論は缺席被告人の出頭に因り之を中止又は更新することを得ず

第二款

直行公判 || Giudizio direttissimo に就て

第五〇二條

(直行公判の場合及び方法)

或者地方裁判所管轄の罪の現行犯に於て逮捕せられしとき第二四四條の正文に依り被逮捕者を提示せられたる地方裁判所検事若し手續を爲すことを要し且特別の精査を必要に非すと認むるときは簡單に之を訊問したる後若し刑事法廷存在するときは其地方裁判所に直に逮捕の状態に於て引致せしむることを得其他に在りては逮捕を維持する爲所置したる後逮捕より五日を出づることなく最寄の法廷に之を提示せしむることを得若し此方法に依り處分すること可能に非ざるときは地方裁判所検事は通常形式を以て手續し第二四六條數分項 || Capoverza の規定を遵守す

若し重罪法院の管轄の罪に關するときは専ら開期に召集せられてあるとき若くは逮捕の日より五日内に召集せらるべきときに限り前述の方法に依り直行公判に手續することを得  
保安處分に因り逮捕、拘禁又は收監せられたる者罪を犯したるときは同様の方法に依り手續することを得

第五〇三條

(直行公判の行爲)

直行公判に於て若し被告人速に辯護人を選拔せざるときは檢察官訴訟手續の最初の行爲に依り又



若し其事無きときは裁判長辯論の開始前に之を選任す、罪の被害者又は證人は檢察官の注意に依り司法警察官又は司法警察吏口頭にて之を召喚することを得

檢察官被告人及び辯論に於て民事當事者を組成したる者は召喚無く證人を提出することを得、裁判官第四五五條の規範に依り鑑定人を選任すべく認むるときは被告人は専門商議員を立會はしむることを得

被告人若し其要求を爲すとき裁判官必要を認めれば辯論の爲期間の滿了に於て直に之に續く法廷を定めたる上辯護を準備する爲延長不可能なる最長五日の期間を授與することを得、其間被告人は逮捕の狀態に残留す

第五〇四條

(直行公判を通常訴訟手續に代換)

辯論を終結し裁判官は正式豫審を以て手續するの處置を爲すことを得、直行公判若し第五〇二條の豫見する情狀の外に在りて發案を生ずるときは辯論の初にても通常の形式を以て手續する爲裁判官書類を檢察官に移送す、何れの場合に在りても若し法律勾留囑託狀を許可せざるときは裁判官被逮捕者の釋放を命ず、前述の諸處分は命令を以て之を施す

第五〇五條

(治安判事の前の直行公判)

第五〇二條の場合に於て罪が其管轄なるときは治安判事は被逮捕者を訊問したる後直行公判に手續することを得

治安判事は前條を以て檢察官及び裁判官に附與したる權限を行使す

第三款 決定に依る裁判に就て

第五〇六條

(決定に依る裁判の場合及び治安判事の職權)

治安判事職權を以て訴追す可き罪の訴訟手續に於て事實の取調及び必要と思料する搜索の結果止た數量五千リシレを超えざる罰金又は料料のみを科す可きものと認むるときは辯論の手續を爲すこととなく決定を以て處刑を言渡すことを得、處刑の決定を以て治安判事は刑を適用し、訴訟費用を處刑者の負擔に歸し又必要なるときは押收物の沒收又は返還を命ず、尙刑法典第一九六條及び第一九七條の豫見する場合に在りては民事科料義務者の答責を宣告す

亦法律の之を許可するときは刑の條件附停止及び私申請に依り交付する刑事證明書に處刑の不記載の處置を爲すことを得

被告人常習性又は職業性の犯罪者又は違警罪者又は性癖に因る犯罪者と宣告せられしとき及び其他被告人に拘禁保安處分を適用することの可能を歸結する總ての場合に在りては決定に依る訴訟手



續を認容せず

若し法律の許可する場合の外に決定言渡されしときは地方裁判所検事罪の消滅の原因突發する前通常の方法に依り公訴を提起す、裁判官は無罪放免の場合に在りては支拂ひたる金額の返還、又處刑の場合に在りては同判決を以て科したる刑より既に執行したる刑の控除を命じたる上判決を以て決定及び其執行行爲の取消をも言渡す

第五〇七條

(刑事決定の形式上要件・異議)

處刑の決定は左の事項を包含す

- 一、被告人及び若し其場合なるときは民事科料義務者の概要
  - 二、事實、罪名及び情狀の宣明
  - 三、決定の基礎と成れる事實上及び法律上の理由の簡單なる表示
  - 四、適用したる法條の指示を有する主文
  - 五、日附及び治安判事及び書記の署名
- 決定の謄本は第五八六條に記載する訓令に合せて送達より五日の期間内に異議を申立つる權能有することの警告と共に之を被告人及び其場合なるときは民事科料義務者に送達す
- 異議を申立つることなく此期間を経過せば他を問はず決定は執行すべきものとなる

第五〇八條

(或利害關係人のみより申立てたる異議)

刑事決定は同一罪に共同したる多數人の負擔に言渡されるときは第五一〇條末項に定むる所を除く外は其中の異議を申立てざりし者に執行すべきものとなる

若し止た一被告人のみ又は止た一民事科料義務者のみより異議を申立てしとき其効果は其中異議を爲さざる者に亦擴張す

第五〇九條

(異議に關する訴訟手續)

異議は利害關係人自身より又は特別代理人を介して之を申立つ

異議の申立(書)の中には辯論を要求することを要し且不受理の制裁に於て精細に異議の理由を指示することを要す、其餘は適用可能なる限第一九七條及び第一九八條の規定を遵守す

若し異議の申立を期間外に爲し又は其權利を有せざる者より提出し又は所定の指示を缺き又は其精細に非ざるときは處刑の決定を發したる治安判事は命令を以て異議の不受理を宣告し、決定の執行を命じ、嗣後の費用を處刑者の負擔に歸す而して第五〇六條第二項に示す特典を取消すことを得、此命令に對し異議者は上告することを得

前項の豫見する場合を除く外治安判事は第四〇九條の規範に依り遲滯無く異議者に辯論の爲の召



喚の決定を發し且送達せしむ

第五一〇條

（異議に基く裁判）（異議に基く裁判）

異議者若し正當支障の辯疏無く法廷に出頭せざるときは處刑の決定の執行を命ずる所の判決を言渡し且前條第三項に示す其他の處分を與ふ

異議者若し出頭すれば決定を取消し治安判事處刑の判決を言渡すときは法律の設けたる限界内に於て決定の定むる刑より重き刑を科し第五〇六條第二項に示したる特典を拒否し且法律の許可する保安處分を適用することを得異議に續く費用は亦處刑者の負擔に歸す

異議が止た一被告人のみより又は止た一民事科料義務者のみより申立てられしときは其當事者中止た異議を申立てざりし一人のみ出頭するときと雖も亦決定を取消すものとす

若し判決が異議に付き事實の存在せざること又は罪を構成せざることと認むるときは處刑の決定は同罪の被告人となり而して異議を申立てざりし者の關係に於ても之を取消す

第三章

上訴の裁判に就て

第一節

控訴に就て

第五一一條

（控訴の理由及び場合）

控訴は第一編第四章第八節に設くる期間内及び方法に依り之を申立つ

控訴は特別の規定を以て特定する場合に於て且其效力を以てするの外公判に於て言渡し且後數條に示す判決に對し之を申立つることを得

第五一二條

（治安判事の判決に對する控訴）

治安判事の判決に對し地方裁判所に控訴することを得る者左の如し

一、被告人處刑の場合に於て判決を以て拘禁刑又は二千里レを超ゆる金刑を科せられしとき若くは常習性又は職業性の犯罪者又は違警罪者又は性癖に因る犯罪者と宣告せられしとき

二、被告人證據の不十分に因り又は裁判上有恕の授與に因る無罪放免の場合に於て若し歸責が法律の懲役刑を設くる犯罪に關するとき



三、 檢察官の代表者治安判事の前の辯論に於て及び地方裁判所検事無罪放免の場合に於て、若し歸責が法律の懲役刑を設くる犯罪に關せしとき、及び處刑の場合に於て若し拘禁刑又は二千リールを越ゆる金刑を科せられしとき

第五一三條

(地方裁判所の判決に對する控訴)

第三一條第二項の豫見する移送の結果言渡したる判決を含み地方裁判所の判決に對し法律の別段に規定する所を除く外控訴院に控訴することを得る者左の如し

- 一、 被告人、處刑の場合に於て判決を以て拘禁刑又は二千リールを越ゆる金刑を科せられしとき若しくは常習性又は職業性の犯罪者又は違警罪者又は性癖に因る犯罪者と宣告せられしとき
- 二、 被告人、證據の不充分に因り又は裁判上宥恕の授與に因る無罪放免の場合に於て若し歸責が法律の懲役刑を設くる犯罪に關するとき
- 三、 地方裁判所検事及び控訴院側検事長無罪放免の場合に於て若し歸責が法律の懲役刑を設くる犯罪に關するとき、及び處刑の場合に於て若し拘禁刑又は二千リールを越ゆる金刑を科せられしとき

第五一四條

(牽連罪の判決に對する控訴)

牽連罪に因り言渡されたる判決は控訴が同牽連罪の孰れかに付き認容せらるるとき之が權利を有

する者より其控訴を申立つれば其全部に付き控訴可能なり

第五一五條

(控訴裁判官の審理・檢察官の附帶控訴)

控訴は檢察官よりするも亦被告人よりするも申立てたる事由に關する斷定の諸點に限界し上級裁判官に訴訟の審理を歸屬す

此限界内に於て控訴者が檢察官たるときに付き定むること左の如し

- 一、 若し控訴が處刑の判決に關するときは裁判官は第一審裁判所管轄の限界内に於て縦し一層重くとも罪に異なる定義を與ふること、刑の種類を變更し又は分量を増加すること、特典を取消し且必要なきときは法律の課し又は許可する保安處分及び其他の總ての處分を與ふることを得
  - 二、 若し控訴が無罪放免の判決に關するときは裁判官は處刑を言渡したる上刑と共に併せて第一號に記載したる其他の處分を適用することを得
  - 三、 若し控訴が處刑の判決若しくは無罪放免の判決に關するときは之を確認する裁判官は法律の特定する場合に於て保安處分を適用變更又は排除することを得
- 控訴者が止た被告人のみなるときは裁判官は種類又は分量に於て一層重き刑を科すること並に特典を取消すことを得ず但本條第一項に示したる限界内に於て第一審裁判所の管轄を越ゆるに至らざる限縦し一層重くとも罪に異なる定義を與ふることの權能は此限に在らず



控訴が止た被告人のみより申立てられしとき控訴裁判所側檢察官は第五一七條に定めたる通知を收受したる日より八日以内に前述裁判所の書記課に附帶控訴の申立を提出することを得、失權の制裁に於て申立と共に理由を提出することを要す、檢察官の附帶控訴は第二項の豫見する効果を生じ且嗣後被告人自己の上訴を取消すと雖も有效を持續す、檢察官の附帶控訴は控訴裁判に加入せざる非控訴共同被告人に對しては効果を生ぜず

第五一六條

(民事利害關係に因る被告人の控訴) 被告人は損害の賠償又は費用の辨償の爲自己の申立てたる申請に關係ある無罪放免の判決の處置に對し控訴することを得

被告人は止た罪の惹起したる損害の賠償及び贖物の返還に關係ある處刑の判決の處置のみに對し亦控訴することを得

第五一七條

(控訴裁判の準備行爲)

第二〇八條に示す書類は書記課に到達せば直に之を檢察官に通達す、檢察官は書類を取調べ之を書記課に返還し而して(裁判長は遅滞無く控訴したる被告人の召喚を命ず、若し檢察官の控訴あるとき又は若し第二〇三條に豫期する場合の孰れかの到來するとき若くは若し控訴の止た民事利害關係のみ

の爲に申立てられしときは同しく控訴せざりし被告人の召喚を命ず

尙裁判長は總ての場合に於て民事科料義務者、民事擔當人及び民事當事者の召喚を處置す、民事當事者は止た被告人のみ無罪放免の判決に對し控訴したるとき亦之を召喚す

召喚の決定は無効の制裁に於て第四〇七條第一號、第二號、第三號、第四號及び第六號に設くる規定を遵守し之を前述の諸當事者に送達す

出廷の爲の最小期間は地方裁判所の前へは十日又控訴院の前へは十五日とす

第四一〇條の規定を遵守す

召喚の決定は第四一二條に示す原因に基けば無効となる但公判に移すの判決又は地方裁判所檢察事の請求に關する原因は之を除外す

第五一八條

(控訴の辯論)

(裁判長又は其委任したる裁判官は被告人の訊問を手續するに先ち訴訟手續を決意したる事實及び訴訟手續の進展の報告を爲す

書類の朗讀は之を其必要を認めたるものに限定し而して(裁判長より職權を以て若くは裁判官又は檢察官の請求に依り又は私當事者の申請に依り之を處置す、(裁判長右の請求又は申請に附従することを欲せず又は異議突發するときは地方裁判所又は控訴院命令を以て處分す



證人取調の手續を爲さず又鑑定人及び専門商議員参加せず  
討議に於ては控訴者最初に陳述す、控訴せざる被告人、民事科料義務者、民事擔當人及び民事當事者は  
召喚せられしときは控訴者に非ずと雖も討議を認容せられ而して意見を述べたことを得、被告人及び  
辯護人は若し之を要求せば最後の陳述を爲さしむることを要す、既に意見を述べたる辯護人は最後に  
短き言明のみを陳述することを認容せらる、檢察官も被告人も又は其辯護人も共に控訴したるときは  
檢察官は辯護人に先ちて陳述することを要す

第五一九條

(控訴裁判に第一審裁判の規範の擴張)

控訴裁判には可能なる限に於て第一審裁判に關する規範を遵守す

第五二〇條

(控訴裁判官の權能・辯論の更新)

若し控訴裁判官書類の状態に依り斷定する程度に在らずと認むるときは職權を以てしても新なる  
證據物 Documenti の提出、辯論の全部又は一部の更新並に最初の公判の證人の新なる情狀の取調又は  
其他の新なる證據の採取を命ずることを得、尙第一審裁判に認容せらるる限界内に於て鑑定人及び專  
門商議員の意見を聽くことを得又絶對必要な場合に在りては第四五五條の規範に依り新なる鑑定を  
處置することを得

辯論の全部又は一部の更新は命令を以て處置す

右の更新は若し可能ならば辯論を停止又は延期することなく證據に關しても適用可能なる限第一  
審裁判の形式を以て手續す、檢察官及び私當事者は更新を申立てんと欲する法廷に直接に新なる證據  
及び更に採取すべき證據を提出することを得斯の如き方法に依り處分すること可能に非ざるときは  
絶對に必要に非ざる一切の遅延を避け以て第四三一條及び第四三二條の規範を遵守す

第五二一條

(調書)

辯論の調書は第四九二條、第四九三條、第四九四條又當事者の申立に關するものに付ては第四九五條  
の規範に依り之を作成す、尙辯論を更新したるときは同第四九五條の其他の規定を遵守す

第五二二條

(無效の問題)

若し第一審裁判中に第四四五條第三項に示す無效を實證したるときは控訴裁判官は控訴せられた  
る斷定を無効とする判決を言渡し書類を檢事局に移送することを命ず  
控訴裁判官若し第一八五條に示す無效の孰れかを確認し而して其第一八七條の規範に依り快復せ  
られざりしときは審理を持續し且辯論の更新を處置する命令を言渡し、夫れに依り上訴不可能に本案  
に付き斷定す



若し快復せられざりし其他の無効に關するときは控訴裁判官は無効なる行爲の更新を命ずること  
或は亦無効なる行爲審理の必要なる要素を具備せずと認むるときは無効を宣告し本案に付き斷定す  
ることを得

第一審裁判官罪消滅せり又は公訴提起又は續行する能はずと宣告したるとき控訴裁判官若し其宣  
告を錯誤と認むれば必要なるときは辯論の更新を命じ且上訴不可能に本案に付き斷定す

第五二三條

(控訴の判決)

前條の豫見する場合の外控訴裁判官は辯論に次ぎ控訴せられたる判決を是認又は改正する判決を  
言渡す

無罪放免の被告人にして拘禁せられ又は其他の身體の自由拘束に服したる者は直に之を釋放する  
ことを要す

第一審裁判所執行を管轄し且上告申立てられざりしときは控訴裁判官の判決の謄本は訴訟記録と  
共に書記の注意に依り遲滯無く之を第一審裁判所に移送す

第二節

上告(破毀の爲の上訴) Ricorso per cassazione) によつて

第一款 上告(原文)上訴することを得る場合

第五二四條

(上告の理由・上告す可き處分)

上告は左の理由に因り之を申立つることを得

一、刑法又は其他刑法の適用に考慮すべき法律上の規範の不遵守又は錯誤の適用

二、法律に依り立法又は行政の機構に存置せられたる若くは公權力の許可せざる權限の裁判官方  
面よりの行使

三、無効不受理又は失權の制裁に於て設けたる本法典の規範の不遵守

上告は別段の規定に依り特定の期間内に於て且其效力を以てするの外第一編第四章第八節に設く  
る期間内に於て且其方法に依り控訴不可能の裁判に於て又は通常司法官憲の控訴審に於て言渡した  
る判決に對し之を申立つることを得

上告は若し法律の許可せず又は明白に根據無き理由に據り申立つるときは不受理なり

第五二五條

(第一審裁判進行中の無効)



控訴審に於て言渡されたる判決に對する上告は若し控訴裁判に於ける不服の理由を以て其第一審の無効に論及せざりしときは控訴裁判に於て實證せざる訴訟法の規範の不遵守より決定する無効を以て其基礎と爲すことを得ず

第五二六條

(被告人の上告)

被告人は處刑の判決に對し上告することを得

尙歸責の對象たる罪に對し法律の拘禁刑又は一層重き刑を脅示するときは證據の不十分又は裁判上宥恕の授與に因る無罪放免の判決に對し上告することを得

單に(贓物の)返還、損害の賠償及び費用に關する處罰の判決の處置のみに對し亦上告することを得、又終に損害の賠償又は費用の改正に對し自己の申立てたる要求を却下する對審に於て言渡されたる無罪放免の判決の處置に對し上告することを得

第五二七條

(檢察官の上告)

控訴院側檢察長は處刑又は無罪放免の總ての判決に對し上告することを得

地方裁判所檢察事は地方裁判所又は治安判事の申渡したる處刑又は無罪放免の判決に對し上告することを得

第五二八條

(特別裁判所の判決に對する非常上告)

高等法院 *Alta Corte di giustizia* に編制したる元老院 *Senato* を除く外特別刑事裁判所の處刑の判決に對し其判決が他の方法を以て上訴すること能はず且法律が之を總ての上訴より除外することを明白に宣明せざるときは第五二四條に示す理由に因り刑の消滅する前總ての時期に於て上告を申立つることを得

上告は停止の效力を有せず但若し死刑を科せられしときは司法大臣其執行の停止を命ずることを得

第二款 上告及び關係訴訟手續に就て

第五二九條

(理由書)の署名

第二〇一條の規範に依り提出したる上告理由書は上訴の申立に宣明せざるときは不受理の制裁に於て大審院の特別名簿に登録せられある限上告人を最終の裁判に辯護したる代言人より又は同名簿に登録せられ上告の申立書を以て若くは嗣後其前に申立を爲したる書記の接受し又は公證人の接受又は公證したる書類を以て明白なる擔當を委任したる他の代言人より之に署名することを要す  
若し理由書(書)を期間内に提出したるときは第五三三條に示す期間内に其他を添附することを



得

第五三〇條

(上告裁判の準備行為)

大審院長は法律が聯合刑事部の管轄と定めざる時は上告を一刑事部に指定する處分を行ふ。院長若し上告を以て申立てたる問題の特殊の重要性に鑑み法律の其管轄と定むる場合の外聯合刑事部に於て審判を行ふことを適當と認むるときは上告を同部に指定す

第五三一條

(評定室に於ける斷定)

上告不受理の原因を一當事者より申立て又は職權を以て指摘したるときは評定室に於て大審院豫め之を斷定す。法律の特別に豫見する場合の外大審院は亦評定室に於て管轄の牴觸に付き、訴訟手續の移轉及び裁判官の回避又は忌避の件に於ける上告に付き及び其他辯論中に發せざる處分に對する一切の上告に付き審判す

第五三二條

(辯護人)

私當事者は大審院の特別名簿に登録したる其辯護人をして該院の前に己を代理せしむることを得、院の前に生ずる總ての行為に付き當事者の住居は各自の辯護人の許に在り、辯護人の選任は上告申立の行為に依り或は又嗣後に爲すことを得

辯護人を選任せざりし上告人には審判すべき合議團の裁判長討議の爲開廷を定むると同一の決定を以て職權を以て之を選任す

上告が止た民事利害關係のみに關するるとき若し上告人其要求を爲し且無償救助の認容の爲必要な證據物を提出するときは裁判長之に辯護人を選任す

第五三三條

(辯護人への告知)

大審院の書記は書記課に書類到達するや否や辯護人に告知し辯護人は告知の送達より十五日の期間内に同書記課に於て書類及び證據物を取調べ摸造を抽出し又新なる證據物を提出することを

第五三四條

(開廷の取極及び嗣後の處分)

公開法廷に於て討議すべき上告に付ては前條に設くる期間經過して裁判長開廷を取極め且報告者を指定す



書記は直に書類を検事總長に通達し検事總長は少くも開廷五日前之を返還することを要す  
検事總長若し上告を以て申立てたる問題の特殊の重要性に鑑み聯合刑事部の審判を發案すること  
を適當と認むるときは院長に之が請求を爲し院長若し之を採用せば新なる開廷を取極め且報告者を  
指定す

書記は少くも十五日前に辯護人に開廷の爲定められたる日の告知を送達せしむ

第五三五條

(上告の受理可能に付き監獄に監置)

第二一〇條に定むる所の外仍ほ一年を超ゆる間賠償すべき拘禁刑若くは一層重き刑に處刑したる  
判決に對する上告は若し上告の討議に付き定めたる日に先ち被告人監獄に監置せられず又は刑を特  
別營造物に於て賠償すべきとき管轄官憲の處置に置かざるときは之を不受理と宣告す

右の規定は第二五九條の規範に依り勾留の囑託狀又は命令狀の執行停止せられ又は被告人保釋の  
状態に在り又は其執行の條件附に停止せられし刑に關するときは之を適用せず

第五三六條

(辯論)

法廷の公開警戒及び規律及び討議の指揮の件に付き第一審及び第二審の裁判の爲に設くる原則は  
適用可能なる限大審院の前に於て之を遵守す

私當事者は止た大審院の特別名簿に登録したる其辯護人を介してのみ參列することを得而して上  
告の討議の爲取極めたる開廷前八日より多く後るることなく前述の名簿に登録したる一代言人署名  
し合法に申立てたる理由の擴張に覺書を寄託するの權能を有す

右の覺書は不受理の制裁に於て同一期間内に同じく之を検事總長に通達することを要す  
所定の法廷に於て(裁判長又は其委任したる評定官事件の報告を爲す當事者の辯護人出頭し且意見  
を述べることには必要に非ず申立の書類の中に又は嗣後の書類を以て選任したる代言人の代りに大審  
院の特別名簿に登録したる且特別委任狀を以て擔當を委任したりし他の代言人陳述することを  
得

報告の後上告人の代理人第一に陳述す檢察官も被告人又は其辯護人も均しく上告を申立てしとき  
は檢察官は辯護人に先立ちて陳述することを要す繰返すことを認容せず但被告人の辯護人は同法廷  
に判決の議定の前に短き書面の註解を提出する權能を有す

第三款 判決に就て

第五三七條

(判決の議定・公表及び寄託)

大審院は公開法廷の終了後速に評議室に於て判決を議定す但斷定すべき問題の多端及び重要に因  
り裁判長議定を最近の他の開廷に延期するを適當と認むるときは此限に在らず



判決は裁判長又は其委任したる一評定官の爲す主文の朗讀に依り議定後速に法廷に於て之を公表す

適用可能なる限第四七三條及び第四七四條の規定を遵守す

第五三八條

(取消を特定せざる錯誤の訂正)

理由の中に於ける法律の錯誤及び法律の個條の指示の錯誤は若し主文の斷定に影響を有せざるときは上訴したる判決の取消を生ぜず然れども大審院は判決の中に批判及び必要なる訂正を細説すること及び上訴したる判決を言渡したる裁判官に通知することを命ずることを要す

上訴したる判決の中に稱呼又は計算の錯誤に因り止た刑の種類又は分量のみを訂正すべきときは大審院取消を言渡すことなく其訂正を爲す

縦し上告申立後突發せりとするも事實の新たな確認必要に非ざるとき被告人に一層有利なる法律を適用する必要あらば同一の方法に依り處分す

第五三九條

(移送せず爲す取消)

法律の特別に豫見する場合の外移送せず院の爲す取消言渡の場合左の如し  
一、事實が法律に依り罪として豫見せられざるとき罪が消滅したるとき又は訴を提起又は續行す

る能はざるとき

二、罪が通常裁判所の管轄のものに非ざるとき

三、上訴したる處分が裁判権限を超越したる處置を包含するとき

四、上訴したる斷定が法律の許可せざる處分に成立するとき

五、第四四五條第三項の豫見する場合在るとき若しくは第四七七條第二項の規定に違反するとき

六、第八七條の豫見する場合に於て處刑を人物の錯誤に因り言渡したるとき

七、上訴したる判決又は命令と他の以前に同一又は別個の刑事裁判所の言渡したる同一人物及び

同一對象に關するものとの間に矛盾の存するとき

八、上訴したる判決が控訴を認容せざる事物に付き第二審に於て斷定したるとき

九、其他院が移送を不必要と認め若しくは院が自己の管轄の限界内に於て必要なる處分を施すこと

を得る總ての場合

第五四〇條

(移送せず爲す取消の效力)

前條第二號の豫見する場合に在りては院は事件を其指定する管轄官憲に移送することを命ず第五號の豫見する場合に在りては検事局の管轄事務課への事件の移送を命ず第七號の豫見する場合に在りては第一の判決又は命令の執行を命ず但處刑の判決に關するときは輕き處刑を科する判決の執行



を命ず、第八號の豫見する場合に在りては第一審の判決の執行を命ず、又第九號の豫見する場合に在りては必要なる處分を施す

大審院は其場合なるときは取消したる判決を以て命ぜられたる附加刑又は保安處分の終熄を宣告す

第五四一條

(判決の民事處斷のみの取消)

大審院若し單に第二三條の規範に依り提起したる私訴に關する判決の斷定又は項のみを取消すときは取消が控訴不可能の判決を對象として有するときは雖も必要なるときは控訴審を利用する爲事件を管轄民事裁判所に移送す

第五四二條

(管轄問題の斷定)

大審院若し斷定を爲したる裁判所の管轄違を認定するときは第三七條及び第四三條第二項の規定に従ふ而して其斷定は該所に豫見したる效力を有す

第五四三條

(移送と共にする取消)

第五三九條及び前二條の豫見する場合の外

一、命令を取消したるときは大審院は之を言渡したる裁判所に事件を移送することに處置し該裁判所は取消の判決に一致せしめて處分す

二、控訴院の判決を取消したるときは審理を同一控訴院の他の部又は最も近き他の控訴院に移送す

三、重罪法院、地方裁判所又は治安判事の判決を取消したるときは審理を夫れ々々他の控訴院、同一地方裁判所の他の部又は同一控訴院管内の他の地方裁判所又は取消されたる判決を言渡したる治安裁判所 *Pratum* が多數の部に分たれ又は分れたる訟廷を有するときは雖も同一管區の他の治安判事に移送す

四、豫審裁判官又は豫審部の判決を取消したるときは新なる議定の爲事件を夫れ々々同一豫審事務課又は同一豫審部に移送す但取消されたる判決を言渡したる裁判官は交換することを要し又豫審部は取消されたる判決を言渡したる者と異なる裁判官を以て組織することを要す其外若し免訴を宣告せし事件の取調が治安判事に係るときは大審院は審理の爲事件を管轄治安判事に移送することを命ず

五、第三九九條の規範に依り免訴の宣告を是認したる豫審裁判官の控訴審に於て言渡したる判決を取消したるときは審理の手續を爲す爲事件を管轄治安判事に移送す之に反し地方裁判所又は重要法院の管轄に歸するときは新なる議定の爲事件を豫審裁判官に移送す



第五四四條

(取消後移送の裁判)

移送の裁判に於ては第三七條第二項に定むる所を除く外取消したる判決を以て歸屬したる管轄に付ての討議を認容せず若し以前の裁判に含まれたるとは別の者同一罪に因り審理せらるべきときは第一審に於ける移送の裁判は第四一三條の規範に依り審理の併合に處置することを得る。移送の裁判に於ける被告人は大審院が同一裁判を以て定めたる限界内に於て新なる辯護方法を提出することを得檢察官の上告に付き取消の言渡されしとき亦同じ。移送の裁判に於ては以前の公判又は豫審に於て受けたることを是認する所の無効を申立つることを得ず。

若し同一の判決を以て處刑せられたる多數の被告人の中の或者上告を申立てざりしとき上告人に對し言渡したる取消は當然他の者等に擴張す但取消の理由が専ら之を申立てたる者のみに關するときは此限に在らず。移送の裁判官は取消の對象たりし諸點に付き法律の設けたる限界を除く外は其判決を取消されたる裁判官の有したると同一の権限を以て審理す。總ての場合に於て被告人若し處刑せらるるに至るときは之に對し亦以前の裁判費用の支拂の處罰を言渡すことを要す但其上訴に因り取消特定したるときは破毀の費用を除外す。

第五四五條

(部分の取消)

若し判決の總ての所斷に對し取消を言渡さざるときは其判決は取消されたる部分と根本の牽連を有せざる部分に於て既判事項の力を有す。大審院は必要なるときは主文に於て判決の有效に残る部分を宣告す此宣告の脱漏は嗣後交付する判決及び總ての謄本の餘白又は末尾に轉寫すべき同院の評定室に於ける命令を以て之を匡正す所述の命令は職權を以て之を言渡し若くは移送に付き裁判すべき合議團の裁判長同合議團側の檢察官治安判事又は利害關係私當事者の要求を以て之を發することを得要求は何等の法式に服せざる上訴を以て之を申立つ。

第五四六條

(移送の裁判官の判決の上訴可能)

移送の裁判官は大審院の判決を以て斷定したる法律の總ての問題に關し其判決に一致せしむることを要す。

移送の裁判官の判決は専ら大審院の既に斷定したる諸點に關せざる理由若くは本條第一項の規定の不遵守に因りてのみ上訴することを得。

第五四七條



（聯合部の訴訟手續）

大審院の聯合刑事部に於て手續する場合左の如し

- 一、別異に定められざる限特別裁判所の判決に對し申立てられたる上告に付き議定すべきとき
- 二、法律の特別に豫見したる其他の場合

聯合部の判決は總ての場合に於て之を以て斷定したる問題に付き確定既判力を有す

第五四八條

（單一部又は聯合部の管轄の件の斷定）

聯合部又は單一部の管轄の件の疑義に付き審理するは同聯合部に屬す

評定室に於ける大審院若し上告の單一部の管轄に屬することを認むるときは命令を言渡し且院長審理すべき部を指定す

第五四九條

（上告の棄却又は不受理の場合に於ける費用及び金錢制裁）

上告の不受理又は棄却を宣告する判決を以て之を申立てたる私當事者を訴訟費用の支拂に處罰す、尙同判決を以て五百乃至五千リールの金額を科料金庫へ支拂ふことに處罰す

此規定は若し死刑を科したる判決に對する上告を棄却し又は不受理と宣告したるときには之を適用せず

第五五〇條

（破毀の判決の執行處分）

移送せず爲す取消又は訂正の總ての場合に於ては檢事總長大審院の判決の謄本を取消、批判又は訂正せられたる處分を發したる院又は地方裁判所の側の檢事局に、若くは其處分を治安判事の發したるときは治安判事の居住する管區の地方裁判所檢事に移送す、檢察官は直に取消又は訂正せられたる處分の原本の餘白又は末尾に書記をして其註解を施行せしむるの請求と共に前述の判決を院長、地方裁判所長又は治安判事に通達し而して尙其他の必要なる執行の總ての行爲を處分したる上遂行を確認す

若し取消が移送と共に言渡されしときは檢事總長遲滯無く判決の謄本と共に訴訟手續の書類を新なる審理を手續すべき移送の地方裁判所側檢事局又は治安判事に移送す、第五四一條の豫見する場合に在りては上訴したる處分を發したる裁判所の書記課に判決の謄本及び書類を移送す

前數規定の遵守の爲大審院の書記は判決の書記課に寄託せられたる日より八日以内に判決の必要な謄本を檢事總長に移送することを要す

大審院上告の不受理又は棄却を宣告したるときは書記は決定を言渡したる日より三日以内に執行の爲の管轄官憲に其主文を通達す

第五五一條



(釋放)

大審院の判決に次ぎ何等かの原因に基き被告人の拘禁又は其附加刑又は保安處分の服従を終熄すべきときは大審院側檢事總長は拘禁者の即時釋放を命じ且其他の必要な處分を施すことの爲最も遅くとも判決を言渡したる日の翌日中に上訴したる判決を言渡したる院又は地方裁判所の側の檢事局又は治安判事に其主文を通達す

第五五二條 (大審院の判決の上訴不能)

刑事事項に於ける大審院の處分は單一部より發したるものと雖も總て上訴不能なり

第三節

再審に就て

第五五三條

通常司法官憲の第一審又は控訴審に於て言渡し確定と成れる處刑の判決の再審は法律の特定する場合に於て處刑者の利益に何時にても刑の既に賠償せられ又は消滅したるときと雖も左の處刑に關

するときは之を認容す

一、犯罪に因る處刑

二、違警罪に因る處刑若し其結果に於て常習性又は職業性の違警罪者と宣告せられしとき

第五五四條 (再審の場合)

再審を要求することを得る事項左の如し

一、處刑の判決の基礎を確立したる事實が通常司法官憲又は特別裁判所の他の確定刑事判決に確立したる事實と調和すること能はざるとき但高等法院に編制したる元老院の言渡ししたる處刑の判決を例外とす

二、處刑の刑事判決が第二一條第二項に含有する留保を除く外第一九條及び第二〇條の豫見する先決問題の一を斷定したる民事又は行政の裁判所の後に取消されたる判決の歸結に依り處刑者の負擔に於ける罪の存在を支持したるとき

三、所刑の後新事實又は新證據資料突發し又は發見せられ單獨に又は訴訟手續中既に取調べたるものに合體し事實の存在せざること若くは處刑者の之を犯さざりしことを明瞭となすとき

四、書類又は審理の虚偽又は其他の法律の罪として豫見する事實の結果處刑の言渡さるるに至れることを證明するとき



第五五五條

要求不受理の制裁に於て總ての場合に再審を求むる基礎の要件は若し確認せば事實の存在すること又は處刑者の之を犯せしことを排斥するか若くは事實の存在すること又は處刑者の之を犯せしこととの一切の證據の缺如することを證明するが如きものたるを要す

第五五六條

再審を要求することを得る者左の如し

一、處刑者又は其近親者若くは處刑者の上に後見權を有する者而して若し處刑者死亡せば相続人又は近親者

二、其管内に於て處刑の判決の言渡されし控訴院側檢事長又は大審院側檢事總長、職權を以て又は司法大臣の請求に於てす、利害關係私當事者は自己の申請を檢察官のに合一することを得

第一號に示したる者は法律の必要とする條件に在るときは處刑の判決を言渡したる合議團の裁判長又は治安判事の決定を以て無償救護を認容せらるることを得、認容は再審の總ての審理に對し有效なり

第五五七條

再審に付ての申請は自身又は大審院の特別名簿に登録したる選任の必要ある代言人を介し之を申

立つることを得、此申請は専ら之を辯明する所の書類及び證據物の上に依り大審院の書記課に提起す、亦執行裁判所の書記課に提起することを得、該書記課は之を大審院の書記課に移送す

第五五四條第一號及び第二號の豫見する場合に在りては申請に該所に示したる判決の公正謄本を合一することを要す

同條第三號の豫見する場合に於て若し新事實又は新證據資料既に履行したる司法官憲の行爲より生ぜざるときは再審を求むる者は關係する確認を命ぜらるることの爲執行裁判所に申請を爲すことを要す、要求根據無しと認めざるときは裁判所は處刑者の無償救護を認容せられしときを除く外其費用に依り適用可能なる限正式豫審の規範を遵守し以て必要なる行爲を手續す、必要なるに於ては地方裁判所又は院は之を組織する一員に委任することを得、治安判事は自身處分す、總ての場合に於て處分は命令を以て之を與ふ、履行したる行爲に付ては利害關係者に其公正謄本を交付し利害關係者は之を再審の申請に合一す

同條第四號に示す場合に在りては申請書に該所に豫見する罪に對する處刑の確定判決の公正謄本を合一することを要す、然れども若し罪消滅し又は其爲公訴を實行すること能はざるときは再審を求むる者は前項の規範に依り採取したる必要なる證據資料を提供することを得

二八九



第五五八條 (大審院に於ける訴訟手續)

大審院に於ける訴訟手續に付ては適用可能なる限前節に設けたる原則を遵守す、院は評定室に於て手續し且判決を以て議定す

議定するに先ち院は命令を以て精査及び有用と認むる行爲を處置することを得又其評定官の一人を委任することを得、此場合に於て豫審裁判官の権限は場合を分ち院又は評定官に屬す

再審の申請不受理たり又は明白に無根據たるを表現するときは院は檢察官の意見を聽き同申請の不受理を宣告し又は之を棄却したる上前以て處分す、此場合に在りては申請を提起したる私人を料料金庫の利益に五百乃至五千リールの金額の支拂に處罰することを得

第五五九條

(保釋)

大審院は何時にても且再審の申請に付き終局に議定する前と雖も要求に依り又は職權を以て利害關係者に保釋を授與することを得、院は新なる審理への移送の判決を以ても又之に續く命令を以ても等しく之を授與することを得、移送の裁判所は如何なる場合に於ても之を授與することを得す

第五六〇條

(單一部の管轄)

上訴したる處刑の判決と特別裁判所の言渡したる他の處刑の判決との調和不能の理由に因り再審の要求を申立てたるときは大審院は單一部に於て議定す

第五六一條

(再審事案に於ける大審院の判決)

大審院若し再審を受理するときは之を必要とする場合には新なる審理への移送を命じ以て判決又は處刑の判決を取消す

移送は判決又は取消されたる判決の第一審又は控訴審に於て言渡されしに従ひ彼又は此の審級の他の裁判所に之を命ず、若し異審級の諸裁判所より言渡されしときは院は上級の裁判所に移送す、若し判決の一特別裁判所より言渡されしときは院は其管轄と認むる裁判所に移送す

第五六二條

(條件附取消)

大審院再審の爲移送を處置するときは處刑の判決の取消は移送の裁判に於て事實の存在せざること又は處刑者の之を犯さざりしことを確認するに至り若くは事實の存在すること又は處刑者の之を犯せしことの一切の證據の缺如することを宣告せしことの條件に服す

第五六三條



(證人鑑定人又は通譯と成るの無資格)

第五五四條第四號に示したる罪の孰れかに因り處刑せられたる者は所犯の罪を盡く自白したるものを除く外大審院其委任したる評定官又は移送の裁判所の證人鑑定人又は通譯として之を採用することを得ず

第五六四條

(亡故處刑者の利益に於ける再審)

處刑者死亡の場合に於ては大審院移送を爲さず取消すときにも一輔佐人を選任し輔佐人は再審の訴訟手續に於て處刑者に屬したる可き権利を行使す  
若し處刑者大審院の判決後死亡するときは審理すべき院又は地方裁判所の長又は治安判事輔佐人を選任す若し處刑者の生存中其近親者より申請を申立てたるときは處刑者の死亡後其者當然輔佐人と成る

大審院移送を爲さず取消すとき又は移送の裁判所其審理が失せし處刑者に有利に歸結するときは其者の有罪に非ざりしことを宣告し且若し之に因り死亡が刑の執行に基き又は監獄又は拘禁保安處分に充てたる個所に於て起れることを歸結するときは判決を死亡證書の中に記註することを命ず  
右の記註は檢察官の注意に依り遲滯無く之を行ふ

第五六五條

(再審の爲の移送裁判の訴訟手續)

大審院新なる裁判への移送を言渡すときは取消されたる處刑の判決執行の爲拘禁中に在る利害關係者は未決監守に服する被告人として監獄に殘留す但歸責が勾留囑託狀を許可せざるの故に因り又は刑が全部贖せられ又は消滅したるの故に因り若くは第五五九條の規範に基き保釋を授與せられし故に因り出獄せしめらるべき者は此限に在らず若し大審院其停止を命ぜざるときは被告人は處刑の判決の取消するに先ち假に適用せられたりし附加刑及び保安處分に服したる儘に殘留す  
前述未決監守の期間は若し處刑の判決是認せらるるに至るときは拘禁刑の期間より之を控除す  
取消されたる判決を以て終結したる裁判に出頭したりし民事當事者は第五五四條第四號の豫見する罪の孰れかに因り處刑せられしことあらず又は明白に相容れざる他の條件に在らざるときは新なる裁判に参加する權利を有す民事擔當人若し取消されたる判決を以て處罰せられたりしときは所述の裁判に之を召喚す

控訴裁判所に裁判を移送せしときは控訴裁判所は總ての場合に於て辯論の全部更新の處分を行

第五六六條

(再審の爲の移送裁判の判決)

移送裁判に於て若し再審の受理せられし所以の要件が其根據無きこと又は十分に立證せられざる



ことを歸結するとき裁判官は前裁判の採取せし證據のみの新評價の結果に因りても亦其他の理由に因りても無罪を言渡すことを得ず

再審の爲の移送裁判官は専ら事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしことの證據の存在するとき又は事實の存在すること又は被告人の之を犯せしことの證據一切より缺如し來るときのみ無罪とすることを得其他の場合に在りては處刑の判決を是認することを要す  
是認の場合に於て若し原處刑の執行全部終了せず又は終了せりと認む可らざるときは新なる裁判への移送の結果として中止したる時期より之を再始す但前條第二項に定むる所は此限に在らず

第五六七條

(無罪の場合に於ける費用及び民事效力の件の處分)

大審院移送を爲さず處刑の判決を取消するとき又は移送の裁判所第五六四條の豫見する場合に於ても無罪の判決を言渡すときは更に金刑に因る處刑訴訟及び監獄給養の費用損害賠償及び財産保安處分に因る處罰の執行に依り支拂ひたる金額の返還を處分す  
移送を爲さず取消す大審院の判決は之を院の書記の注意に依り遲滯無く全部利害關係人に送達し又同院側檢事總長に通達し檢事總長執行の爲必要な處分を與ふ

第五六八條

(再審申請の棄却又は不利の裁判の場合に於ける處分)

大審院若し再審の申請を不受理又は棄却と宣告するときは必要あらば同判決を以て處刑者の收監を命ず申請の不受理又は棄却の宣告は別異の要素を基礎とする再審の再申請を提起する權利を妨ぐることなし

移送の裁判所無罪を言渡さざるとき若し犯人拘禁刑又は一層重き刑を賠償すべきときは判決を以て非拘禁犯人に對する收監の命令を發す

若し大審院第五五八條第三項の豫見する場合の外再審の申請を不受理又は棄却と宣告するとき若くは移送裁判に於て無罪の判決を言渡さざるときは再審を要求したる私人を訴訟費用に處罰す

第五六九條

(再審の爲の移送裁判の判決の上訴不能)

移送裁判所の言渡したる無罪の判決は檢察官の方面よりの上告を准す若し第五六六條第一項の規定に違反するときは大審院本案に付ても亦斷定す

處刑の判決を是認する前述裁判所の判決は第一審として言渡すものと雖も上訴不能なり但別異の要素を基礎とする再審の再申請を提起する權利を妨ぐることなし

第五七〇條

(無罪の判決の公示)

移送を爲さず取消を言渡す大審院の判決又は移送裁判に於て言渡す無罪の判決は利害關係者の請



次に依り印刷に付し且書記の注意に依り抄録を處刑の判決の言渡されし市町村及び無罪放免者の最終居住地たる市町村に掲示す裁判所附屬吏執行したる掲示の證明書を書記課に提出す

若し利害關係者より請求するときは執行管轄裁判所命令を以て判決の抄録が書記の注意に依り同令を以て指定する一新聞に掲載せらるることを處置す

總ての場合に於て公示の費用は科料金庫の負擔とす

第五七一條

大審院又は移送裁判所の判決の結果無罪とせられし者若し取消されし判決の歸結に依り最少三月の拘禁刑を賠償し又は夫れより短からざる間拘禁保安處分に服し又は有效なる返還請求の可能性を残すことなく損害を賠償したりしとき其經濟状態に因り自己又は家族の爲之が必要有らば救助の義務に於て金錢賠償を要求することを得

左の場合には要求を認容せず

- 一、移送せず爲す取消又は無罪の判決言渡より一年の後に申立てたるとき
- 二、上告人取消されし處刑の判決の前又は後の時期に犯罪に因り他の處刑を將來せしとき
- 三、上告人故意又は重過失に因り裁判の錯誤に原因を與へ又は與ふることに共同したるとき

第五七二條

(無罪放免者の死亡の場合に於ける金錢賠償)

第五六四條の豫見する場合に於て民事法律に従ひ扶養に付き權利を有す可かりし者は特別輔佐人を介しても前條第一號に示す期間内に金錢賠償の爲の申請を申立て又は既に申立てたる申請を利用することを得

右の者等には決して無罪放免者の經濟及び家族の狀態を斟酌し其支拂はれ得たる可きより多き總額を金錢賠償の名義に依り授與することを得ず

第五七三條

(金錢賠償の要求)

金錢賠償の要求は書面に依り其事の決定を管轄する裁判所の書記課又は利害關係者の現在する地の控訴院、地方裁判所又は治安判事の書記課に之を提出す、後の場合に於ては遲滞無く管轄裁判所に移送す

第五七四條

移送を爲さず處刑の判決を取消したるとき賠償の要求に付ては取消を宣告したる大審院の部若く







之に對し再審とは異なる上訴を認容せざる判決は確定のものなり、若し上訴を認容するとき之を申立つるに付ての期間申立つることなく経過せば確定となる、若し上告に係るときは判決は第二〇七條の豫見する命令の確定と成る日より又其他の場合に在りては上告を不受理又は棄却と宣告したる命令又は判決を言渡したる日より確定と成る、無罪放免の判決は言渡あるや否や直に之を執行す、處刑の判決は執行を擔任する官憲が確定の通知を接受したる日より五日内に之を執行す、(諸院)地方裁判所又は治安判事の書記は拘禁刑を有し確定と成れる判決の抄本を十五日毎に地方治安官憲に移送す

第五七七條

(檢察官及び治安判事の執行上の職權)

處分を發したる院側又は地方裁判所の檢察官は職權を以て執行を處分す、治安判事は其處分を執行せしむ、檢察官又は治安判事は必要あるときは執行の爲夫れ々々檢察官の他の官吏又は他の治安判事に請求することを得

第五七八條

(罪又は刑の消滅の宣言)

罪又は刑の消滅を實證したるときは處刑を言渡したる裁判所は職權を以てしても評定室に於て關係の宣言を發す、命令の中に消滅の原因を宣明し、收監の命令を取消し、逮捕せられし處刑者の釋放を處置し且保安處分に關する必要の處分を與ふる、命令は檢察官の方面よりの上告を准す、若し前示の方法に依り處分せられず又は處刑者の申請却下せられしときは處刑者又は檢察官は第六二八條以下の正文に依り執行附帶訴訟を發議することを得

第五七九條

(同一人に對し同所爲に因る處刑の多數)

若し同所爲に因り同一人に對し言渡されし多數の處刑の判決確定となりたるときは前述の判決を言渡したる裁判所の一の屬する區劃の檢事長又は地方裁判所檢事職權を以てしても總ての時期に大審院への上告を以て執行すべき判決の件の斷定を發議す、此上告は利害關係者に送達せず、院は評定室に於て命令を以て最も輕き處刑を言渡したる判決を執行すべきことを宣告し而して其他を取消す、斷定が異種の刑を將來するときは次の如く平均の手續を行ふ、若し金刑と拘禁刑とに關するときは刑法典第一三五條を適用す、若し懲役と拘役とに關するときは懲役の一日を拘役の二日に計算す、若し執行す可きものと成れる處刑の多數の決定若くは判決及び決定に關するときは同一の規定を適用す



若し取消されたる處分の全部又は一部執行せられたりしときは其執行は有效として殘留したる處分の歸結と看做さるる（五）  
 刑の執行に就て  
 第一章  
 第一節

種々の刑の執行に就て

第五八〇條

死刑處刑の判決を執行すべきときは確定と成るや否や檢察官至急に判決を司法大臣に通知す  
 司法大臣の處置到達するや否や其場合なるとは檢察官指定の場所に於ける執行の日及び時を定め且必要なる處分の爲營造物の指揮に於ける其干與を與ふ  
 執行には檢察官の代表者参加し、秘書、檢察官の指定したる醫師及び若し處刑者之を請求するとき

は其信仰する宗教の牧師之に立會ひ秘書調書を作成す、調書の中には執行の時をも記載を爲し且醫師の確認したる處刑者の死の宣明を記入す  
 執行の達成に付ては處刑の判決を言渡したる裁判所の書記の注意に依り判決の原本の末尾に之が證明を行ふ  
 若し死刑處刑者拘禁せられてあらざるときは檢察官は次條の規範に依り處刑者の收監命令を治安官憲に移送す

第五八一條

拘禁刑の執行

拘禁刑處刑の判決の執行を管轄する檢察官及び治安判事は處刑者若し未だ拘禁せられざるときは其收監命令狀を治安官憲に移送す、此命令は處刑者の概要又は之を識別する價ある限其他の事項及び處刑の判決及び刑の指示を包含す、命令の執行に付ては第二六七條の規定を遵守す  
 若し逃亡の懸念存せず且刑の期間六月を超えざるときは檢察官又は治安判事は收監命令狀を發するに先ち處刑者に五日内に自ら監獄に監置せらるべきの命令を送達せしむることを得  
 若し處刑者拘禁せらるるときは檢察官又は治安判事は刑の執行を處分する爲之を司法大臣に報道す  
 若し非拘禁處刑者檢察官又は治安判事の自己の職權を行使する區劃の外に居在するときは執行の



爲收監命令狀を處刑者の居在する地の地方裁判所検事又は治安判事に移送す、命令書は亦之を直接に同地の治安官憲に移送することを得

第五八二條 (競合刑の執行) 同一人に對し異罪に因り二又は多數の處刑の判決又は決定言渡されしときは檢察官又は治安判事は若し必要あらば刑の競合に付ての規範を遵守し何れの刑を執行すべきかを特定す、若し處刑が異なる裁判所より科せられしときは最後の處刑を言渡したる裁判所側檢察官又は最後の處刑を言渡したる治安判事の居住する區劃の地方裁判所検事之を處分す

無效の制裁に於て處分は之を處刑者に送達す 利害關係者檢察官又は治安判事より與へたる處分に異議を申立つるときは第六二八條以下に設くる執行附帶訴訟に關する規範を遵守す、若し處刑者の發議したる附帶訴訟が明白に根據無しと見ゆるときは裁判官は之を棄却する命令を以て同處刑者に執行營造物の指揮に其干與を與へ以て監獄の一般規則の規範に依り處罰を科することを得、又若し異議者拘禁せられてあらざるときは科料金庫の利益に百乃至五百リールの金額支拂に之を處罰することを得、多數の處刑の判決又は決定普通裁判所と特別裁判所とより言渡されしときは前數規定に示す處分及び執行關係附帶訴訟に付ての管轄は通常司法官憲に屬す

第五八三條

(刑の執行の爲の被逮捕者の識別)

若し或者刑の執行の爲又は處刑の償却中逃走したる爲逮捕せられ而して同人の識別に付き疑義を生ずるときは逮捕地の地方裁判所検事又は治安判事之を訊問し且其他識別に有用なる總ての精査を履行す、被逮捕者が處刑者に非ざることを認むるときは直に其釋放を命じ、若し人物の識別疑はしきときは其確認を執行附帶訴訟を管轄する裁判所に移轉す、若し行爲を完行したるに拘らず人物の識別不確實に留まるときは裁判官は附帶訴訟を斷定する命令を以て行爲の状態に在りては識別に達せざることを宣告し且適用可能なる限第八四條の規定を遵守す

第五八四條

(名の錯誤に因る處刑者)

若し訴訟書類に納むる名の錯誤に因り他の者として或者の處刑せられしときは専ら之に對し手續すべき者が同じく同一訴訟手續中他の名の下に召喚せられしときのみ第一四九條に示す形式に依り



訂正を處分す然らざれば第五五四條第三號の正文に依り處分す總ての場合に於て誤て處刑せられたる者に對する執行は他を問はず之を停止す

第五八五條

(監督裁判官の管轄)

刑法典第一四四條に示す職務は各地方裁判所の許に於て及び司法大臣の決定を以て指定したる其他の地に於て監視裁判官之を執行す  
右の職務は處刑の判決を言渡したる所の何れたるを問はず刑の償却の爲處刑者の居在する地の裁判官に屬す

或拘禁刑の處刑者には司法大臣に屬する營造物に於て其刑を償却することに至る爲其總てに對し此職務を執行す

治安判事は委託監獄に於て償却する拘禁刑に對し前述の職務を施行す

裁判官又は治安判事は營造物の指揮者の意見を聽き服役命令に依り必要なる處分を議定し而して之を執行すべき官憲及び檢事局に通達す

右の服役命令は法律の別異に規定するときを除く外異議を准さず

第五八六條

(金刑の執行)

金刑の處刑は法律及び規則の設くる方法に依り之を執行す

執行の保障に付ては第六一六條第六一七條及び第六一八條を遵守す

若し治安判事の發したる處刑の決定を以て適用したる金刑に關するときは決定と共に異議を申立つるに至らざるときは之を申立つる期間の經過に次ぐ五日内に所科の罰金又は科料及び訴訟費用を支拂ふことを命ずる訓令を送達す

處刑者及び若し其場合なるときは民事科料義務者の罰金支拂の缺如及び無資力を確認したるときは檢察官又は治安判事は刑法典の規範に依り金刑を拘禁刑への變換に處分す此效果に依り處刑者の收監命令狀を治安官憲に移送す而して之を機宜と認むるときは第五八一條第二項に示す送達を執行せしむることを得若し利害關係者檢事局又は治安判事の施したる處分に異議を申立つるときは效果を停止することなく第五八二條第三項を適用す

第五八七條

(附加刑の執行)

刑法典第三二條の豫見する場合に在りては處刑の判決確定と成るや否や檢察官は後見の組成の爲必要なる處分を發議す

右の必要に於て處刑の判決を抄本に依り管轄治安判事に移送し而して關係處分の施さるることを確認す



父權又は夫權の喪失を將來し又は假停止を命ずる所の處分を執行すべきときは治安判事は前述の  
通達に次ぎ民事法律の規範に依り必要な處分を施す

處刑の判決又は其他の處分より前數規定の豫見する所と異なる附加刑を生ずるときは檢察官又は治  
安判事は治安官憲に又必要なるときは其他の利害關係官憲に執行すべき附加刑の指示と共に處刑の  
判決の主文を通達したる上其執行に注意す

假に適用したる附加刑の執行に付き同一の規定を遵守す

地方裁判所檢察事は裁判記録の名札に依り刑法典の規範に依り處刑に續く所(の附加刑)及び假に適用  
したる所の附加刑の註解に付き處分す

第五八八條

(附加刑消滅の場合に於ける處分)

復權又は其他の原因に基く附加刑消滅の場合に於ては地方裁判所檢察事は裁判記録の名札に依り之  
を確定したる原因の記載と共に到來したる消滅の註解に付き處分す、地方裁判所檢察事は治安判事及び  
行政官憲に其各自管轄の處分の爲施行したる註解の報知を與ふ、附加刑の執行に關する處分に對し處刑者は執行附帶訴訟を申立つることを得其條件を備ふるとき  
は第五八二條第三項に示す制裁適用可能なり

第五八九條

(刑の執行の延期 || Differimento)

刑法典第一四六條第一號及び第二號の豫見する場合に在りては執行を管轄する檢察官又は治安判  
事は執行を延期する爲必要な處分を與ふ

同條第三號の豫見する場合に在りては恩典の要求を處分するに先ち死刑の執行を命ずることを得  
ず

刑法典第一四七條の設くる權能は執行を管轄する檢察官又は治安判事之を行使す但同條第一號の  
豫見する場合は此限に在らず此場合に於ては處分は専ら司法大臣に屬す

前に拘禁せられざりし拘禁刑處刑者の收監命令狀執行せられしとき檢察官又は治安判事刑法典第  
一四六條第一號及び第二號の豫見する條件の存在を確認せば直に釋放に處置す、若し既に死刑の執行  
を取極めしに恩典の要求提出せられ來るときは檢察官は同要求の處分せらるる迄は執行を停止  
す

刑法典第一四七條の豫見する場合に於て拘禁刑處刑者の收監命令既に執行せられしときは専ら司  
法大臣より釋放を命ずることを得

減刑の請願の提出に因り延期を特定したるときは檢事局又は治安判事は減刑の要求却下の通知到  
達するか又は減刑の勅令通達せらるるや否や直に處刑の判決を以て科せられたるか又は減刑に因り  
變換せられたる刑の執行を處分す



其他の場合に於ては若し延期又は停止を特定する原因の終熄明となるときは延期又は停止の命令を取消し而して直に刑を執行す

第五九〇條

(刑の條件附停止及び其他の特典の取消)

刑法典第一六八條の豫見する刑の條件附停止の取消は若し其後他の處刑存らざりしときは處刑の判決を申渡したる裁判所の執行附帶訴訟に付き設くる形式を以て之を宣告す又之に反する場合に於て若し最終の處刑の判決を以て處分せられざりしときは之を言渡したる裁判所よりす

同一の方法に依り處分する取消左の如し

一、刑法典第一七五條第二項の規範に依り記録の證明に處刑を記載せざる命令の取消同取消を特定したる犯罪に對し言渡したる處刑の判決を處分せざりしとき

二、同法典第一七七條の豫見する場合に於ける條件附釋放の取消

第二節

大赦、特赦及び減刑の適用に就て

第五九一條

(被告人に大赦又は特赦の適用)

大赦の勅令は被告人に豫審中は無罪放免の判決を申渡すことを管轄する裁判所より之を適用す移送の判決の後又公判への召喚の請求又は決定の後且辯論の前は公判を管轄する裁判所勅令を適用す辯論の進行中は論告( Rigusiti)を歸結せば直に適用す若し上訴を申立てしときは上訴の斷定を管轄する裁判所の討議の前に於ても勅令を適用することを得  
特赦の勅令の適用は公判を手續する裁判所より處刑の判決を以て職權を以てしても之を被告人に行ふ

大審院は止た大赦又は特赦の適用のみの爲公判を本案の裁判所に移送することなく而して未だ訴訟手續に於て確認せられざりし事實の豫先の評價無くしては勅令を適用すること能はざる場合の外は其判決を以て之を處分す

第五九二條

(大赦の先決性及び原則の例外)

其取調が特典適用の爲に絶対に必要に非ざるときは大赦は裁判所に公訴に關する他の一切の問題を取調べ及び斷定する權能を解除す但第一五二條第二項に規定する所に付ては此限に在らず

第五九三條



(處刑者に大赦又は特赦の適用)

處刑者に付ては大赦又は特赦の勅令の適用は關係宣告の請求を以て檢事局之を發議す治安判事は職權を以て處分す拘禁處刑者の釋放は大赦又は特赦を適用する處分を以て終局に釋放を命する前と雖も檢察官又は治安判事より假に之を處置することを得

大赦又は特赦の適用は處刑の判決を言渡す裁判所の宣言を以て行はる

若し右に示す孰れの方法に依りても處分せられざりしときは特典適用の權利を有すと思料する者は宣言を管轄する裁判所に申請を提起することを得

大赦は利害關係者より其處分を請求し來るときは刑の執行終了せしときと雖も之を適用することを要す

第五九四條

大赦又は特赦の勅令を適用する裁判所の宣言は判決を以て既に處分せられしに非ざる總てのときに命令を以て評定室に於て之を發す

尙必要なるときは裁判所は刑法典第二一〇條の正文に依り處分す

第五九五條

(減刑に關する手續)

減刑の請願は國王に宛て而して之を司法大臣に提出す請願書には處刑者其近親者處刑者に付き後見又は保佐を行ふ者若くは一代言人又は一代訴人署名することを要す刑の執行を管轄する檢察官又は治安判事の所在に管區を有する控訴院側檢事長又は自己の觀察と共に前述の檢事長に移送する所の監獄の指揮者に提出することを得檢事長は機宜の調査及び觀察を蒐集し請願及び其他之に關する一切の資料を司法大臣に移送す

院側檢察官又は處刑を言渡したる地方裁判所及び場合を分ち自己の言渡したる處刑に付ての治安判事は其場合なるときは若し處刑者拘禁せられあらば其釋放を命じ且遲滯無く處刑の判決又は決定の原本の餘白又は末尾に同勅令の註解を爲す爲に處分し以て減刑の勅令の執行を注意す

刑法典第二一〇條末項の豫見する場合に於ては檢察官は保安處分の適用に付き關係ある處分を發議す

第五九六條

條件附の大赦は進行中の訴訟手續又は處刑の刑事判決の執行を勅令の設けたる期間の經過する迄又若し期間の設あらざるときは勅令公布の日より第六月の經過する迄停止する效力を有す訴訟手續の停止中裁判官は證據保存の爲緊急なる行爲を履行することを得



條件附の大赦又は特赦は若し期間の経過に當り特典の授與の隸屬する條件又は義務の満了を表明するときは確定に之を適用す

特赦に關する規定は適用可能なる限檢察官條件附減刑の勅令の執行に付き亦之を遵守す  
若し處刑者特定の條件を満了せざる際既に適用したる特典を取消すべきときは執行の裁判官又は減刑に關せば檢察官勅令に設けたる條件を果して實證したるやを取調べ然る場合には確定に特典を適用せられたるを宣告し其他に於ては之が取消を命ず

取消の處分は勅令の誤れる適用の理由に因るときと雖も上告を准さるる(性質の命令に依り第五九〇條に示す形式を以て之を與ふ)  
新なる罪に因る審理中(條件の)不滿了を確認するときは特典の取消は此審理を手續する裁判官の判決を以て之を處置することを得

### 第三節

#### 復權に就て

#### 第五九七條

(申請及び管轄)

復權は處刑又は最終の處刑を言渡したる管區の控訴院に之を要求す  
復權の要求を斷定する管轄は法律の別異に規定せざるときは特別裁判所の言渡したる處刑に關するときと雖も亦通常の司法官憲に屬す

處刑の判決若し外國の裁判所より言渡されたりしときは復權の要求は之を該判決を認知したる控訴院に宛つ

要求には處刑の一判決又は數判決の公正謄本を添附し且申請を申立て得るに付き刑法典の設くる期間の経過したること及び處刑者の刑法典第一七九條の規範に依り復權を讓與するを妨ぐる條件の中に在らざることを歸結する證據物を合一す

#### 第五九八條

(審理及び斷定)

控訴院は機宜と思料する報道を治安官憲を介しても集取することを得而して評定室に於て檢事長の論告書に付き議定す處刑者は自己若くは其爲に選任したる代言人又は代理人の署名したる覺書を提出することを得

#### 第五九九條

院は上告を准さるる判決を以て斷定す



若し復権を授與するときは處刑の一判決又は數判決の中に之が註解を爲す註解は利害關係者よりも之を要求することを得

若し復権拒否せらるるときは申請は判決の確定と成れる日より最初の申請の申立に付き設けたる所に等しき新なる期間の經過後に非ざれば之を更新することを得ず

去りながら若し復権が某書證の缺陷又は不規則に因り拒否せらるるときは總ての時期に於て新たな申請を申立つることを得

第六〇〇條

(復権の判決の取消)

中刑法典第一八〇條の豫見する場合に於ける復権の判決の取消は可能なるときは其取消の行はるる所以の犯罪に因り裁判所の言渡す處刑の判決を以て之を宣告す  
右の方法に依り處分せざるときは取消は執行附帶訴訟に付き設くる形式を以て最終の處刑の判決を言渡したる裁判所之を宣告す

第六〇一條 (無罪放免の判決に由來する無資格の消滅)

別異に規定せざる總ての法律の豫見する證據不十分の爲の無罪放免に由來する無期法律上無資格の消滅は無罪放免者が善行の確實且不斷の證據を與へたるときは判決の確定と成れる日より五年の

後之を宣告することを得

取消は利害關係者の申請に依り執行附帶訴訟の形式を以て裁判所之を宣告す若し利害關係者の品行の故に因り申請却下せらるるときは他の五年經過するに先ち再び之を申立つることを得ず

第六〇二條 (戸籍書類の謄本抄本又は證明書に特定の記載の禁止)

戸籍書類の謄本の中抄本の中及び證明書の中には某人の死の原因の死刑の執行なること又は人の監獄又は拘禁保安處分の營造物に於て死亡したること若くは被告とせられ處刑又は拘禁保安處分に付せられたる女子より人の此等の場所の一に於て出生したること又は此等の場所の一に父の拘禁の状態の間に人の出生したることの戸籍簿より生ずる情狀の記載は之を爲さず

尙戸籍書類が監獄又は拘禁保安處分の營造物に於て履行したることの記載を含有するとき若し其記載が書類の性質及び效力に對し必要に非ざれば總て右の規定を遵守す  
若し異論を生ずるときは利害關係者は第六二八條以下の正文に依り執行附帶訴訟を申立つることを得

第四節

裁判記録 II Casellario Giudizial に就て



第六〇三條 (記録事務所及び其土地管轄)

各地方裁判所側に地方裁判所検事の直接の指揮及び監督の下に於て一記録事務所管区内の出生者に關し次の條に指示する處分の抄本を集取及び保存す

後に伊太利の市民権を獲たりとするも外國に於て出生したる外國人又は無籍人に關し又は外國に於て出生したる人民又は本國家の領域内に於ける出生地を確認する能はざる人民に關する處分の抄本は羅馬地方裁判所側の記録事務所に之を保存す

第六〇四條 (記録記入の處分)

法律の特別の規定の定むる註解に加ふるに裁判記録には抄本に依り左の事項を記入す

- 一、 刑法典又は諸特別法の定むる刑事事案の中
  - a. 確定と成るや否や處刑の判決及び執行可能と成るや否や處刑の決定執行裁判所の發する命令及び刑又は處刑の刑事效果に關する検事局の處分
  - b. 確定と成るや否や豫審又は公判に於て言渡したる無罪放免の判決、再審の裁判に於て大審院又は移送裁判所より言渡し處刑者を無罪と宣告する判決
  - c. 處刑者を常習性又は職業性の犯罪者又は違警罪者と宣告したる所以の處分、保安處分の適用

代換及び取消に關する決定

二、 民事事案の中禁止又は無資格を言渡し既判事項の力を獲得したる判決及び之を取消す處分、裁判所の精神病院又は感化院への人の庇隠又は其處分の取消を命ずる所の處分

三、 商事事案の中商人を破産者と宣告し又は看做し協諾契約を認許し破産を取消し又は破産者の復権を宣告する所の判決又は處分

四、 公民権の喪失又は取消及び外國人の追放に關する行政處分

第一號、第二號及び第三號に記載する處分は之を發したる通常又は特別の司法官憲の何れたるを分たす之を記録に記入す、其公報を與へらるるときは伊太利の人民に對し、伊太利の公民権を喪失したる者に對し又は本國家の領域内に居住する外國人又は無籍人に對し、伊太利の法律も亦罪として豫見する事實に付き外國司法官憲の言渡したる判決を同じく記入す而して若し王國に於て判決を認知したるときは其記載を爲す

其外記録には若し刑事處刑に關するときは刑を償却したる場所及び時の記載若くは大赦、特赦、減刑、條件附釋放又は其他の原因に基き全部又は一部償却せざりしことの記載を挿入す、尙復権を宣告又は取消したる處分を記入することを要す

第六〇五條

(記録記入の除去)



其關する者の出生より九十年經過するとき若くは記入の關する者の死の確認に付き公報あらば直に記録の記入を除去す

第六〇六條

(官憲又は公署に交付する刑事證明書)

刑事裁判權を有する總ての官憲は特定人の名に於て存する一切の記入の證明書を刑事裁判の故に因り取得する權利を有す  
事實の存在せざるに因り又は被告人の之を犯さざりしに因る無罪放免の判決は之を除外し刑事證明書が該證明の關する者の關係に於て其職務の行爲を處分する爲必要なるときは同様の權利總ての公行政部及び公役負擔の公署に屬す

第六〇七條

(個人に交付する刑事證明書)

記録の記入に關係する者は要求に理由を附せず關係證明書を取得する權利を有す  
他人に關する證明書は單に之を裁判に提示する爲若くは選舉權の故又は使用奉公又は作業の保障の故に因り個人より之を請求することを得要求書には請求者の目的を詳述し且合法なる利益を表示することを要す

第六〇八條

(個人の請求する刑事證明書中記載す可らざる記入)

個人の請求に依り發給する證明書には次條に規定したる所を除く外左の事項の記載を爲さず

- 一、拘禁保安處分又は監視附自由を將來せざる無罪放免の斷定及び移送せず又は再審裁判の效力に因り無罪に次ぎ取消したる處刑
- 二、刑典第一七五條に示す場合に於て特典取消されざりしに因り證明書の中に記載を爲さざることを命ぜし處刑
- 三、若し其者の負擔に其後如何なる他の拘禁刑の處刑をも生ぜざるときは罪を犯したる際十八歳に満たざりし者に科したる金刑若くは單獨又は他の刑に添附し懲役六月又は拘役一年を超えざる拘禁刑の最初の處刑
- 四、刑典第一六七條第一項に記載する條件を實證したるに因り消滅と成れる罪の處刑
- 五、刑典第五四四條、第五五六條、第五六三條、第五七三條及び第五七四條の豫見する消滅の特別の原因を實證したる罪の處刑
- 六、其關係に於て確定に大赦の適用せられし處刑及び其後に取消されること無く復權の宣告せられし處刑
- 七、法律が罪と看做すことを止めたる事實に因る處刑
- 八、無罪放免の判決に續きたる保安處分の處分取消されしとき



九、第六〇四條第二號第三號及び第四號に示す處分  
一〇、本國家に於て認知を生ぜざりし外國の判決

第六〇九條

(選舉の故に因り發給する刑事證明書)

選舉の故に因り發給する證明書には選舉權に影響を有せざる處刑及び其他の處分の記載を爲さず

第六一〇條

(記録の記入及び證明に關する異論)

前條に規定したる事の内部に異論を生じ又は裁判記録の記入又は證明の訂正を要求するときは利害關係者の申請に依り地方裁判所檢事之を處分す、利害關係者處分に異議を爲すことを欲するときは執行附帶訴訟を申立つる權能を有す

第三章

刑事事案に於ける民事執行に就て

第一節

費用に就て

第六一一條

(費用の豫納)

刑事訴訟手續の費用は國家之を豫納す但無償救護を認容せられざる私當事者の申請に依り爲す可き行爲に關するものは其例外とす(譯者註、看第四一九條)

第六一二條

(處刑の執行及び監獄の給養の費用)

死刑の執行に關する費用は國家の負擔とす、若し死刑を拘禁刑に變換するときは拘禁刑の執行費に關する規定を適用す

拘禁刑處刑の執行に關する費用は求償無く國家の負擔とす但刑法典第一八八條に定むる所は此限に在らず

司法監獄及び刑務所に於ける給養の費用は刑法典第一四五條の正文に依り之を回收す、右の費用の割當又は決算に付き若し異論を生ずるときは斷定の管轄は第六二八條以下の設くる形式を以て處分する執行裁判所に屬す



第六一三條

(國家の豫納したる費用の回收)

國家の豫納したる訴訟費用の回收には該費用支拂の義務を宣告したる裁判所の處分の執行に依り法律及び規則の設くる形式に依り手續す

第六一四條

(無資力の場合の處分)

國家の豫納したる費用の辨償に依り處罰の判決を言渡したる裁判所の書記は必要なるときは貸付の名義及び金額を示したる上無資力と宣告せられし者の概要を地方稅務警察署に通告す

稅務警察署は無資力宣告者の眞の經濟狀態及び其者に到達したる一切の所有權に付き速に報告するの方法に依り處分し而して無資力を歸結するときは遲滯無く之を請求したる書記に報告を通知す

書記は専心に貸付回收を手續す

第六一五條

(新聞紙上判決公示の費用及び掲載の義務)

新聞紙の主幹又は責任編輯者は其新聞紙に起れる公示に因り自己又は他人に對して言渡され且裁判所の其公示を命じたる處刑の確定判決を費用の豫納又は辨償の權利無く執行管轄官憲の請求を收

受したる日より遅くも之に續く三日内に公示することを要す  
此場合の外裁判所より新聞紙上に刑事判決の掲載を命ずるときは指定新聞紙の主幹又は責任編輯者は檢察官の請求又は處分するの義務又は認可ある者の申請に於て費用總額の豫納を用ひ且刑事稅率に關する規定の設くる方法に依り之を執行することを要す、異論の場合に在りては若し出頭せば當事者の意見を聽き新聞紙を出版する地の地方裁判所長の命令を以て費用を清算す、此異論は公示を遲滯することを准さず

裁判所の之を命じたる所に因る全文又は抜萃の公示は新聞の本紙と同一の版形、物體及び活字の附録紙上に於て亦之を爲すことを得之を其各原稿に同一にし且正確に複製したる一様の文の前後に於て施行することを要す

様式如何を分たす若し新聞紙の主幹又は責任編輯者前規定に違反すれば發行者及び印刷所所有者と連帶に於て五千乃至一萬リレを科料金庫に支拂ふことに之を處罰す、處罰は檢察官の請求又は義務又は認可ある者の要求に依り若し出頭せば利害關係者の意見を聽き評定室に於て新聞紙を發行する地の地方裁判所長の命令を以て之を言渡す

第六二一條の規定適用可能なり

第二節



## 執行の財産擔保に就て

## 第六一六條

## (法定抵當權の訴訟手續)

其前に訴訟手續の進行中なる地方裁判所側又は院側の檢察官及び其管轄の訴訟手續中なる治安判事は刑法典第一八九條及び第一九〇條の豫見する法定抵當權の登記を請求することを得  
 登記は被告人に對する訴訟手續の最初の行爲の後又は之に續きて之を請求することを得  
 法定抵當權は無償に之を登記することを要す、刑法典第一九一條第一號第二號及び第三號の正文に依り利害關係を有する者は同じく此利益を受く

## 第六一七條

## (保存押收の訴訟手續)

檢察官は刑法典第一八九條及び第一九〇條の豫見する押收(差押)を要求することを得  
 處分は正式豫審の間は其手續を爲す裁判官又は豫審部の長より、又略式豫審を以て又は直行公判に於て手續するときには審理管轄の院又は地方裁判所の(裁判)長又は治安判事より之を發す、公判準備行爲の間及び公判の間は其(裁判)長又は治安判事より發す、若し上訴を准す處刑又は無罪放免を言渡したるときは押收は事件を上訴裁判所に移送する前は判決を言渡したる法院又は地方裁判所の(裁判)長又は

治安判事より又其後は上訴に付き審理すべき院又は地方裁判所の(裁判)長之を命ず

押收は治安判事其管轄の訴訟手續中職權を以て亦之を命ずることを得

裁判所は評定室に於て理由を附したる決定を以て處分す、押收は裁判所附屬吏動産物擔保に付き民事訴訟法典の設けたる形式を以て之を執行す

押收は刑法典第一九一條第一號第二號及第三號の正文に依り利害關係を有する者同じく利益を受

## 第六一八條

## (抵當權の登記又は押收の異議)

法定抵當權の登記又は押收には管轄裁判所の書記課に於て接受する申立を以て利害關係を有する總ての者より異議を爲すことを得

若し檢事長抵當權の登記又は押收を請求したるときは控訴院執行附帶訴訟に付き設けたる形式を以て異議に付き斷定す、其他の場合に於ては地方裁判所之を斷定す

異議は停止の效力を有せず

抵當の抹消又は押收の取消は必要あるときは被告人を刑法典第一八九條に示す債權を保障するに十分なる保證又は擔保に服せしめたる上之を命ずることを得

所有權の争訟の場合には院又は地方裁判所は其間抵當又は押收を維持したる上異議の斷定を其地



の第一審管轄民事裁判所に移送す

三二八

#### 第六一九條

(無罪放免の場合に於ける抵當の抹消及び押收の解除)

刑法典第一八九條の正文に依り無罪放免の確定判決後執行すべき抵當の抹消又は押收の解除は執行を管轄する檢察官又は治安判事の注意に依り之を行ふ若し檢察官又は治安判事處分せざりしときは利害關係者は執行附帶訴訟を申立つることを得

#### 第六二〇條

(抵當又は押收の財産の賣却より獲たる又はは保證の爲供託したる金額の分配)

抵當又は押收の財産の賣却より獲たる金額及び保證の名義に依り供託したる金額にして科料金庫に歸屬せざりしものの分配は仍ほ債務として残る金額を通常の形式を以て取得する爲の民事訴權を除く外は刑法典第一九一條に設くる順位に依り之を行ふ

刑法典第一九一條第二號に示す債權にして債權の配當順位の時期に清算せられざりしものは右に記載したる民事訴權を除く外指定したる債權を其順位に従ひ次第に満足せしめ残る所の金額に付き其支拂を行ふ若し前述の債權の爲清算の審理進行中に在るときは其地の郵便局への略相當の金額の供託を命ずることを得又前述個條第三號に示す債權支拂の爲に保證を定むることを得

#### 第六二一條

(定期印刷物の方法を以て犯したる罪の場合に於ける特別擔保)

其方法を以て罪を犯したる印刷を實行したる活版の機械活字及び其他の物件は作業の契約又は機械供給の契約に由來する特權を除く外刑法典第一八〇條に示す債權支拂の爲に擔保權を組成す

### 第三節

刑事訴訟手續に因る押收物に關する財産上の處分に就て

#### 第六二二條

(刑事押收の期間及び押收物の還付)

第二二二條第二三六條第三三七條及び其以下の規範に依る押收物は訴訟手續に必要なるときより之を押收の下に保持す

刑事訴訟手續終了し前述の物若し被告人に屬し其沒收を命ぜられしときは國家に歸屬す其他の場合に於ては被告人十分なる保證又は擔保を爲すときを除く外刑法典第一八九條に示す債權支拂の擔保に於て押收を保持す

處刑者に屬せざる物若し沒收す可きに非ざるときは處刑の判決確定と成れる後權利を有する者に還付す

三二九